

浦添市環境基本計画

豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添



平成25年3月

浦添市環境基本計画

平成 25 年 3 月

浦添市

まえがき



私たちの住む「てだこの都市・浦添」は、かつて琉球を統べる国の中心として東シナ海への地勢を背景に琉球国中山の王統を発祥し、500年にわたる中国との朝貢貿易を開いた地として自然と調和した政治・経済や歴史文化に栄えた地でした。現代史において、慰霊の念をもって深く刻み込まれた先の大戦によって沖縄全土が焦土と化したなか、歴史上の要衝の地である「うらそえ」もまた同様に環境が激変した負の遺産を抱えましたが、その復興に始まった槌音の長き響きが今日のまちづくりへとつなぎ発展してきました。

他方、私たちの生活に根ざした今日の経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムに長く組み込まれ、その結果として環境への負荷を増大させ、地域の環境阻害に止まらず地球温暖化などの例にみる複雑化した地球環境問題を惹き起こしています。

私たちの住む「てだこの都市・浦添」の地にあつて、市民をとりまく環境問題の解決に向け自然的及び社会的な背景を考慮した環境保全活動を考えるとき、先人たちの「自然は、未来の子ども達からの預かりもの。」とする活動理念にならい、継承された自然の恵沢に浴する私たちの権利のみならずその恵沢を将来世代へとつなぐ責務があることも認識しなければなりません。この基本的な考えの下に市民一人ひとりが、私たちの世代が自然と調和した地域環境の保全と創造に努めるとともに、人類そして生物種共通の生存基盤である地球環境の保全に向け環境への負荷を最小限度に止める活動に努めなければなりません。

本市では、「てだこの都市・浦添」の望ましい環境像「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」を実現すべく、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として「浦添市環境基本計画」を策定しました。

なお、この計画の推進にあつては、より良い環境の確保に向けて、行政は勿論のこと市民・市民団体・事業者及び来訪者がそれぞれの役割を認識し、地球市民としての大きな視野に立ち共通の理念の下に協働して推進することが重要になりますので、本市における社会計画として色濃く根付かせるため市民及び環境保全活動の主体となるべき全ての方々のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました浦添市環境審議会の委員の皆様には厚く御礼申し上げます。また、浦添市環境市民会議の委員の皆様やアンケート調査・パブリックコメント等を通して貴重なご意見をお寄せいただいた多くの市民・事業者の皆様には心から感謝申し上げます。

平成25年3月

浦添市長 松本 哲治

浦添市環境基本計画 目次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 計画の基本的な事項 | 1 |
| 1-1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 1-2 計画策定の背景 | 3 |
| (1) 国の動向 | 3 |
| (2) 県の動向 | 3 |
| (3) 近隣市町村の動向 | 3 |
| (4) 浦添市の動向 | 3 |
| (5) 本市における環境基本計画の必要性 | 3 |
| 1-3 計画の位置づけ | 4 |
| 1-4 計画の期間 | 4 |
| 1-5 計画の対象地域 | 4 |
| 1-6 計画の対象とする環境分野 | 5 |
| 1-7 計画の構成 | 6 |
| 第2章 環境の現況と課題 | 8 |
| 2-1 環境をとりまく社会情勢と政策の動向 | 8 |
| 2-2 市域の概況 | 12 |
| (1) 位置と地勢 | 12 |
| (2) 人口・世帯 | 13 |
| (3) 気象・気候 | 15 |
| (4) 産業 | 16 |
| (5) 土地利用 | 18 |
| (6) 交通 | 18 |
| 2-3 自然環境の現況と課題 | 19 |
| (1) 自然・水環境 | 19 |
| (2) 生態系と動植物 | 23 |
| 2-4 生活環境の現況と課題 | 27 |
| (1) 大気汚染 | 27 |
| (2) 水質汚濁 | 31 |
| (3) 騒音・振動 | 36 |
| (4) 地下水汚染、悪臭 | 38 |
| (5) 化学物質 | 39 |
| (6) 都市生活型公害 | 40 |
| (7) 生活排水対策 | 42 |
| 2-5 快適環境の現況と課題 | 44 |
| (1) 歴史文化 | 44 |
| (2) 景観 | 46 |
| (3) 公園・緑地 | 48 |
| (4) 水辺 | 50 |
| (5) 快適な都市環境 | 51 |

| | | |
|------------------------|--------------------|-----|
| 2-6 | 地球環境の現況と課題 | 52 |
| (1) | 地球温暖化 | 52 |
| (2) | 省エネルギー | 58 |
| (3) | 再生可能エネルギー | 60 |
| (4) | 廃棄物 | 61 |
| 2-7 | 協働の現況と課題 | 64 |
| (1) | 環境教育及び環境学習 | 64 |
| (2) | 協働 | 67 |
| 2-8 | 計画の取組課題 | 70 |
| (1) | 浦添市環境基本条例と環境分野との関係 | 70 |
| (2) | 計画の取組課題の設定 | 71 |
| 第3章 環境基本計画がめざすもの | | 78 |
| 3-1 | 望ましい環境像 | 78 |
| 3-2 | 基本目標 | 79 |
| 3-3 | 各主体の責務 | 81 |
| (1) | 市の役割 | 81 |
| (2) | 市民の役割 | 81 |
| (3) | 市民団体の役割 | 81 |
| (4) | 事業者の役割 | 81 |
| (5) | 来訪者の役割 | 81 |
| 3-4 | 施策の方向 | 82 |
| (1) | 人と自然との共生 | 82 |
| (2) | 良好な生活環境の保全 | 82 |
| (3) | 循環型社会の構築 | 83 |
| (4) | 地球環境の保全 | 83 |
| (5) | 協働・参画社会の構築 | 84 |
| 3-5 | 施策の体系 | 85 |
| 第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容 | | 91 |
| 基本目標1 人と自然との共生 | | 91 |
| 施策の方向1-1 | 水循環の維持、回復及び有効利用 | 91 |
| 施策の方向1-2 | 生物多様性の保全 | 93 |
| 施策の方向1-3 | 環境配慮型農水産業の推進 | 96 |
| 施策の方向1-4 | 自然とのふれあいの場の保全 | 97 |
| 基本目標2 良好な生活環境の保全 | | 98 |
| 施策の方向2-1 | 人の健康及び生活環境の保全 | 98 |
| 施策の方向2-2 | 快適な都市環境の創造 | 103 |
| 基本目標3 循環型社会の構築 | | 108 |
| 施策の方向3-1 | 資源の有効利用の促進 | 108 |
| 施策の方向3-2 | 廃棄物の適正な処理の推進 | 110 |
| 施策の方向3-3 | グリーン購入の推進 | 112 |
| 施策の方向3-4 | エネルギーの有効利用の推進 | 113 |

| | |
|--------------------------|-----|
| 基本目標 4 地球環境の保全 | 115 |
| 施策の方向 4-1 地球温暖化対策の推進 | 115 |
| 施策の方向 4-2 地球規模の環境問題への貢献 | 118 |
| 基本目標 5 協働・参画社会の構築 | 120 |
| 施策の方向 5-1 環境教育・環境学習の推進 | 120 |
| 施策の方向 5-2 自発的な活動の促進 | 123 |
| 施策の方向 5-3 協働の促進 | 125 |
| | |
| 第 5 章 行動指針 | 127 |
| 5-1 各主体の責務 | 127 |
| 5-2 各主体の行動指針 | 128 |
| (1) 市民及び市民団体の行動指針 | 128 |
| (2) 事業者の行動指針 | 131 |
| (3) 来訪者の行動指針 | 135 |
| (4) 市の行動指針 | 137 |
| 5-3 地域別行動指針 | 140 |
| (1) 地域区分の考え方 | 140 |
| (2) 地域別行動指針 | 141 |
| | |
| 第 6 章 計画の推進 | 159 |
| 6-1 先導的な推進プロジェクト | 159 |
| (1) プロジェクトの抽出 | 159 |
| 6-2 推進体制 | 160 |
| (1) 体制図 | 160 |
| (2) 組織の役割 | 160 |
| (3) 環境監視体制の整備、及び調査・研究の実施 | 161 |
| (4) 広域連携・関係団体との協力 | 161 |
| 6-3 進捗管理 | 162 |
| (1) PDCA サイクル | 162 |
| (2) 点検・評価 | 163 |
| (3) 結果の公表 | 163 |
| (4) 見直し | 163 |
| | |
| <資料編> | |
| 1 浦添市環境基本計画の策定体制 | 164 |
| 2 浦添市環境基本計画策定経過 | 165 |
| 3 浦添市環境審議会等名簿 | 168 |
| 4 浦添市環境審議会答申 | 172 |
| 5 浦添市環境基本条例 | 173 |
| 6 用語解説 | 178 |

第1章 計画の基本的な事項

1-1 計画策定の趣旨

環境基本計画とは、浦添市環境基本条例（平成23年6月制定）第10条第1項の規定により策定する、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画のことです。

浦添市環境基本条例では、今日の本市の環境や地球環境問題を踏まえて、環境の保全及び創造に関する環境施策の基本理念を定めています。

浦添市環境基本条例（抜粋）

（平成23年6月29日条例第15号）

（基本理念）

第3条 この条例において、環境の保全及び創造は、地球市民として大きな視野に立ち、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
- (2) 自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
- (3) 良好な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
- (4) 先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
- (5) 全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って、協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。

（環境基本計画）

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定による基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、浦添市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

浦添市環境基本計画は、浦添市環境基本条例で掲げる基本理念の実現に向け、環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能な地域を構築するため、必要な施策の総合的・計画的な推進を目的に策定します。

【浦添市環境基本計画策定の目的】

- 浦添市環境基本条例で掲げる基本理念の実現に向け、環境への負荷が少なく持続的に発展することが可能な地域を構築するため、総合的かつ計画的な施策の推進をめざします。
- 浦添市総合計画のまちづくりの目標について、環境面から方向を示します。
- 浦添市の望ましい環境像を示します。
- 望ましい環境像の実現に向けた中長期的な環境行政施策の方針を設定し、事業内容の体系化を図ります。
- 市・市民・事業者・市民団体・来訪者による取組のための指針とします。
- 市民・事業者との連携のあり方を示します。
- 策定過程で各主体の参加を得ることにより、環境施策に関する深い理解を促します。
- 目標達成のために、定期的な進行管理を行います。

1-2 計画策定の背景

(1) 国の動向

国は、平成 5 年に「環境基本法」を制定しました。同法第 36 条には、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しており、地方公共団体は、より良い環境の実現に向け、環境基本法や国の環境基本計画の理念や枠組みに準じ、地域の自然的社会的条件に応じた総合的な内容の環境計画の策定が求められています。

(2) 県の動向

沖縄県は、平成 12 年に「沖縄県環境基本条例」を制定しました。平成 15 年には「沖縄県環境基本計画」が策定されています。

(3) 近隣市町村の動向

近隣の那覇市においては、平成 12 年に「那覇市環境基本計画」が策定され、平成 16 年には「那覇市環境基本条例」が制定されました。平成 19 年に「那覇市環境基本計画」の改訂を行なっています。

(4) 浦添市の動向

本市では、「浦添市公害防止条例（昭和 48 年）」、「浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年）」、「浦添市空き缶・吸い殻等のポイ捨て防止による環境美化促進条例（平成 15 年）」、「浦添市景観まちづくり条例（平成 19 年）」を制定し、規制措置等を中心とした環境行政を進めてきました。

また、平成 23 年 6 月には、今日の多様化した環境問題を解決していくために、浦添市の環境のあるべき姿を定め、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が協働して一体的に取り組む基本的な考えなどを定めた「浦添市環境基本条例」を制定しました。

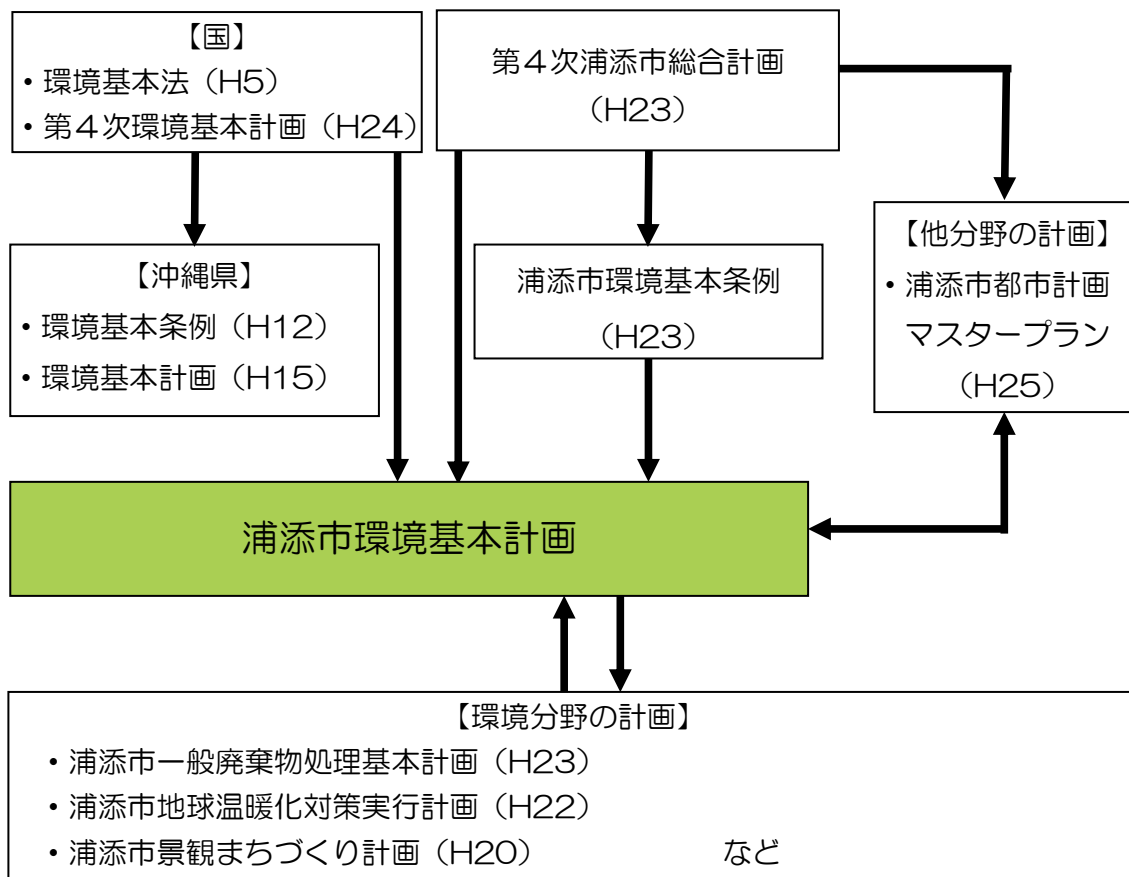
(5) 本市における環境基本計画の必要性

「浦添市環境基本条例」第 10 条では、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画の策定を規定しています。

環境に係る社会情勢、国や県の環境行政の新たな動向等に対応し、「浦添市環境基本条例」で定めた基本理念に基づき、施策を実行し、本市の環境行政を総合的に推進する計画として「浦添市環境基本計画」を定める必要があります。

1-3 計画の位置づけ

本計画は、浦添市環境基本条例に基づいて策定されるもので、国や県の環境基本計画や「第4次浦添市総合計画」などの上位計画を始めとし、各種実施計画などと連携を図り、本市における環境行政を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。



1-4 計画の期間

本計画の計画期間は、平成25年度（2013年度）から平成31年度（2019年度）までの7年間とします。なお、今後の社会情勢の変化や、科学技術の進展、人々の価値観の変化等により、必要に応じて柔軟に見直し（改訂）を図るものとします。

1-5 計画の対象地域

本計画の対象地域は、浦添市全域とします。

ただし、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県その他の地方公共団体及び民間の関係団体と連携して積極的に推進します。

1-6 計画の対象とする環境分野

本計画の対象となる環境分野については、日常の行動から派生する環境問題から、地域特性としての環境、アメニティとも呼ばれる自然や歴史文化並びに都市機能などの利便性などがもたらす生活と調和した快適さ（好ましい感覚）を感じる環境、地球的規模にかかる環境問題等まで幅広く捉えています。下の図は、これらを便宜的に自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の4分野に大別し、4分野の施策の基盤となる環境教育及び環境学習や協働に関する取組を、「推進に向けた体制」として加えたものです。



1-7 計画の構成

本計画の構成を以下に示します。

| 第1章 計画の基本的な事項 | | |
|---------------|---------|------------------|
| 1-1 | 計画策定の趣旨 | 1-2 計画策定の背景 |
| 1-3 | 計画の位置づけ | 1-4 計画の期間 |
| 1-5 | 計画の対象地域 | 1-6 計画の対象とする環境分野 |
| 1-7 | 計画の構成 | |

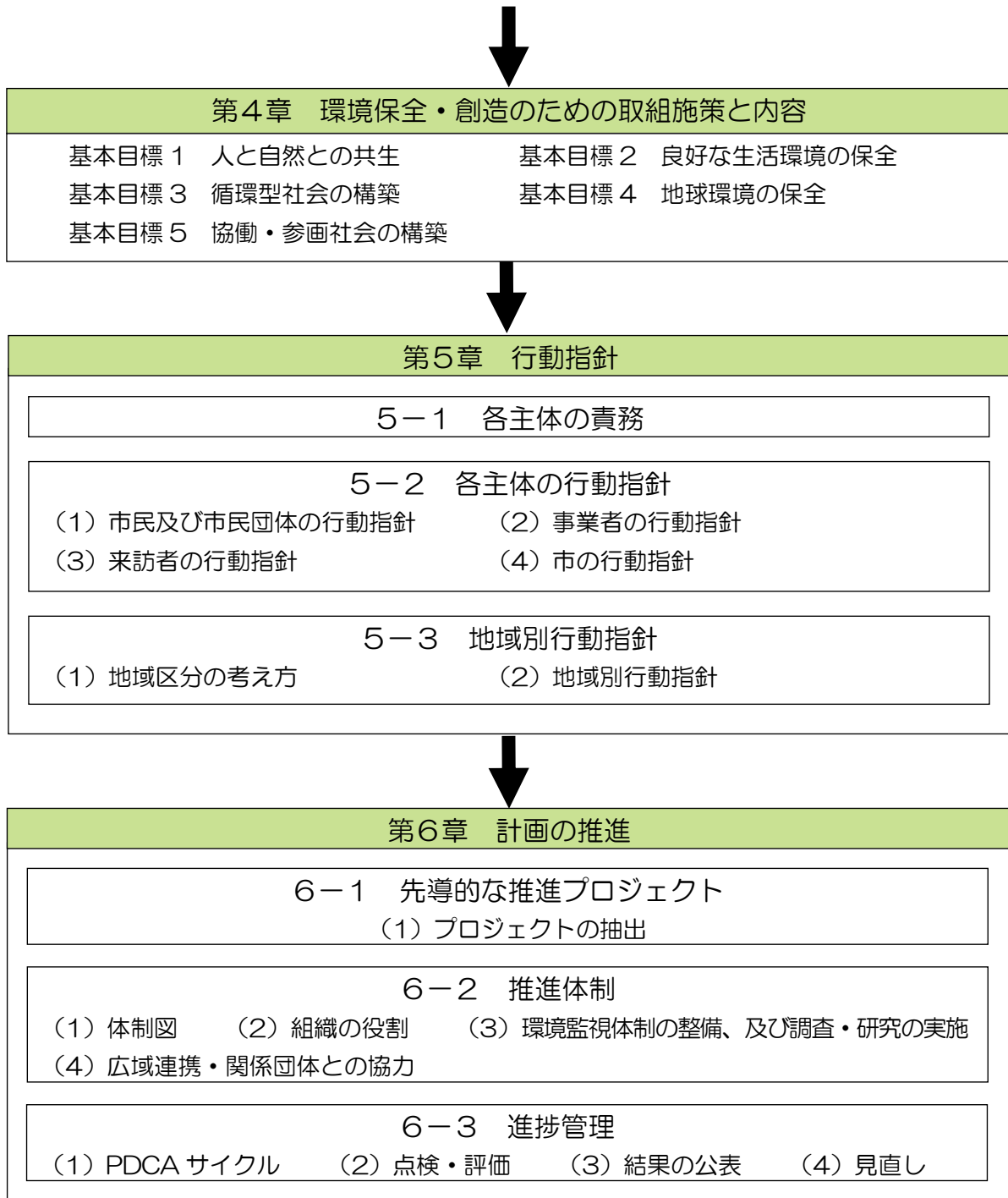


| 第2章 環境の現況と課題 | |
|------------------|-------------------|
| ■環境の現況と課題 | |
| 2-1 | 環境をとりまく社会情勢と政策の動向 |
| 2-2 | 市域の概況 |
| 2-3 | 自然環境の現況と課題 |
| 2-4 | 生活環境の現況と課題 |
| 2-5 | 快適環境の現況と課題 |
| 2-6 | 地球環境の現況と課題 |
| 2-7 | 協働の現況と課題 |
| 2-8 計画の取組課題 | |



| 第3章 環境基本計画がめざすもの | |
|------------------|----------------|
| 3-1 望ましい環境像 | |
| 3-2 基本目標 | |
| (1) 人と自然との共生 | (2) 良好な生活環境の保全 |
| (3) 循環型社会の構築 | (4) 地球環境の保全 |
| (5) 協働・参画社会の構築 | |
| 3-3 各主体の責務 | |
| (1) 市の役割 | (2) 市民の役割 |
| (3) 市民団体の役割 | (4) 事業者の役割 |
| (5) 来訪者の役割 | |
| 3-4 施策の方向 | |
| 3-5 施策の体系 | |





第2章 環境の現況と課題

2-1 環境を取りまく社会情勢と政策の動向

| 年 | 国際的な動向 | 日本の動向 |
|------|--|--|
| 1972 | ●国連人間環境会議（スウェーデン・ストックホルム） 「かけがえのない地球（Only One Earth）」を テーマに「人間環境宣言」が採択された。 | |
| 1973 | | |
| 1976 | | |
| 1977 | | |
| 1990 | | ●地球温暖化防止行動計画 2000年までに1人当たりの二酸化炭素排出量を 1990年レベルに安定化させることを目標とした。 |
| 1992 | ●地球サミット（ブラジル・リオデジャネイロ） 持続可能な開発に向けた地球規模での「環境と開発 に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言」や「アジェン ダ21」が採択された。 ●気候変動枠組条約 大気中の温室効果ガスの濃度安定化を目的とする 国際的な枠組みを定めた。 ●生物多様性条約 生物多様性の保全、遺伝資源の利用から生ずる利益 の公平な分配を目的とする。 | |
| 1993 | | ●環境基本法 ①環境の恵沢の享受と継承、②環境への負荷の少な い持続的発展が可能な社会の構築、③国際的協調に よる地球環境保全の積極的推進が掲げられている。 ●アジェンダ21 行動計画 国別行動計画。経済社会の仕組みの改善や国際協力 への積極的な姿勢を示している。 |
| 1994 | ●砂漠化に対処するための国連条約 深刻な干ばつ又は砂漠化に直面している国々におけ る砂漠化の防止及び干ばつによる影響の緩和などを 目的とした条約。 | ●環境基本計画 循環、共生、参加、国際的取組を長期的目標とし、 地球温暖化対策、循環型社会の形成、交通対策、水 循環の確保、環境教育などに重点をおいて施策を展 開。 |
| 1995 | ●気候変動に関する COP1（ベルリン） COP3 までに先進国の温室効果ガスの削減目標を 設定する議定書の作成を決定。 | ●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関 する法律 容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務づけ、消 費者は容器包装の分別排出、市町村は分別収集の責 任を負う。 |
| 1997 | ●気候変動に関する COP3 で京都議定書を採択 先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束 力のある数値目標が決定。日本は基準年比 6%減。 排出量取引など新たな仕組みが合意された。 | |
| 1998 | | ●特定家庭用機器再商品化法 家庭で不要となったテレビ、エアコン、洗濯機、冷 蔵庫の4品目についてメーカーに回収とリサイクル を、消費者に費用負担を義務づけた法律。 |
| 2000 | | ●循環型社会形成推進基本法 資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築 を促す基本方針を定めた法律。 |

| 沖縄県の動向 | 浦添市の動向 | 年 |
|--|--|------|
| ●沖縄県公害防止条例 | | 1972 |
| ●沖縄県自然環境保全条例 自然環境を保全すべき地域の指定、当該地域における行為の規制等について定めた。 | ●浦添市公害防止条例 市民の健康都会的な生活環境の確保のため、事業者、市、市民の責務を明らかにした。 | 1973 |
| ●水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例 水質汚濁防止法の排水基準に変えて適用する排水基準及びこれを適用する区域の範囲を定めた。 | | 1976 |
| ●沖縄県公害防止条例改正 事業者、県及び市町村の公害の防止に関する責務を明らかにした。 | | 1977 |
| | | 1990 |
| | | 1992 |
| | | 1993 |
| ●沖縄県赤土等流出防止条例 事業行為に伴って発生する赤土等の流出を規制し、公共水域の水質汚濁の防止を図る。 | ●浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、処分等の処理をし、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。 | 1994 |
| | | 1995 |
| | | 1997 |
| | | 1998 |
| ●沖縄県環境影響評価条例 沖縄県環境基本条例の本旨に基づき、環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにした。 | | 2000 |

| 年 | 国際的な動向 | 日本の動向 |
|------|---|--|
| 2000 | | <ul style="list-style-type: none"> ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 建設工事から発生する廃棄物の分別・リサイクルなどを定めた法律。 ●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 生産者・販売者に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。 ●環境基本計画見直し 地球温暖化対策、循環型社会の形成など 11 の戦略プログラムが新たに盛り込まれた。 |
| 2001 | | <ul style="list-style-type: none"> ●資源の有効な利用の促進に関する法律 1991 年に制定された「再生資源の利用の促進に関する法律」を抜本的に改正した。 |
| 2002 | <ul style="list-style-type: none"> ●ヨハネスブルグ・サミット 「アジェンダ 21」の実施促進や 1992 年の地球サミット後に生じた課題等について議論することを目的とした首脳会議。 | <ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策推進大綱 日本における「京都議定書」を履行するための具体的裏付けのある対策を明らかにしている基本方針。 ●新・生物多様性国家戦略 「自然と共生する社会」実現のための総合的な計画と位置づけが策定されている。 ●地球温暖化対策推進法改正 「京都議定書」を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた。 |
| 2003 | | <ul style="list-style-type: none"> ●循環型社会形成推進基本計画 「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定された。 ●環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 1人ひとりが環境についての理解を深め、取組を進めることができるよう環境教育を推進する法律。 |
| 2004 | | <ul style="list-style-type: none"> ●環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本的な方針 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に定められた事項を進めるための政府の基本方針。 |
| 2005 | <ul style="list-style-type: none"> ●京都議定書発効 2005年2月16日に発効された。 | |
| 2006 | | <ul style="list-style-type: none"> ●大気汚染防止法改正 ホルムアルデヒドのような揮発性有機化合物を規制するための改正が行われた。 |
| 2007 | | <ul style="list-style-type: none"> ●第三次生物多様性国家戦略閣議決定 「生物多様性」の認知度を 30%から 50%以上とするなど初めて数値目標を設定した。 |
| 2008 | | <ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策法改正 都道府県、政令市、中核市、特例市における施策についての計画策定を定めている。 ●省エネ法改正 事業者単位のエネルギー管理が導入された。 ●生物多様性基本法 野生生物や生息環境、生態系全体のつながりを含めた生物多様性の保存を目的とした基本法。 |
| 2010 | <ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性 COP10（愛知県名古屋市） | |
| 2011 | | <ul style="list-style-type: none"> ●環境影響評価法改正 戦略的環境アセスメントの考え方が導入され、またアセス対象事業に一定規模以上の風力発電所の設置が加わった。 |

| 沖縄県の動向 | 浦添市の動向 | 年 |
|---|---|------|
| ●沖縄県環境基本条例 環境の保全及び創造について基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにした。 | | 2000 |
| | | 2001 |
| ●ちゅら島環境美化条例 県民、事業者、行政等が一体となって、空き缶・吸い殻等の散乱を防止することを目的とする。 ●沖縄県振興計画 2002年度から2011年度までの10年間。国・アジア・太平洋地域の社会経済及び文化の発展に寄与する特色ある地域として整備を図る。 | | 2002 |
| ●沖縄県環境基本計画 沖縄県環境基本条例の基本理念の実現に向け、県民、事業者、行政等の各主体による環境保全の促進を図る。 | | 2003 |
| | ●浦添市都市計画マスタープラン 優れた自然環境や豊富な歴史・文化資源を活かした都市づくりと今後の街づくりにおいて、地域住民の参加による街づくりを基本としている。 | 2004 |
| | | 2005 |
| | ●浦添市一般廃棄物処理基本計画 ごみの適性な処理、生活排水処理に係る基本的事項を定める。 | 2006 |
| ●第三次沖縄県環境保全実施計画 沖縄振興計画における環境の保全及び創造に関する施策の短期の具体的な実施計画。 | ●第三次浦添市総合計画後期基本計画 浦添市の21世紀を眺望するまちづくりの基本となる計画。 | 2007 |
| ●沖縄県生活環境保全条例 沖縄県公害防止条例の全部を改正した条例。事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷を低減する行動を実施するための指針を定めた。 | ●浦添市景観まちづくり計画 行政と市民、企業、NPOが一緒になり、浦添の自然、歴史、文化等美しい風景を守り、誇りと愛着の持てる「てだこの都市・浦添」の実現に寄与することを目的に策定された。 | 2008 |
| | | 2010 |
| ●おきなわ21世紀ビジョン 21世紀ビジョンは、県民の参画と協働のもとに、将来（概ね2030年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取組の方向性と、県民や行政の役割などを明らかにする基本構想。その実現に向け、さらに沖縄振興計画に代わる新たな計画となる「21世紀ビジョン基本計画」の策定をめざしている。 ●沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 2003年策定の「沖縄県地球温暖化対策地域推進計画」の改訂版。2020年度までに、県域内の温室効果ガス総排出量を2000年度と同レベルから8%削減することを目標に掲げた。 ●おきなわアジェンダ21（改訂版） 2001年策定の「おきなわアジェンダ21」の改訂版。1992年「地球サミット」で提唱された「ローカルアジェンダ」の沖縄県版で、行政、事業者、市民団体、県民の協働のもと、各主体が自覚を持って行動するための啓発・行動計画と位置づけている。 | ●浦添市環境基本条例 環境の保全と創造についての理念や基本方針を明らかにした。 ●第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画 2001年（平成8年）策定の第二次計画の改訂版。一般廃棄物の適正な処理と再資源化、生活排水処理に係る基本的事項を定める。 ●第四次浦添市総合計画 浦添市の21世紀を眺望するまちづくりの基本となる計画。第三次計画の計画年度終了に伴い新たに策定。 | 2011 |

2-2 市域の概況

(1)位置と地勢

本市は、沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する西海岸沿いにおいて、東に西原町、南に那覇市、北東に宜野湾市と接しています。市域は東西に8.4km、南北に4.6kmで、北を頂点として南西と南東に広がった扇状の形をしています。総面積は平成22年3月現在19.09km²です。

北を頂点に東側は起伏に富んだ丘陵地を形成し、西側は平坦地となって東シナ海に臨みます。東側の高台には、城跡を中心とした文化財が多く、周辺の住宅地を囲むように緑地帯が形成され、その合間をぬうように四つの河川が流れています。

市街地は国道58号の沿道を中心に、主に市域の西側に形成されています。平坦地と高台の高低差が約40mから100mもあるため、東側高台からは開けた海を一望できます。一方、西側平坦部からは浦添丘陵が、東側高台部からは市域の北側を通過して西海岸にゆるやかな傾斜面の連なりを見ることができます。

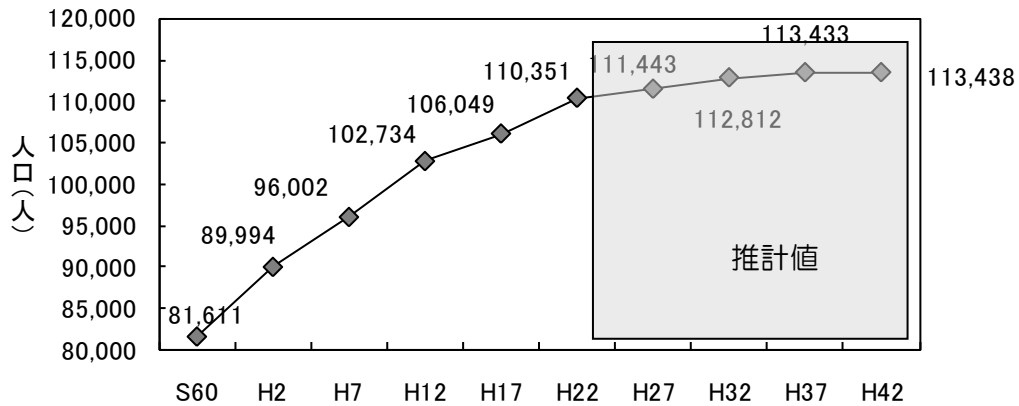


図 2-2-1 浦添市の位置

(2)人口・世帯

1)人口動態

人口は、年々増加傾向にあり、平成22年の国勢調査では、110,351人となっています。今後も人口が増加し、平成37年には約113,400人になると推計されています。

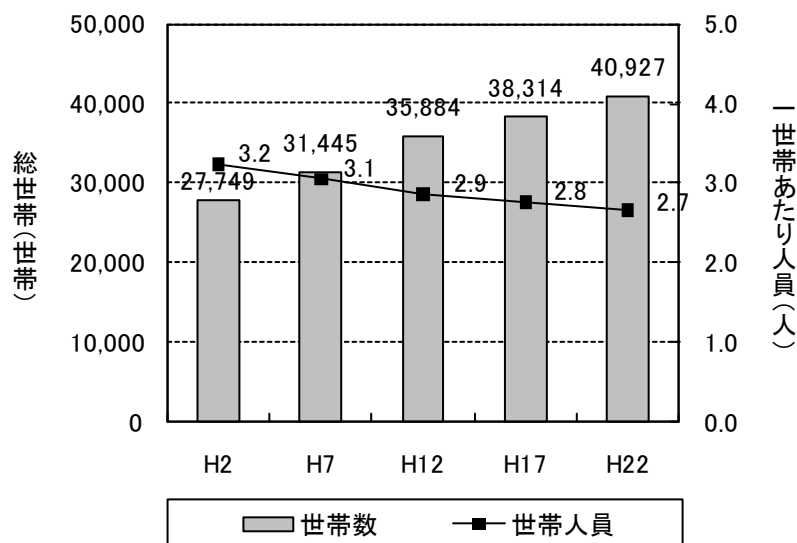


出典：1. 総務省「国勢調査」(平成17年～平成22年)
 2. 国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の市区町村別将来推計人口」(平成20年12月推計)

図2-2-2 人口動態

2)世帯動態

世帯数は、平成22年現在で40,927世帯となり、人口増加率を上回る伸びをみせ、世帯構成人数は減少しています。世帯数の増加と世帯人員の減少の要因は、単身世帯や大家族(3世代世帯)からの分家と転入者による核家族世帯の増加によるものと考えられます。

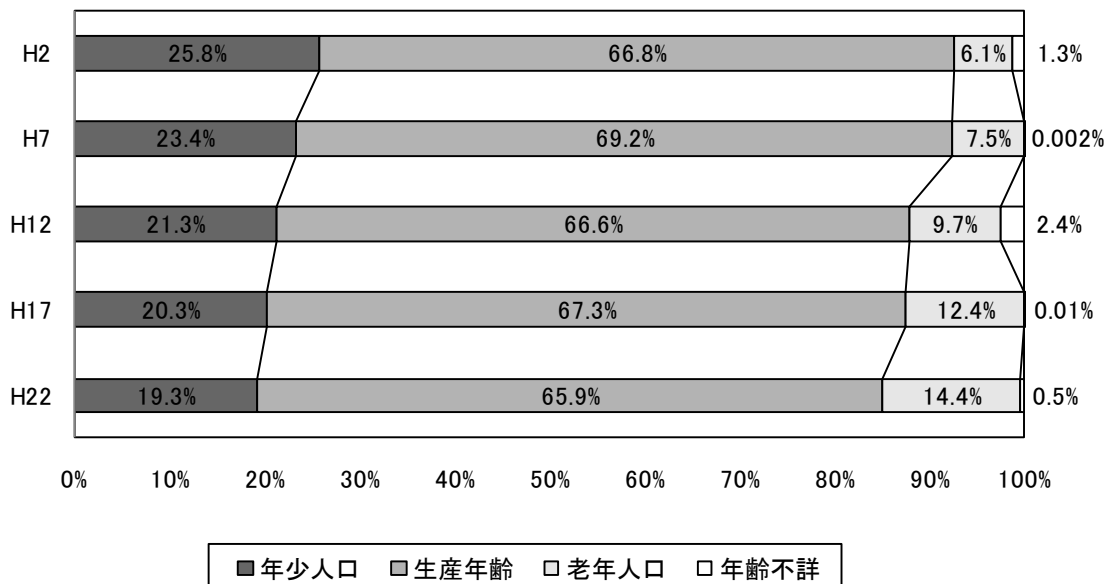


出典：総務省「国勢調査」(平成17年～平成22年)

図2-2-3 世帯動態

3)人口構成

年齢別人口構成比における老年人口（65歳以上）は、平成2年の6.1%から平成22年には14.4%と約8%増加しています。一方、年少人口（14歳以下）は、平成2年の25.8%から平成22年には19.3%と減少しています。このことから、本市においても少子高齢化へと進展しつつあることが窺えます。

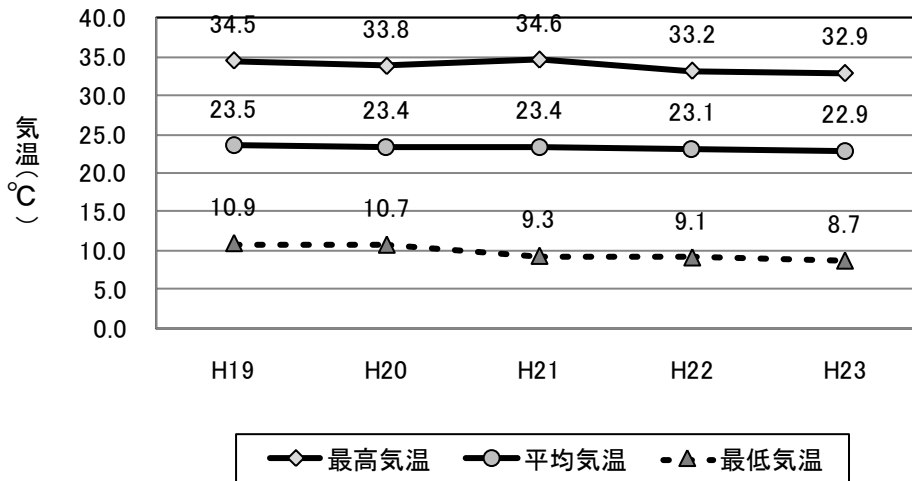


出典：1. 浦添市「統計うらそえ平成22年版」
 2. 総務省「国勢調査」（平成17年～平成22年）
 図2-2-4 人口構成

(3) 気象・気候

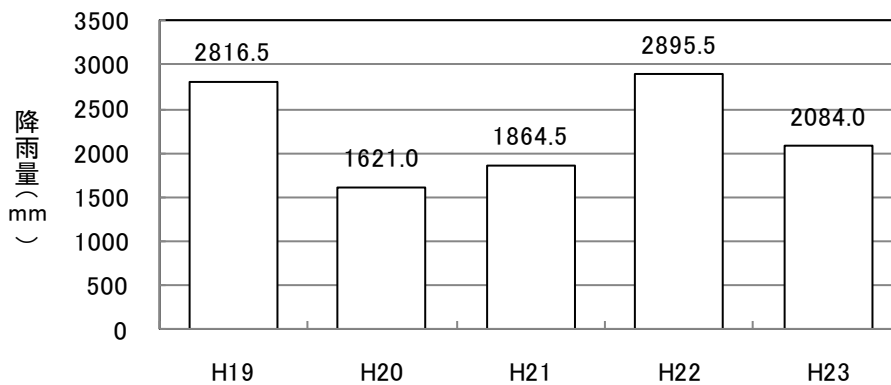
本市が位置する沖縄本島は、亜熱帯性海洋気候に属しており、1年を通して温暖な気候となっています。本市の過去5年間の気温の推移を見ると、平均気温は23℃前後、最高気温は34℃前後、最低気温は10℃前後となっています。

降雨量は、平成20年が1621.0mmと少なく、平成22年は、2895.5mmと過去5年間で最も多くなっています。



出典：浦添市「統計うらそえ平成23年版」

図2-2-5 気温



出典：浦添市「統計うらそえ」(平成19年版～平成23年版)

図2-2-6 降雨量

(4)産業**1)産業就業人口**

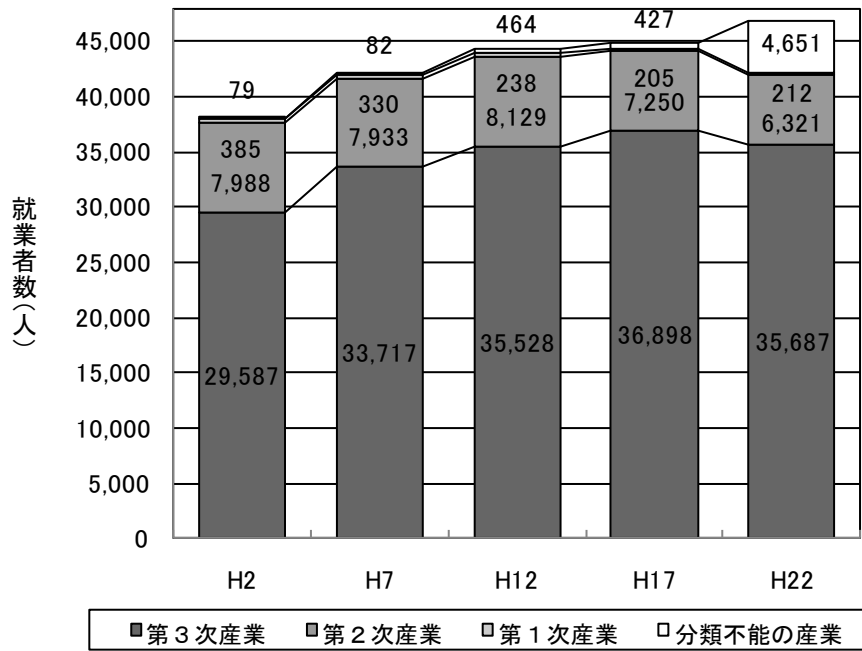
本市の平成 22 年現在の就業人口は 46,871 人となっており、過去 20 年間でおよそ 8,800 人増加しています。部門別産業就業者の割合を見ると、第3次産業が全体の 76.1%、次いで第2次産業が 13.5%、第1次産業が 0.5%の順でそれぞれ占めています。

平成2年から平成22年にかけての産業別構成の推移を見ると、第1次産業の就業人口は平成2年以降減少傾向にあり、第2次産業は平成12年をピークに減少傾向を示しています。一方第3次産業は顕著に増加し、平成22年の就業人口は35,687人となっています。

表 2-2-1 産業 15 分類

| 分類 | | H22 | |
|---------|------------------|--------|--------|
| | | 人数 | 割合% |
| 第1次産業 | 農業 | 160 | 0.3% |
| | 林業 | 2 | 0.0% |
| | 漁業 | 50 | 0.1% |
| | 小計 | 212 | 0.5% |
| 第2次産業 | 鉱業 | 18 | 0.0% |
| | 建設業 | 4,124 | 8.8% |
| | 製造業 | 2,179 | 4.6% |
| | 小計 | 6,321 | 13.5% |
| 第3次産業 | 電気・ガス・熱供給・水道業 | 365 | 0.8% |
| | 情報通信業 | 1,431 | 3.1% |
| | 運輸業, 郵便業 | 2,465 | 5.3% |
| | 卸売業, 小売業 | 8,216 | 17.5% |
| | 金融業, 保険業 | 1,265 | 2.7% |
| | 不動産業, 物品賃貸業 | 1,080 | 2.3% |
| | 学術研究, 専門・技術サービス業 | 1,648 | 3.5% |
| | 宿泊業, 飲食サービス業 | 3,169 | 6.8% |
| | 生活関連サービス業, 娯楽業 | 1,829 | 3.9% |
| | 教育, 学習支援業 | 2,467 | 5.3% |
| | 医療, 福祉 | 5,658 | 12.1% |
| | 複合サービス事業 | 213 | 0.5% |
| | サービス業 | 3,700 | 7.9% |
| | 公務 | 2,181 | 4.7% |
| | 小計 | 35,687 | 76.1% |
| 分類不能の産業 | | 4,651 | 9.9% |
| 合計 | | 46,871 | 100.0% |

出典：総務省「国勢調査」(平成 22 年)

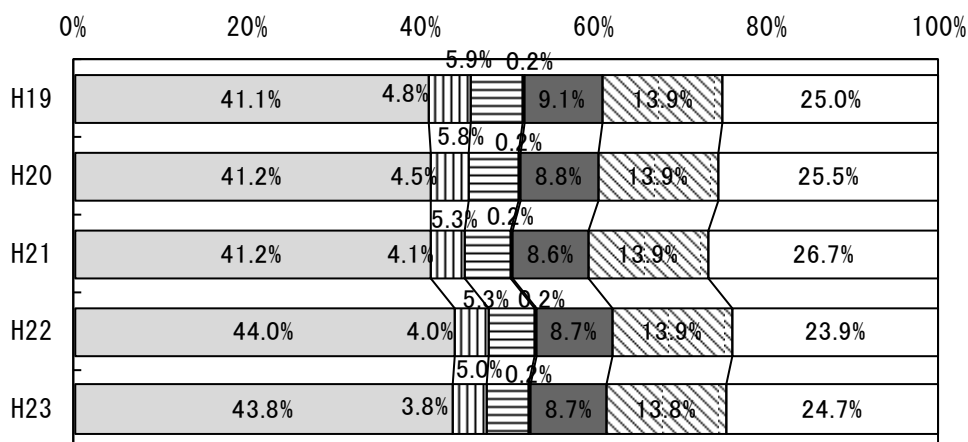


出典：総務省「国勢調査」(平成22年)

図2-2-7 産業3分類の推移

(5)土地利用

本市の土地利用状況は、宅地が年々微増しています。過去5年間で約0.6km²増加し、平成23年現在宅地の面積は8,441km²で全体の44%を占めています。



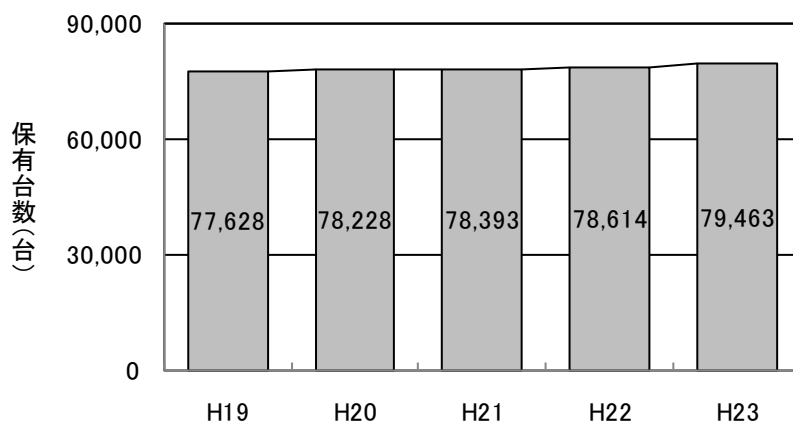
□宅地 □畑 □原野 □沼地 ■雑種地 □軍用地 □その他

出典：浦添市「統計うらそえ平成23年版」

図2-2-8 土地利用の推移（地目別）

(6)交通

本市の自動車保有台数は平成23年現在79,463台で、平成19年から年々微増しています。



出典：沖縄総合事務局運輸事務所「業務概要」

(平成19年度～平成23年度)

図2-2-9 自動車保有台数の推移

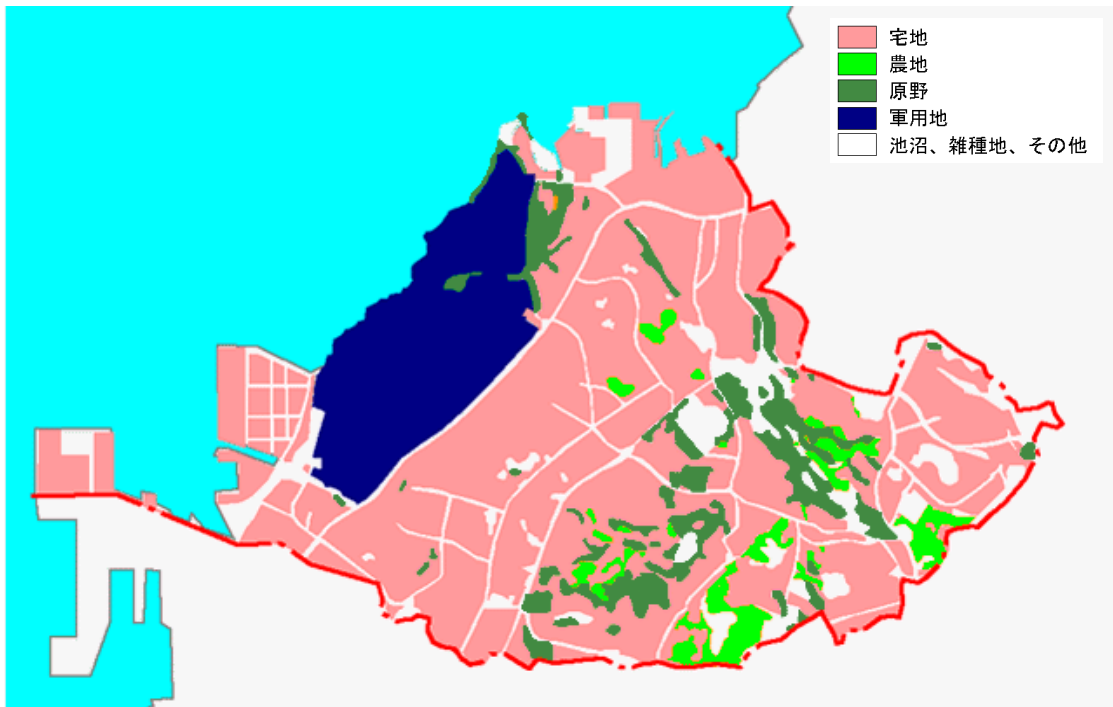
2-3 自然環境の現況と課題

(1)自然・水環境

1)自然の概況と水の大循環

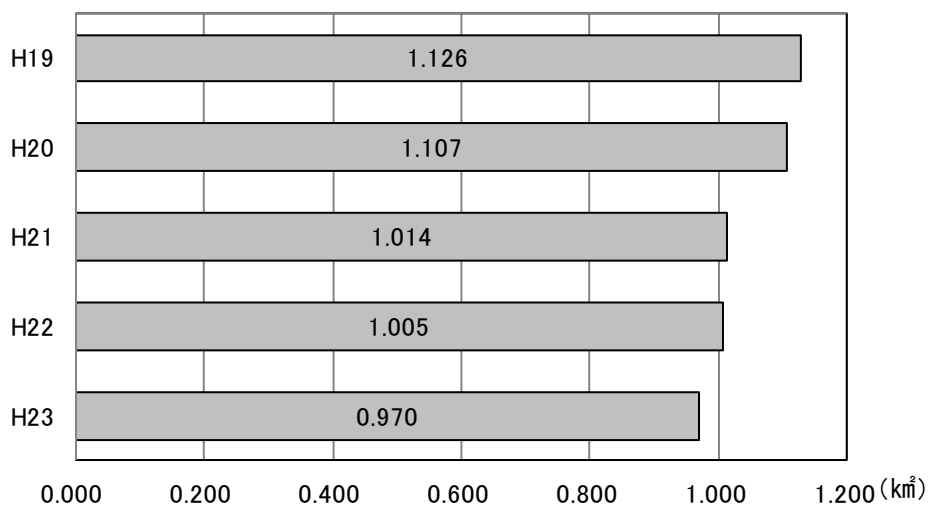
①森林

本市には大規模な森林やまとまった山林は無く、樹林や緑地が点在する程度です。原野も年々減少しており、自然環境の復活が課題となっています。



出典：浦添市「浦添市環境マップ」（浦添市ホームページ）

図 2-3-1 浦添市の土地利用



出典：浦添市「統計うらそえ平成 23 年版」

図 2-3-2 山林原野（地目）の面積の推移

②海

自然の状態に残された海岸があり、港川地先には干潟とサンゴ礁に囲まれた礁池（イノー）が広がっています。



出典:浦添市「浦添市環境マップ」(浦添市ホームページ)

図 2-3-3 干潟・サンゴ礁と河川、湧水(▲印)の位置図

③主要河川

本市を流れる主な河川は、安謝川、小湾川、牧港川、シリン川で、いずれも急峻で流域面積の小さい川です。

表 2-3-1 主要河川の分布(二級河川のみ)

| 区分 | 安謝川 | 小湾川 | 牧港川 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 流路延長 (m) | 5,200 | 4,300 | 3,300 |
| 流域面積 (km ²) | 8.10 | 4.83 | 15.17 |

出典：浦添市「統計うらそえ平成 23 年版」

④地下水

浦添市では、島尻層群である泥岩(クチャ)等の不透水層の上に、空隙が多く透水性のよい琉球石灰岩に覆われた地帯が広く分布しています。このため、地下水や湧水の表出する場所がいくつも見られ、一般家庭で約 400 本、事業用で約 10 本の井戸が利用されているほか、持所となっている湧水が約 20 箇所存在します。

表 2-3-2 主な湧水

| No. | 湧水名 |
|-----|------------|
| 1 | タチチガー(牧港) |
| 2 | クシヌカー(伊祖) |
| 3 | メーヌカー(屋富祖) |
| 4 | 西原東ガー |
| 5 | 仲間樋川 |
| 6 | 赤皿ガー |

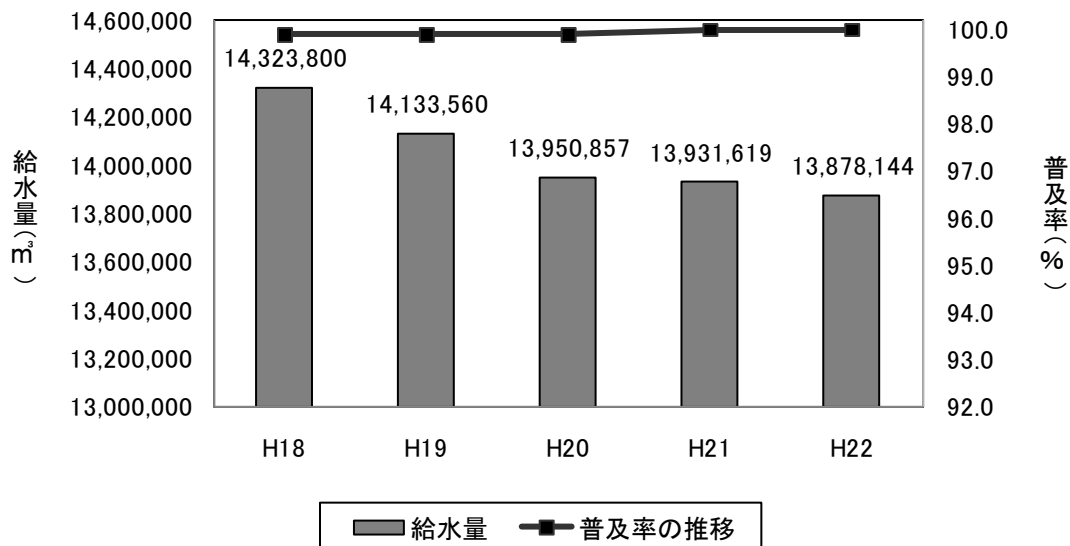
出典：浦添市「浦添市環境マップ」(浦添市ホームページ)

2)都市の中の水の流れ

①上水道

本市の上水道は、沖縄本島の他市町村と同様に、中北部のダムや河川などを水源とし、県管理の北谷浄水場と西原浄水場から配水されています。

本市の給水普及率は、平成 22 年度現在 100%です。水質管理は本市の水質検査計画に基づいて行われ、現在は全ての検査項目について水質基準値を達成しています。



出典：浦添市「統計うらそえ平成 23 年版」

図 2-3-4 給水量、普及率の推移

②公共下水道

本市の公共下水道は分流式で、雨水は川や海に直接放流されています。公共下水道に接続された家庭や事業所からの汚水は、県の下水処理場で処理されています。公共下水道未接続の家庭等の汚水は、浄化槽で処理した後、川に放流されています。しかし、一部の汚水は河川への流入が見られ、水質汚濁の原因となっています。

3)市の水環境に関する事業

本市の水道部総務課では、「水源地交流事業」として平成 18 年度から「ドンダリの森交流事業」を行い、セカンドスクール事業の中で子どもたちに「オキナワウラジロガシ」の植樹を通して水源環境の大切さを教えています。今後も事業を継続しながら、水源環境の大切さを啓発していきます。

【水環境に対する課題】

- 大規模の森林は無く、水源涵養機能の保全・向上を図るためには、残された貴重な樹林の保全・維持と新たな造林を推進していく必要があります。
- 各所に見られる湧水が、貴重な水源と水循環の一端を担っています。周辺環境の改変や維持管理の不十分さから湧水の保全が懸念されており、保全・維持のための措置が必要です。
- 現行の給水普及率は100%で極めて良好です。人口は、今後も増加傾向にあることから、現状維持が図られるよう、水源の確保と施設の適正管理や適正使用を推進する必要があります。
- 水質保全の意識を高め、行政の取組だけでなく、各家庭（個人）の意識改革が必要です。

(2)生態系と動植物**1)動植物の生息状況****①主に見られる植生**

- ナガミボチョウジークスノハカエデ群落
- ナガミボチョウジリーリュウキュウガキ群落
- ナガミボチョウジヤブニッケイ群落
- ハドノキーウラジロガシ群団（二次林）
- モクマオウ類植林（海岸部の一部）、など

**②哺乳類**

- オリイオオコウモリ（貴重種）
- リュウキュウジャコウネズミ（貴重種）

③鳥類

- ササゴイ
- イソシギ

④爬虫類

- オキナワキノボリトカゲ（貴重種）
- アオカナヘビ

⑤両生類

- オキナワアオガエル
- ヌマガエル

⑥魚類

- ミナミトビハゼ
- クロヨシノボリ

⑦甲殻類

- ムラサキオカヤドカリ
- オキナワハクセンシオマネキ

⑧昆虫類

- イワカワシジミ
- アオナガイトトンボ

⑨陸生貝類

- アオミオカタニシ
- オオカサマイマイ

⑩浦添大公園周辺の森林生態系

＜植生＞

- ナガミボチョウジーリュウキュウガキ群落
- ナガミボチョウジーヤブニッケイ群落
- ハドノキーウラジロガシ群団（二次林）

＜上位種＞

- 猛禽類（リュウキュウツミ）

⑪海域(港川地先)・・・サンゴ礁地形

- 礁池や礁斜面にサンゴ類が分布
- アマモ類、アオサ類等の海草藻類の藻場（礁池）
- 魚類、甲殻類、貝類など様々な小動物（サンゴ礁）

2)外来生物

本市には、移入生物や帰化生物といった外来生物が生息し、在来の生物に対して悪影響を及ぼす原因となっています。陸生動物では、家猫やファイリマングースが、在来の野生生物を捕食し、希少種を絶滅させてしまう恐れがあります。水生生物では、グッピーやティラピア等、繁殖力の高い外来生物が多く生息し、在来魚の生活を脅かしています。

①植物

- オオアレチノギク
- オオキンケイギク
- オニウシノケグサ
- カエンボク
- ギンネム
- セイタカアワダチソウ
- ダンチク
- チガヤ
- ヒメジョオン

②哺乳類

- 家猫
- ファイリマングース

③鳥類

- シロガシラ

④両生類

- シロアゴガエル
- ミシシippアカミミガメ
- オオヒキガエル

⑤魚類

- カダヤシ
- グッピー
- ナイルティラピア

⑥甲殻類

- アメリカザリガニ

⑦昆虫類

- アメリカミズアブ ○イチジクカミキリ ○クロボシセセリ
- シロテンハナムグリ ○セイヨウミツバチ ○ツمامラサキマダラ
- ハイイロテントウ ○ベニモンアゲハ ○モンシロチョウ

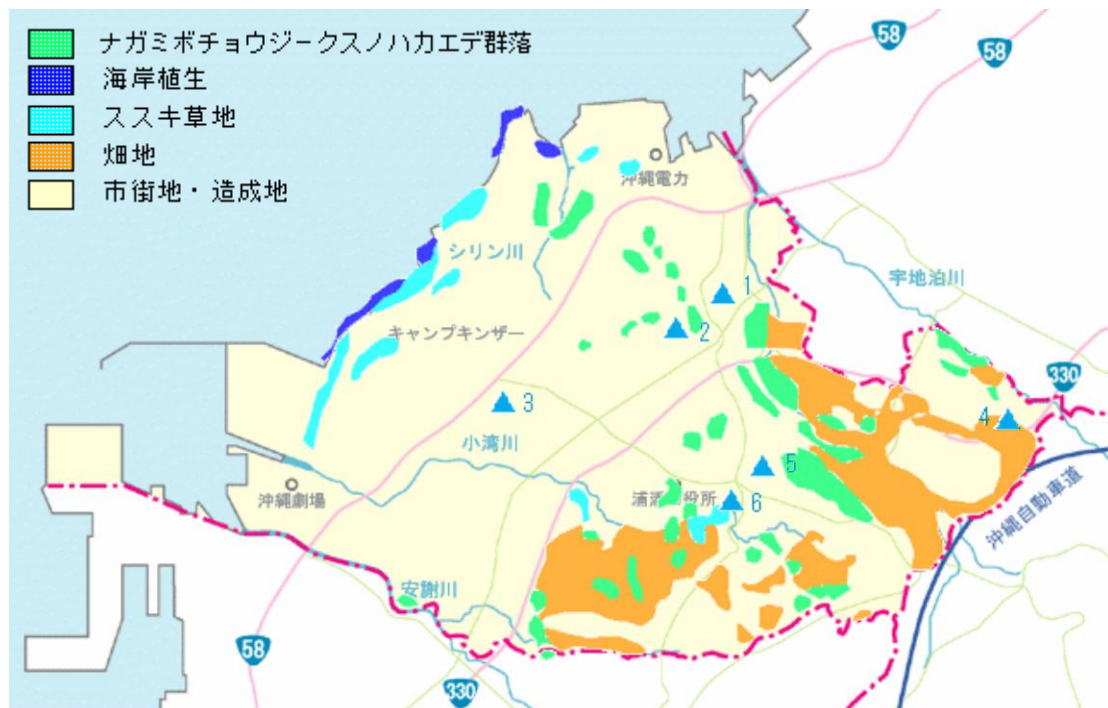
⑧陸生貝類

- アフリカマイマイ ○オナジマイマイ

3)植生図

本市に分布する植生を下図に示します。牧港川流域にナガミボチョウジークスノハカエデ群落分布しています。

南東部に分布する畑地周辺は、多種多様な動植物の生息・生育環境となっています。今後も動植物の生物多様性を確保するため、環境保全機能を維持した農業の振興が必要です。



出典：浦添市「浦添市環境マップ」(浦添市ホームページ)

図 2-3-5 植生図

4) 動植物の生息状況並びに環境資源の把握について(浦添市環境マップ)

浦添市の自然環境や生物、土地利用、文化財・史跡等の環境資源は、「浦添市環境マップ」にまとめられています。環境マップには、下記の地域に生息する生き物の状況を調査してまとめてあります。

【掲載地域】

シリン川、浦添大公園、市立図書館・社会福祉センター周辺、浦添城跡周辺、小湾川上流・中流・下流、内間西公園、空寿崎、牧港川

5) 市の生態系に関する事業

「農業振興事業」として、ミカンコミバエの防除対策を年4回実施しています。

6) 市民会議の意見

市民会議では、陸・海の貴重な自然が危機にさらされており、それぞれの状態に応じた保全が必要であるとの意見が出されています。

【生態系と動植物に対する課題】

- 浦添大公園周辺などで、本市を代表する森林生態系が形成されています。基盤となる樹木の保全や回復を推進し、良好な森林生態系を維持・向上させていく必要があります。
- さらに、市域の生態系を豊かにするためには、浦添大公園周辺を拠点とした緑の連なりを進め、広域的な森林生態系の創出を図る必要があります。
- 安謝川、小湾川、牧港川、シリン川などが主要な河川生態系を形成しています。水質汚濁や水量の確保、河川構造及び周辺環境の改変等の問題から、良好な河川生態系の維持が懸念されます。良好な河川生態系の回復と保全対策を講じる必要があります。
- 港川地先のサンゴ礁は、海域生態系の重要な場所となっています。基盤のサンゴ礁の保全を維持するとともに、周辺環境の改変や水質及び流況等の環境変化に留意する必要があります。
- 森林、河川、海域等には貴重な動植物が生育・生息しています。これらの保護・保全と、さらに豊かにするための生息環境の再生を図る必要があります。
- 良好な生態系の保全・維持には動植物等の生息状況やその基盤との関係を把握する必要があります。実態調査を行うとともに、調査結果に基づく適切な保全対策を講じる必要があります。
- 野生動植物の生態系に対して悪影響を及ぼす外来生物対策の検討・推進が必要です。
- 多様な生物の生息・生育環境となっている農地等は、生物多様性を確保するため、環境に配慮した農林水産業を推進し、環境保全機能の維持を図っていく必要があります。

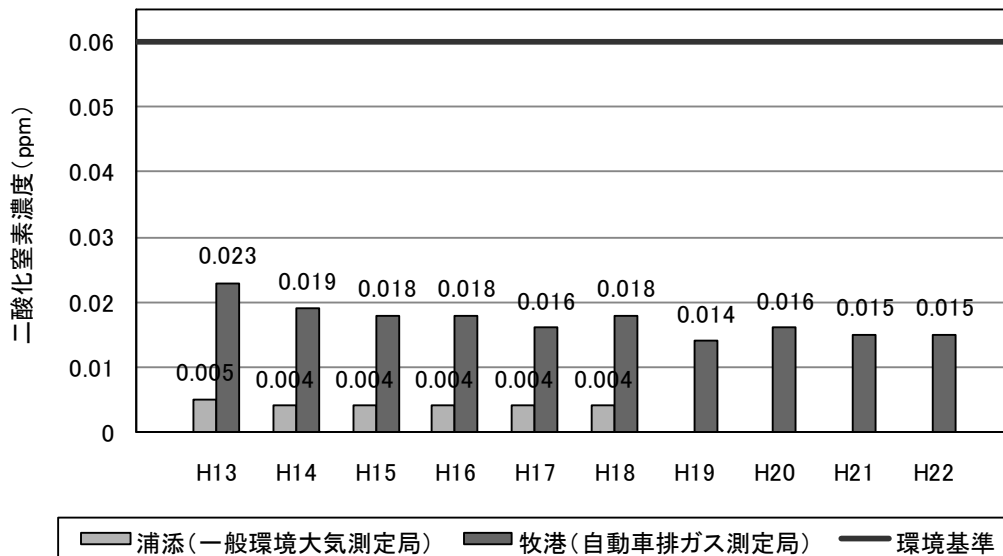
2-4 生活環境の現況と課題

(1) 大気汚染

1) 二酸化窒素濃度の年平均値の推移と環境基準達成状況

健康影響で主に呼吸器系統への影響が知られている二酸化窒素濃度については、浦添測定局、牧港測定局ともに環境基準を達成しています。

【参考】 二酸化窒素の環境基準：1時間値の1日平均値が 0.04~0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下



注) 浦添測定局は平成 19 年 3 月に廃止

出典：環境省ホームページ「環境 GIS」

図 2-4-1 二酸化窒素濃度の年平均の推移と環境基準達成状況



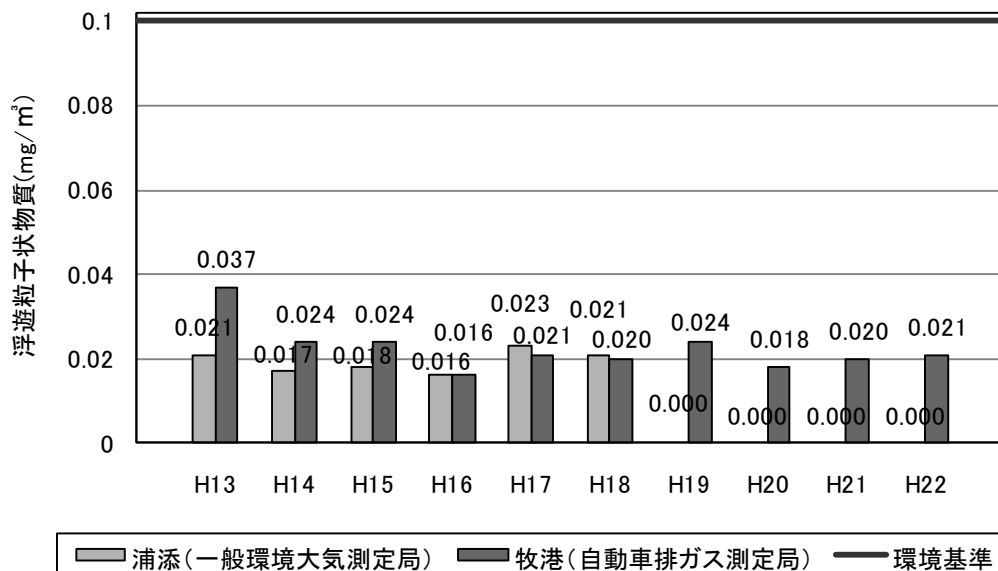
注) 浦添測定局は平成 19 年 3 月に廃止

図 2-4-2 大気汚染状況の常時監視測定局

2)浮遊粒子状物質の年平均値の推移と環境基準達成状況

浮遊粒子状物質は、浦添測定局、牧港測定局ともに環境基準の $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を達成しており、現状維持が望めます。

【参考】 浮遊粒子状物質の環境基準：1時間値の1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。



注) 浦添測定局は平成 19 年 3 月に廃止

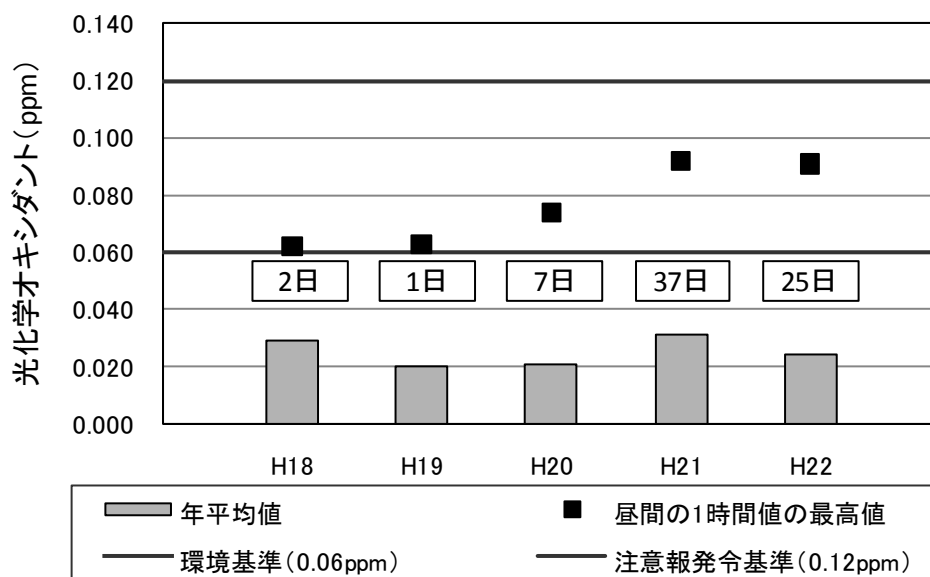
出典：環境省ホームページ「環境 GIS」

図 2-4-3 浮遊粒子状物質の年平均の推移と環境基準達成状況

3)光化学オキシダントの年平均値の推移と環境基準達成状況(那覇測定局)

光化学オキシダントは、工場・事業場から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。光化学オキシダントの測定は、浦添市近辺では那覇市内の測定局（一般）で実施しており、平成22年度における大気汚染に係る環境基準（1時間値0.06ppm以下）は未達成で、環境基準を超過した日数は25日でした。なお、大気汚染防止法に基づく注意報発令基準（0.12ppm）を超えることはありませんでした。

大気汚染に係る環境基準の超過の一因として、大陸からの移流による影響が指摘されています。



注) 表中の日数は昼間の1時間値が環境基準を超えた日数

出典：沖縄県「環境白書」(平成18年～平成22年度報告)

図 2-4-4 光化学オキシダントの年平均値の推移と環境基準達成状況

4)大気汚染に関する公害苦情等

大気汚染に関する公害苦情処理件数は、年間10～30件の範囲で推移しています。苦情の発生源は、建設・解体工事並びに工場・事業場から発生する粉じんによるものがほとんどを占めています。

なお、大気汚染防止法では、アスベストを発生させる特定粉じん発生施設や特定粉じん排出等作業（吹付石綿等の除去・囲い込み・封じ込め）についての作業基準等が定められています。

5)市の大気汚染の防止に関する事業

クリーンセンターの焼却炉並びに市立学校給食調理場のボイラーは、周辺環境に影響を与えないよう排ガス対策を行い、排煙に含まれる硫化酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の「ばい煙」を除去しています。特に、クリーンセンターの焼却炉はダイオキシン類対策の

ため、高度な燃焼管理によりその発生を抑制しています。

これらの排ガスは定期的に検査を行い、排ガスの監視を行っています。

【大気汚染に対する課題】

- 二酸化窒素や浮遊粒子状物質などの項目については、環境基準を満たしています。光化学オキシダント項目については要注意の評価であり、監視が必要です。
- 大気汚染に関する公害苦情は、建設・解体工事並びに工場・事業場の作業に伴う粉じんによる苦情が多いことから、近隣環境への配慮と対策が求められます。特に、アスベストを発生する恐れのある場所では、関係機関と協力して近隣環境への配慮が必要です。
- クリーンセンターの焼却炉並びに市立学校給食調理場のボイラー施設の排ガス監視は、今後とも引き続き現行体制の維持が必要です。

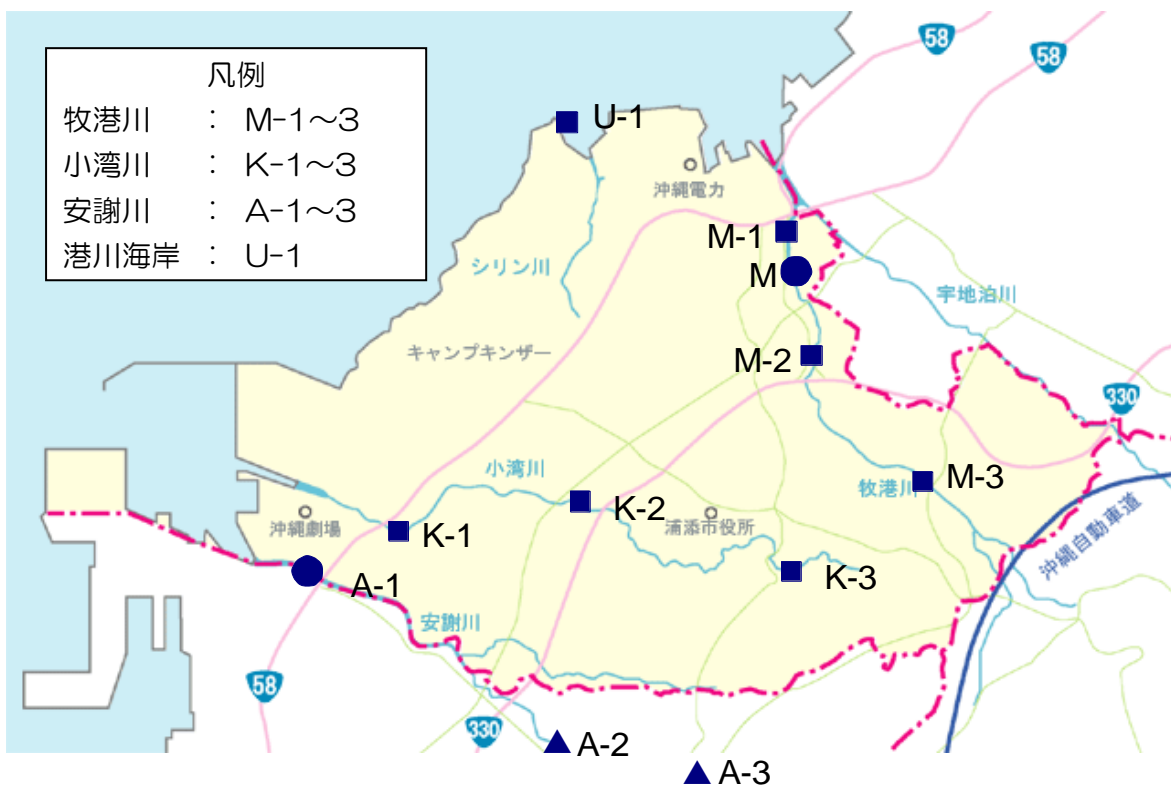
(2)水質汚濁

1)二級河川の水質と環境基準の達成状況

安謝川及び牧港川水域は C 類型に指定され、生活環境の保全に係る項目の中で有機性汚濁を示す BOD の環境基準（BOD75%値：5.0mg/ℓ）については、牧港川の上流・中流を除き、環境基準を達成しています。

小湾川水域は類型の指定はなく、生活環境の保全に係る環境基準の設定はありませんが、C 類型相当の水質を維持しています。

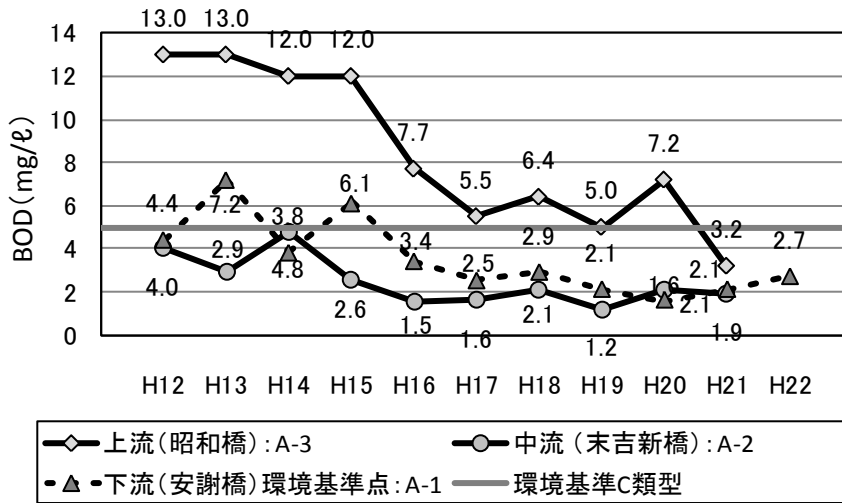
河川の水質汚濁の原因は、主に生活雑排水の流入が考えられます。牧港川の上流の BOD は環境基準値を大きく超える高い値で推移していることから、市域を越えた流域としての広域的な連携による水質汚濁防止対策が必要です。



●環境基準点(沖縄県) ▲環境基準補助測定点(沖縄県) ■浦添市測定点

図 2-4-5 水質調査測定点

①安謝川



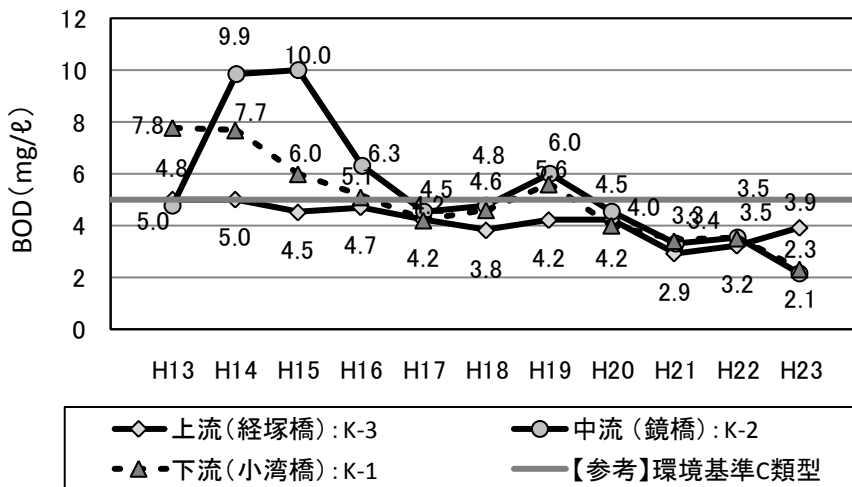
注) 生物化学的酸素要求量=BOD ※75%値を記載

出典: 1. 沖縄県環境保全課「沖縄県水質測定結果 平成21年度版」

2. 沖縄県環境保全課「沖縄県水質測定結果 速報」

図2-4-6 安謝川の水質と環境基準達成状況

②小湾川

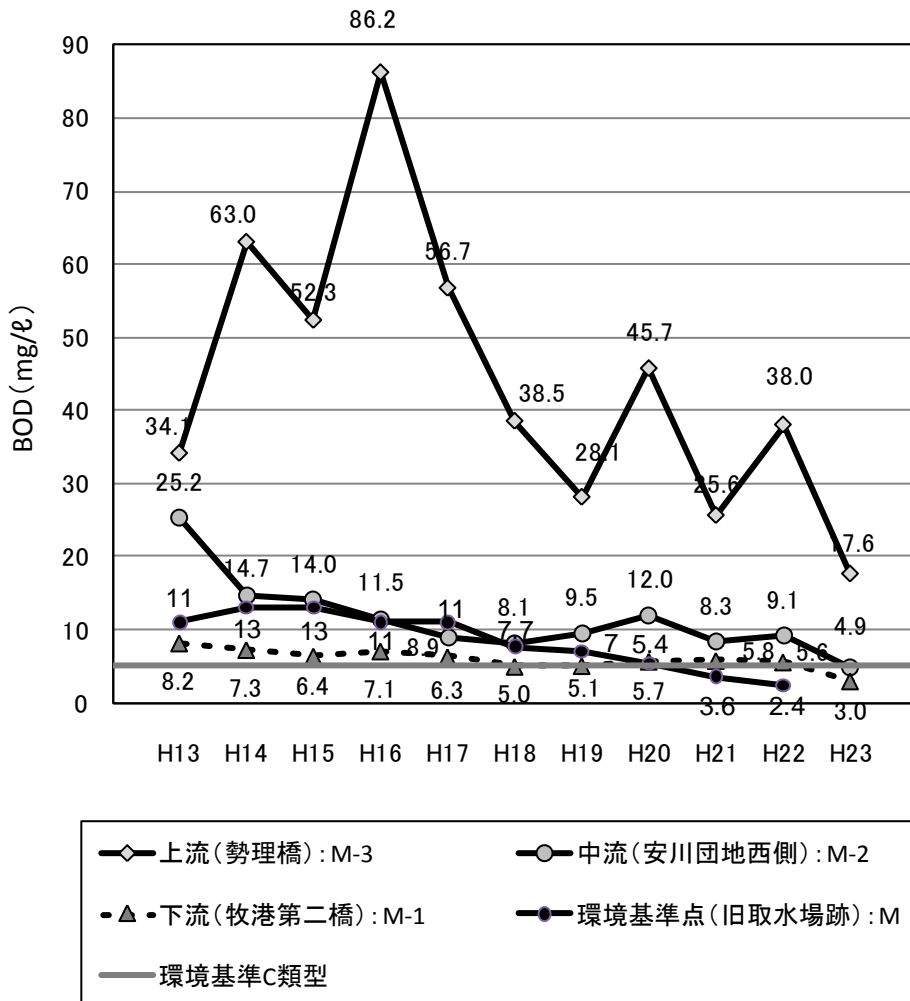


注) 生物化学的酸素要求量=BOD ※75%値を記載

出典: 浦添市「環境対策資料 平成23年度版」

図2-4-7 小湾川の水質と環境基準達成状況

③牧港川



注) 生物化学的酸素要求量=BOD ※75%値を記載

出典: 1. 浦添市「環境対策資料平成23年版」

2. 沖縄県環境保全課「沖縄県水質測定結果」

図2-4-8 牧港川の水質と環境基準達成状況

2) 海域(港川海岸)の水質と環境基準の達成状況

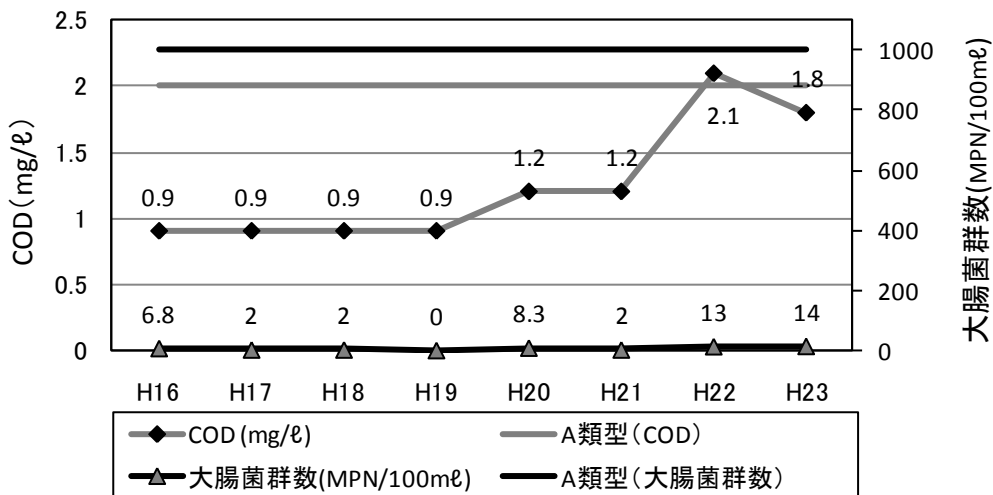
港川海岸を含む海域は、水域の類型指定はなく、生活環境の保全に関する環境基準の設定はありません。当該地域をA類型として評価すると、CODは基準値と同水準で、油分と大腸菌群数は基準値以下となっています。

【参考】水質汚濁に係る環境基準(海域)

A類型(水浴・自然環境保全・水産1級)

化学的酸素要求量=COD: 2mg/ℓ以下、大腸菌群数: 1,000MPN/100ml以下、

油分(n-ヘキサン抽出物)(mg/ℓ): 検出されないこと



出典：浦添市「環境対策資料平成23年版」

図2-4-9 港川海岸の水質と環境基準の達成状況

3)赤土等

市内の土壌は、島尻マーシ、ジャーガル、沖積土壌に分けられます。

自然条件下で植物被覆があると土壌は侵食されず、赤土等の流出はほとんど発生しません。しかし、自然災害や人為的な行為により植物被覆が取り除かれて裸地が出現すると、降雨によって土壌侵食が発生し、河川・海域に赤土等が流出するようになります。

近年では、大規模な開発工事、農地、米軍基地等から土壌が流出し、問題となっています。

沖縄県では、開発現場等からの流出を防止するため、平成6年に沖縄県赤土等流出防止条例を制定し、翌平成7年から施行しています。

赤土等が流出すると、河川の自然浄化機能の低下や、イノーに堆積しサンゴ礁へ悪影響を与える可能性があり、赤土等の流出を防止する必要があります。

4)市の水質に関する事業

市の都市建設部下水道課では、事業所ごとに水質検査を行い、事業所に対し規制及び汚水負荷低減の指導を行っています。また、雨水幹線の監視のため水質検査も行っています。公共用水域の水質の保全については、市域外からの高負荷の汚濁水流入に対する行政間の連携と対策が必要です。

5)市民会議の意見

市民会議では、河川の水質が悪いことから、水質浄化に向けて市民、事業者、行政が一体となって、排水処理、ごみ投棄、水源・水量の保全等の対策を講じる必要があるとの意見が出されています。

【水質汚濁に対する課題】

- 安謝川は環境基準を達成し、小湾川も目安となる環境基準と比較して良好な状態を維持していますが、牧港川は未達成で良好な水環境ではありません。主な原因は、事業所や家庭からの排水によることから、排水の適正処理対策を講じ、河川水の水質改善を図り、健全な水循環を回復する必要があります。
- 河川へのごみの不法投棄は、水質汚濁の一因にもなっていることから、ごみの不法投棄対策を講じる必要があります。
- 港川海岸を含む海域は水質の類型指定はなく、生活環境の保全に関する環境基準の設定はありませんが、A 類型相当の水質を維持しています。しかし近年は悪化傾向を示していることから、事業所・生活排水処理対策を推進し、河川・海域の水質汚濁防止に取り組む必要があります。
- 本市のみならず沖縄は海の恩恵を最大限に受けている地域です。海の汚染は地球規模での影響を生じる場合があることから、海域への汚染物質の流入や排出事故等が発生しないよう対策を講じる必要があります。
- 赤土等の流出は、河川の自然浄化機能の低下や海のサンゴ礁への悪影響等が考えられるため、防止対策を講じる必要があります。

(3)騒音・振動**1)自動車騒音**

浦添市を縦貫する国道 58 号と国道 330 号はきわめて多くの自動車が往来し、市街地内の道路にも大量の交通が流入しています。1 日当たりの交通量は国道 58 号で 7 万 3 千台（仲西）、国道 330 号では 9 万 6 千台（沢岬）を超える状況が続いています。

自動車騒音は、平成 21 年現在、国・県等の道路管理者へ改善要請できる要請限度は超えていませんが、国道 58 号（仲西）と学園通り線（城間）においては環境基準未達成となっています。今後は環境基準達成を目標とし、国や県と連携して対策を講じる必要があります。

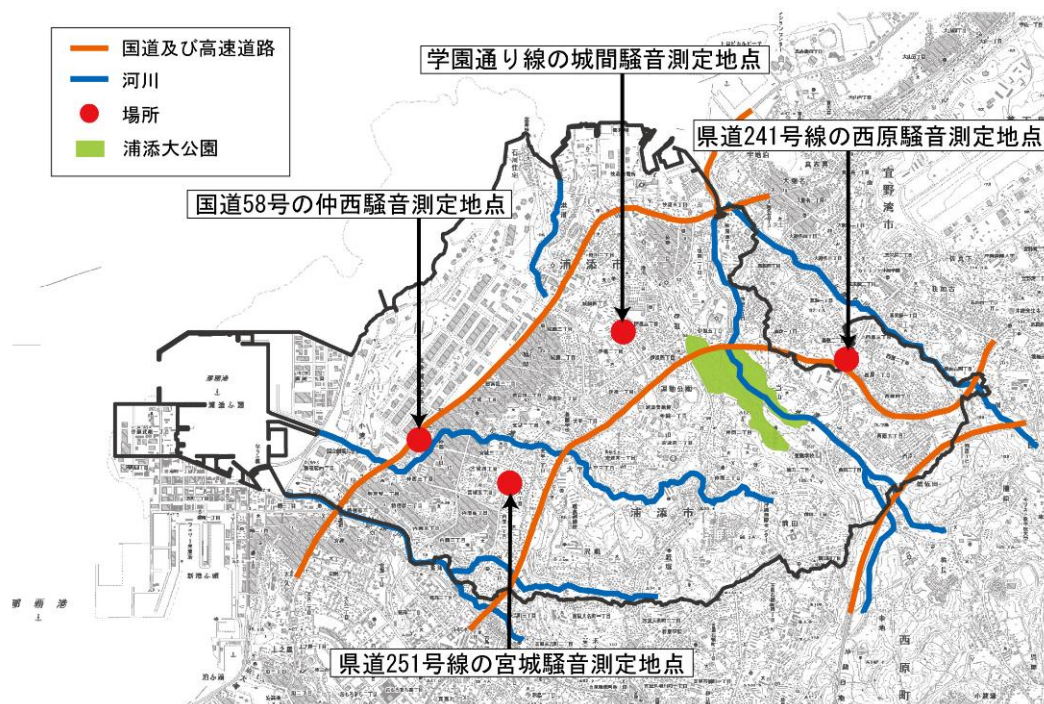


図 2-4-10 自動車交通騒音測定箇所

2)航空機騒音

普天間飛行場を発着する米軍航空機から騒音が発生しており、安波茶で WECPNL（うるささ指数）が 71 で環境基準の 75 を達成していますが、1 日当たりの騒音継続累積時間が 3 分 49 秒となっています。

監視測定を続けるとともに、騒音の軽減に向けた対策が必要です。

3)騒音に関する公害苦情

騒音に関する公害苦情処理件数は、平成 19 年で 7 件、平成 20 年で 7 件、平成 21 年で 15 件となっています。騒音発生源は、建設・解体工事、工場・事業場の機械類のほか、居酒屋、スーパー、カラオケ、近隣住宅など様々です。

4)振動に関する公害苦情

振動に関する公害苦情処理件数は、過去5年間は毎年1～2件となっています。発生源はいずれも、くい打ちや掘削作業等の建設・解体工事によるものとなっています。

【騒音・振動に対する課題】

- 自動車騒音は、道路管理者への要請限度を下回るものの、環境基準を超える地点があります。監視を続けるとともに、交通量の軽減や道路構造の改善等を図り、人と環境にやさしい交通を推進する必要があります。
- 米軍航空機騒音は、常時監視や騒音の軽減に向けた対策が必要です。
- 工事作業や工場・事業場、近隣住宅からの騒音・振動に対する苦情も多く発生しており、解消に向けた対策が必要です。

(4)地下水汚染、悪臭

1)地下水の水質

県では、地下水の概況調査として地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、県内を6グループに分け、毎年1グループずつ、カドミウム等の26項目の有害物質（健康項目）について調査を行っています。概況調査で環境基準を超過した場合等は、基準を超過した井戸の継続監視調査を行っています。

平成21年度概況調査にて仲間地内の井戸を調査し、健康項目26項目全てについて環境基準を下回っていました。表2-4-1は、当該調査で検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、並びにホウ素の調査結果を示したものです。

過去の概況調査等において環境基準を超えるヒ素が検出されたため、当山及び屋富祖地内の事業用深井戸（数10m～300m）計2箇所が継続監視対象となっています。なお原因として自然由来のヒ素であることが分かっています。

また、市単独の井戸水調査（平成13～15年度）の結果によると、一般家庭の浅い井戸の地下水からは、まれに環境基準を超える硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたものの、ほとんどの井戸で異常は見られませんでした。

表2-4-1 地下水の水質

（単位：mg/l）

| 調査種類 | 調査地区 | 項目（環境基準値） | | | | | | 備考 |
|------------|------|-----------------|-------|--------------------------------|-----|-----------------|-----|--------|
| | | ヒ素 （0.010以下） | | 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素 （10.00以下） | | ホウ素 （1.00以下） | | |
| | | H21 | H22 | H21 | H22 | H21 | H22 | |
| 概況調査 | 仲間 | 不検出 | — | 3.6 | — | 0.02 | — | |
| 継続監視 対象 | 当山 | 0.096 | 0.029 | — | — | — | — | 事業用深井戸 |
| | 屋富祖 | 0.032 | 0.081 | — | — | — | — | 事業用深井戸 |

出典：沖縄県環境生活部「水質測定結果（公共用水域及び地下水）」（平成21～22年度）

2)悪臭

悪臭に対する公害苦情件数は36件中11件（平成22年）で、主な発生源は工場・事業場、近隣住宅・事業所からの汚水、野焼きなどとなっています。

【悪臭、地下水汚染に対する課題】

- 悪臭は、近隣の工場・事業場に由来するものの他、様々な理由で発生しています。発生源に合わせて解消に向けた対策が必要です。
- 悪臭については、野焼き防止指導や適正な排水処理の指導と推進が必要です。
- 現行では土壌及び地下水ともに人為的原因による汚染は発生していません。今後とも監視を続け、予防に努める必要があります。

(5)化学物質

化学物質は、製品の生産、使用、廃棄の過程で環境中に排出され、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性があります。

ダイオキシン類の発生状況の調査・監視、PRTR 制度「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に基づいた化学物質の環境への排出量の把握を行うことで、人の健康や生態系に及ぼす影響の度合い（環境リスク）を把握しています。

ダイオキシン類の環境調査は、大気、水質、土壌等の測定調査を実施しており、市内の調査地点は仲間ヒーシャーガー（地下水）と沢岬小学校グラウンド（土壌）で、両地点とも環境基準を満たしています。

PRTR 制度による市内の化学物質排出量の5年間の推移を見ると、排出・移動量合計は年々減少傾向にありますが、大気への排出量は増加傾向にあります。光化学スモッグ等への影響が考えられるため、排出量の減少対策を推進する必要があります。

表 2-4-2 PRTR 法対象化学物質の排出先別 排出量・移動量一覧

| | | 届出数 | 大気 | 水域 | 土壌 | 埋立 | 排出量 合計 | 下水道 | 廃棄物 | 移動量 合計 | 排出・移動 量合計 |
|-------------|------|-----|-------|-----|-----|-----|-----------|-----|--------|-----------|--------------|
| 2006 H18 | (kg) | 21 | 6,352 | 11 | 0 | 0 | 6,363 | 0 | 12,851 | 12,851 | 19,214 |
| | (%) | | 33.1 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 33.1 | 0.0 | 66.9 | 66.9 | 100.0 |
| 2007 H19 | (kg) | 21 | 5,411 | 17 | 0 | 0 | 5,428 | 0 | 9,820 | 9,820 | 15,248 |
| | (%) | | 35.5 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 35.6 | 0.0 | 64.4 | 64.4 | 100.0 |
| 2008 H20 | (kg) | 24 | 5,984 | 14 | 0 | 0 | 5,998 | 0 | 8,454 | 8,454 | 14,452 |
| | (%) | | 41.4 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 41.5 | 0.0 | 58.5 | 58.5 | 100.0 |
| 2009 H21 | (kg) | 23 | 7,401 | 5 | 0 | 0 | 7,406 | 0 | 5,957 | 5,957 | 13,363 |
| | (%) | | 55.4 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 55.4 | 0.0 | 44.6 | 44.6 | 100.0 |
| 2010 H22 | (kg) | 17 | 7,426 | 52 | 0 | 0 | 7,478 | 0 | 0 | 0 | 7,478 |
| | (%) | | 99.3 | 0.7 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 |

出典：環境省「PRTR けんさく（PRTR データ分析システム）」（平成 22 年度）

【化学物質に対する課題】

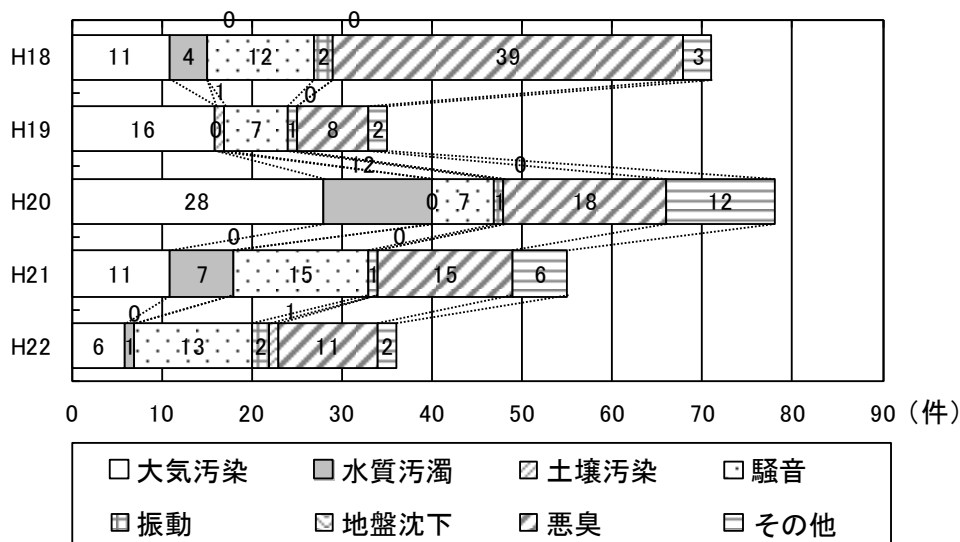
○PRTR 法対象化学物質の排出・移動量は、大気への排出量が増加傾向にあり、排出量の減少対策を推進する必要があります。

(6)都市生活型公害

1)公害苦情処理件数の推移

公害苦情処理件数は、増減を繰り返しており、平成22年には総計36件の公害苦情がありました。その中でも上位を占めている分野は、騒音と悪臭です。

| 区分 | 主な発生源 |
|------|---|
| 大気汚染 | 建設・解体工事及び工場・事業場からの粉じん |
| 水質汚濁 | 污水管（宅地内）の破損、近隣住宅・事業所からの汚水、塗料の垂れ流し（側溝・水路等） |
| 騒音 | 建設・解体工事、工場・事業場の機械類、居酒屋、スーパー、カラオケ、近隣住宅 |
| 振動 | 建設・解体工事 |
| 悪臭 | 工場・事業場、近隣住宅・事業所からの汚水、野焼き |



出典：沖縄県「環境白書」（平成18年度～平成22年度報告）

図2-4-11 公害苦情処理件数の推移

2)公害防止対策

市民アンケート調査より、「公害防止対策の充実」は、満足度が低く、重要度が高い結果となっています。

市民が健康で快適、かつ安全な生活をめざすためには、環境基準の達成はもとより、市民にとって良好な環境のあり方を考えた指標や対策の検討が望まれます。

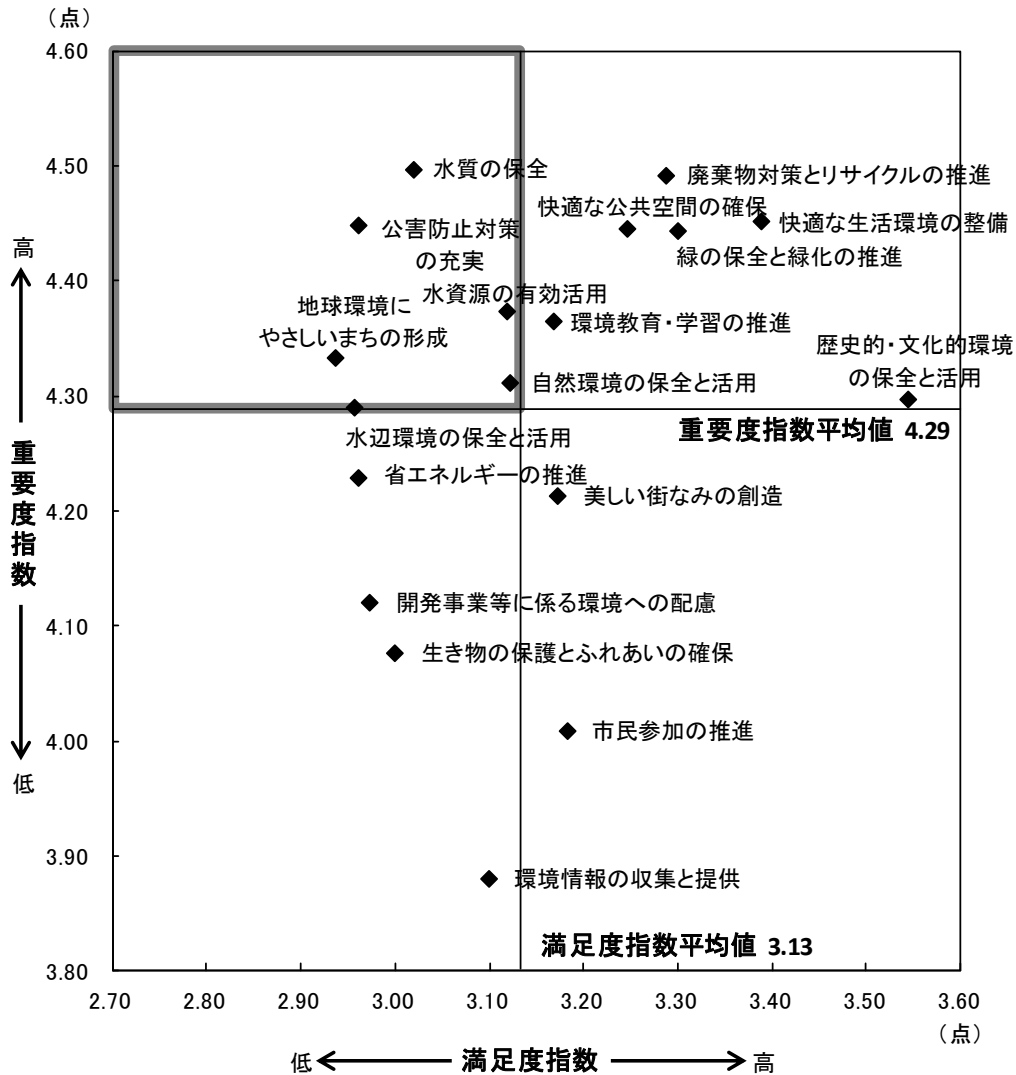


図 2-4-12 市民アンケート調査による満足度と重要度の散布図

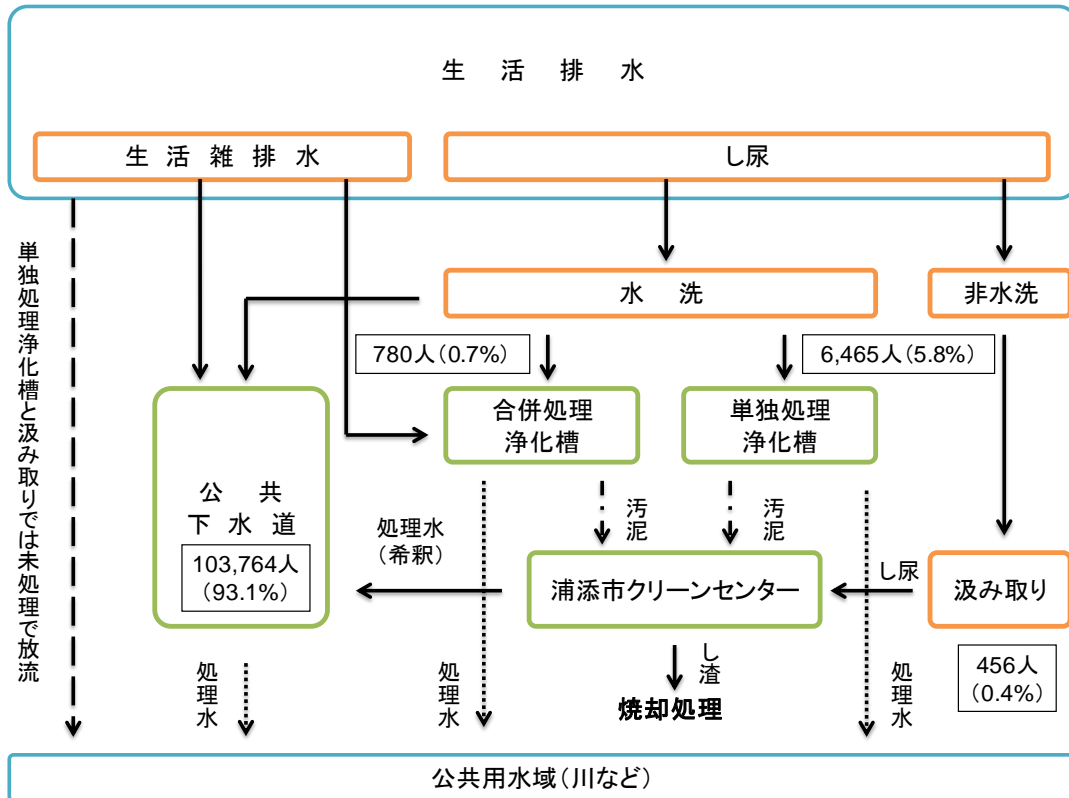
【公害苦情等に対する課題】

○公害苦情の主な発生源では、建設・事業場や近隣住宅が多くあげられており、近隣公害に配慮した事業活動や、市民の生活マナーの向上等が必要です。

(7)生活排水対策

1)生活排水処理の流れ

浦添市の生活排水処理の体系は次図のようになっています。

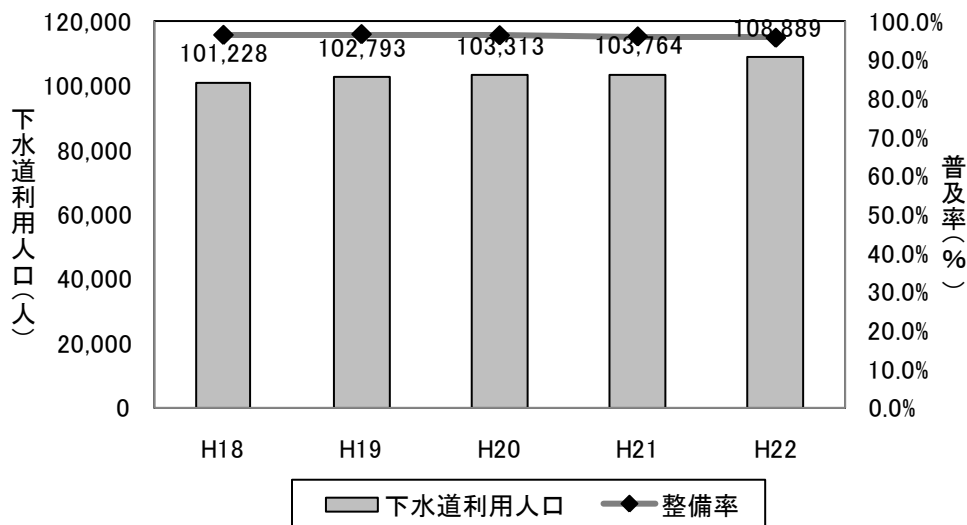


注) 図中の数値は平成21年度実績

出典：浦添市「第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画」

図 2-4-13 浦添市の生活排水処理体系

公共下水道の計画面積整備率は67.4%、人口普及率は97.1%です。



出典：浦添市「統計うらそえ平成23年版」

図 2-4-14 公共下水道整備状況及び公共下水道普及人口

公共下水道未接続の家庭や事業所では、合併・単独処理浄化槽や、汲み取り式の「し尿槽」が使われています。使用人口は、平成21年度現在、合併処理浄化槽780人(0.7%)、単独処理浄化槽6,465人(5.8%)、し尿処理456人(0.4%)となっています。これら浄化槽等の汚泥、し尿は浦添市クリーンセンター内のし尿下水投入施設で処理されています。

一方、単独処理浄化槽と汲み取りでは生活雑排水が未処理で放流されるため、川や海の水質汚濁の原因となっています。

2)市の生活排水に関する事業

土地の分筆等により新たに公共柵の設置が必要となる者からの要望を受け、公共柵を設置する「公共柵設置工事」を行っています。

「し尿処理事業」として、し尿及び浄化槽汚泥をし尿下水投入施設で下水道放流基準に希釈して適正処理を行っています。

生活排水処理基本計画及び実施計画に基づいて「浄化槽汚泥の収集運搬・清掃」を行っています。収集量は平成20年が1,841kl、平成21年が1,825kl、平成22年が1,809klと、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及に伴って収集量は減少しています。

【生活排水に対する課題】

- 総合的な生活排水処理の推進が求められます。
- 公共下水道の接続率のさらなる向上が求められます。
- 公共下水道未整備区域及び整備に相当の時間を要する区域では、浄化槽による生活排水処理が行われています。単独処理浄化槽と汲み取り式し尿槽では、し尿以外の生活雑排水が未処理のまま河川に流されるため、河川や海の水質汚濁問題の解決のためにも合併浄化槽処理の推進が求められます。

2-5 快適環境の現況と課題

(1) 歴史文化

1) 文化財調査の結果

浦添市内には文化財が多数点在しています。平成24年12月現在、国指定文化財等は浦添城跡、中頭方西海道及び普天間参詣道、オカヤドカリ（国指定天然記念物）、勢理客の獅子舞（国選択無形民俗文化財）の4件、県指定文化財は伊祖の高御墓、伊祖城跡、浦添貝塚等の11件、市指定文化財は仲間の拝所群、内間の大アカギ等の55件の、計70件が指定文化財となっています。

表 2-5-1 指定文化財集計表

| 種別 | 記念物 | | | | | | 有形文化財 | | | | | | | | | 民俗文化財 | | |
|-----|------|---|---|-------|---|---|-------|---|---|------|---|----|-----|---|---|-------|---|---|
| | 史跡 | | | 天然記念物 | | | 建造物 | | | 工芸品 | | | 彫刻 | | | 無形文化財 | | |
| 区分 | 国 | 県 | 市 | 国 | 県 | 市 | 国 | 県 | 市 | 国 | 県 | 市 | 国 | 県 | 市 | 国 | 県 | 市 |
| 件数 | 2 | 2 | 9 | 1 | 2 | 3 | | 1 | | | 5 | 39 | | 1 | | 1 | | 4 |
| 小計 | 計 13 | | | 計 6 | | | 計 1 | | | 計 44 | | | 計 1 | | | 計 5 | | |
| 種別計 | 計 19 | | | | | | 計 46 | | | | | | | | | 計 5 | | |

出典：浦添市文化課資料（平成24年12月現在）

2) 指定文化財位置図

仲間には拝所や井泉からなる仲間拝所群があります。指定文化財は牧港川に沿うように分布しています。



出典：浦添市「浦添市環境マップ」（浦添市ホームページ）

図 2-5-1 指定文化財位置図

3)市の歴史文化に関する事業

史跡浦添城跡の歴史的景観を復元するため、整備事業を推進しています。第Ⅰ期の浦添ようどの復元整備が完了し、第Ⅱ期の浦添城跡内外郭地区の整備事業を進めています。これまで城壁の一部と石畳道を整備しており、引き続き、復元整備に向けた発掘調査を実施し、遺構調査の成果に基づき整備を進めていきます。

「ウラオソイ回廊都市再生整備計画事業」では、平成24年度から5ヵ年間でグスク周辺地区を中心に都市再生整備計画を策定し、歴史的遺産の復元整備や景観誘導規制等を実施します。

4)市民会議での意見

市民会議では、本市には城跡をはじめ多くの文化財があり、歴史・文化資源を保存・整備すると同時に、積極的に浦添の歴史・文化を発信し、次世代に継承していくことが必要であるとの意見が出されました。

【歴史文化に対する課題】

○城跡、貝塚、建造物、天然記念物、御嶽・拝所など多数の文化財が分布しています。この貴重な文化財を保存・整備するとともに、次世代への継承に努め、より良い環境を創造していく必要があります。

(2) 景観

1) 景観

浦添市の主な景観資源としては、重要な地形・地質が石灰岩堤やポットホールなどの5箇所、主な河川が牧港川、小湾川、シリン川、安謝川の4河川、眺望点及びビーチが伊祖城跡・伊祖公園、浦添城跡、空寿先周辺に6箇所あります。



出典：浦添市「浦添市環境マップ」（浦添市ホームページ）

図 2-5-2 自然景観位置図

2) 市の景観に関する事業

浦添市は平成 18 年に景観行政団体となり、景観法及び浦添市景観まちづくり条例に基づく「浦添市景観まちづくり計画」を平成 20 年に策定し、市民協働の景観まちづくりに取り組んでいます。

現在、仲間地区が景観まちづくり条例第 10 条に基づく重点地区に指定されています。

「風景づくり推進事業」として、「浦添グスク周辺エリア」の景観地区や地区計画等の地域地区指定等を図り、グスクまちにふさわしい景観形成に資するための計画策定業務を行います。また、同様に西海岸の「浦添ふ頭第一ステージ」地区における地区指定に向けた策定業務も行います。

「道路整備事業」として、浦西中学線に道路植栽を施す予定で、道路景観の向上に努めています。今後施工する路線においても、植栽可能な場所に関しては植栽を設置するように努めます。

3) 景観に関する市民の意向

市民・事業者アンケートにより、現在活動中の環境活動のうち、「地域の清掃活動」、

「花壇作り・緑化活動」は市民・事業者ともに積極的に取り組んでおり、今後も継続して取り組みたいことがわかりました。

景観・街並みについては、「公共スペースの照明整備」、「開発行為への環境配慮」、「歴史が感じられる自然豊かなまち・美しい街並み整備」などの意見がありました。

一方、環境美化については、「ごみのないきれいなまちの実現」、「不法投棄をなくす」、「歩道や道路沿いの草の手入れ」などの意見も多く寄せられました。

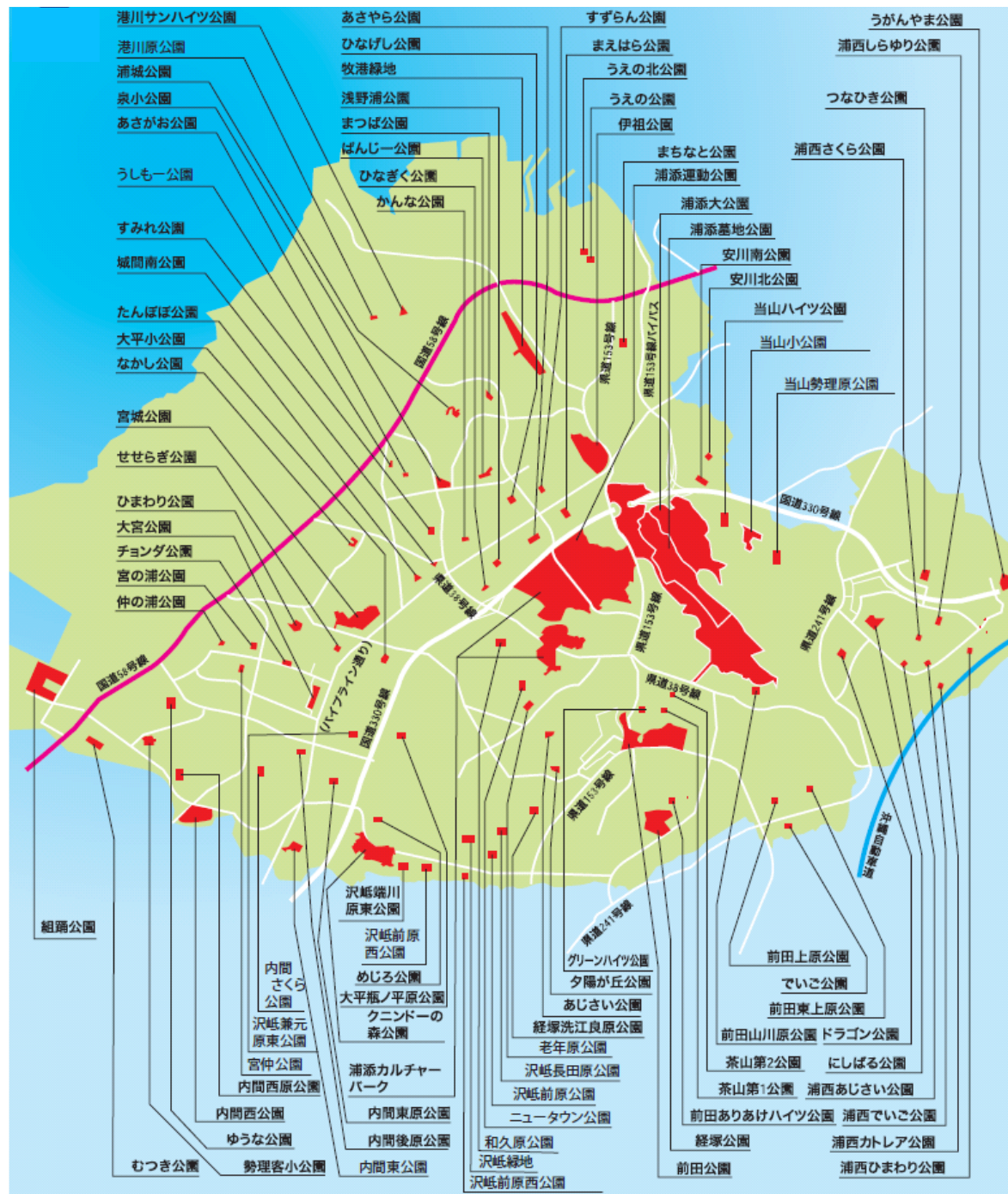
行政の全面的な管理を求める意見の一方で、地域住民の主体的なかかわり・協働が不可欠など、環境美化活動のあり方や手法については様々な意見がありました。

【景観に対する課題】

- 自然環境と生活環境の調和した快適性を確保するためには、住まい周辺等の自然環境の保全と拡大及び多様性を図る必要があります。
- 地域の個性や歴史・文化に根差した街並みの景観を保全するとともに、快適性を感じられるような形状や色彩等の統一的な改善を図る必要があります。また、自然景観や眺望地などの優れた地域景観の保全と整備を図る必要があります。
- 市民生活にとって、潤いと清潔な生活空間の創造は情操形成の上で重要です。環境美化に努める対策を講じる必要があります。
- 景観まちづくりの推進のためには、地域の市民や事業者と協働して取り組む必要があります。
- 建築基準法による規制だけでなく、地域住民の合意形成を図りながら、地区計画や景観地区等の地域地区指定を推進し、より良い景観の形成と保全に取り組む必要があります。

(3)公園・緑地

1)公園敷地面積



※民間開発による公園含む

出典：浦添市「浦添市の都市計画 2010（パンフレット）」（平成 22 年）

図 2-5-3 浦添市内都市公園位置図

本市の公園緑地は、供用開始しているものが 85 箇所で面積は 57.64ha となっています。仲間 1 丁目には総合公園として浦添カルチャーパーク（面積 15.95ha）を施工中（一部供用済）です。

本市の都市公園確保面積の、住民 1 人当たりの公園面積は 9.37m²/人（平成 24 年 6

月現在)です。浦添市都市公園条例による都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は10m²/人であることから、本市の都市公園は水準をやや下回っています。

表 2-5-2 公園敷地面積

平成 24 年 6 月現在

| 種別 | 都市公園確保面積 | | 供用開始面積 | |
|------------|-----------------------|--------|-----------------------|-------|
| | 箇所数 | 面積 | 箇所数 | 面積 |
| 総合公園 | 2 | 50.60 | 2 | 15.95 |
| 運動公園 | 1 | 14.60 | 1 | 14.60 |
| 地区公園 | 1 | 4.90 | 0 | 0 |
| 近隣公園 | 4 | 9.27 | 4 | 7.17 |
| 都市緑地 | 4 | 8.59 | 4 | 2.79 |
| 墓地公園 | 1 | 7.20 | 1 | 6.60 |
| 街区公園 | 75 | 10.58 | 75 | 10.53 |
| 計 | 88 | 105.74 | 85 | 57.64 |
| 1人当たりの公園面積 | 9.37m ² /人 | | 5.12m ² /人 | |

出典：1. 浦添市ホームページ「浦添市の人口」
2. 浦添市美らまち推進課資料

2)市の公園・緑地に関する事業

行政が進めている公園の整備事業には、「浦添カルチャーパーク整備事業」、「クニンドーの森公園整備事業」、「リュウキュウマツ景観保全対策事業」、「公園管理事業」、「公園再生基本計画」、その他各公園の整備事業があります。

「市民の広場（市民菜園）設置事業」では、「浦添市ハブによる被害の防止及びあき地の雑草等の除去に関する条例」に基づいて、管理が出来ていない土地について市が指導を行い、適正管理が困難な場合は、市民の広場（市民菜園）として利用を促し、環境の保全に努めています。市民の広場（市民菜園）は、平成 22 年度では 10 箇所あります。

3)市民会議での意見

市民会議では、市内に公園は多くあるが、安全に配慮しつつ自然に触れあえる公園は少ないため、公園をはじめ川辺や海辺などの自然の中で伸び伸びと子ども達が自然と触れ合える場所が必要との意見が出されました。

【公園・緑地に対する課題】

- 大規模な浦添大公園から各地域に小規模な公園が多数あります。これら貴重な公園の緑地機能の向上を図るとともに、市民ニーズと緑地の拡大に向けた新たな公園整備が望まれます。
- 自然とのふれあい、遊び、憩いの場など提供し、生活に潤いと安らぎを与えてくれる身近な公園や緑地は都市生活にとって欠かすことのできない施設であり、整備・充実が必要です。
- 市域の緑地は、パッチ状に分布する程度でまとまった緑地は見られません。貴重な緑地を保全するとともに、生物多様性に配慮したビオトープなどを創出し、河川を含めた緑地機能を高める必要があります。人と自然とのふれあい活動の場としての活用が期待されます。

(4)水辺

1)水辺のふれあいの場

本市には水辺のふれあいの場として、牧港漁港、牧港海岸、西洲、小湾川のアジサイ公園、安謝川の内間西公園等があります。



出典：浦添市「浦添市環境マップ」(浦添市ホームページ)

図 2-5-4 人と自然とのふれあい活動の場

【水辺に対する課題】

○市内にある貴重な緑地等の自然環境に配慮しながら、人と自然の豊かなふれあいの場としての保全と活用の適切な施設の整備が必要です。

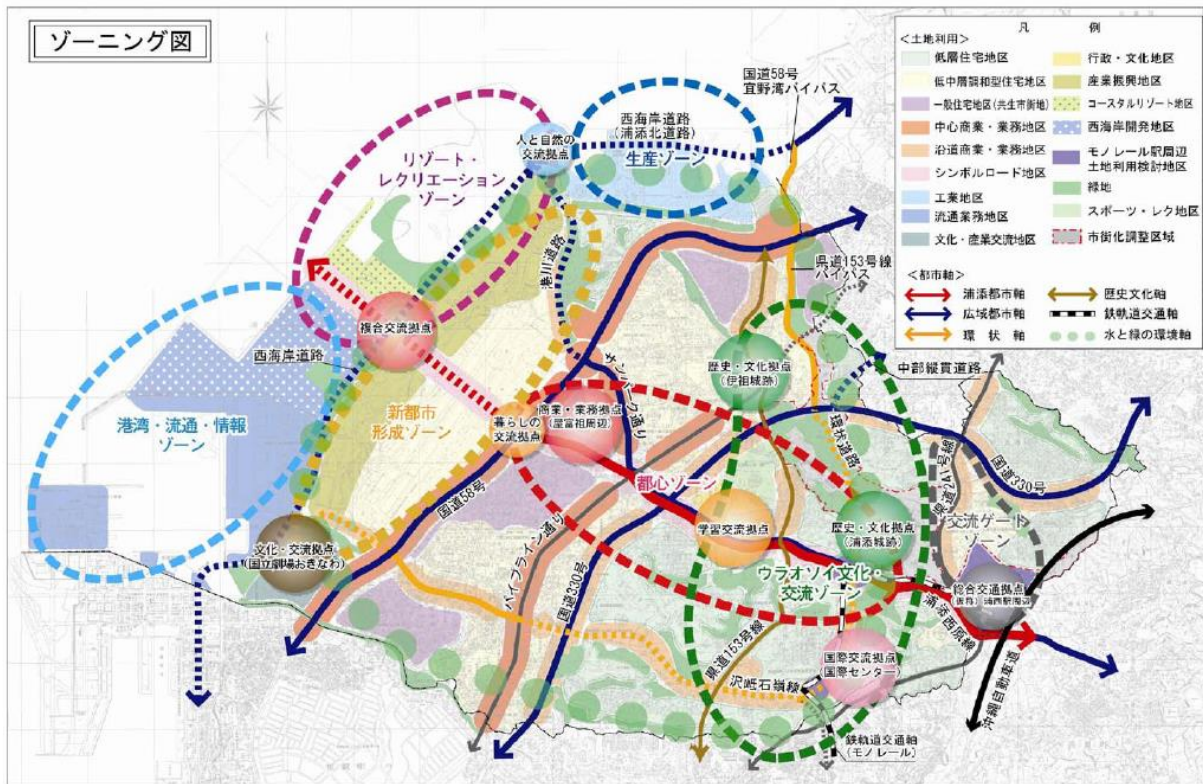
○海辺にも貴重なサンゴ礁による自然生態系が見られることから、保全・維持に努める必要があります。人と自然とのふれあい活動の場としての活用が期待されます。

(5) 快適な都市環境

本市は、行政区域 1,927ha のうち 76%に当たる 1,455ha が市街化区域です。

これまで、快適な都市環境形成のため道路・公園等の都市基盤整備を進めてきましたが、屋富祖、城間、勢理客などでは、商業施設、業務施設、工場、住宅等が無秩序に混在した密集市街地が存在します。

密集市街地は狭隘な生活道路、袋小路、スプロールした墓地などによって、災害等に対して脆弱な環境となっています。牧港補給地区跡地利用と連携した市街地整備や、用途地域の見直し等により、住宅地とその他の用途が調和した土地利用を図るとともに、隣接する河川などの自然環境の保全・活用等により、良好な住環境の形成を図る必要があります。



出典：浦添市「浦添市都市計画マスタープラン」(平成 25 年)
 図 2-5-5 土地利用ゾーニング図

【快適な都市環境に対する課題】
 ○市街地のスプロール化により、たて詰め、狭隘な生活道路や袋小路が各地に残されており、一部地域で快適な住環境の確保や災害に対する弱さが懸念されています。規制的手法のほか誘導的手法、または住民の合意形成など、計画的な市街地整備の推進が必要です。

2-6 地球環境の現況と課題

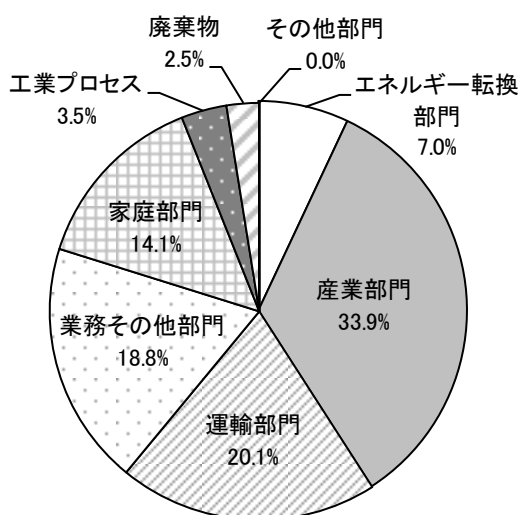
(1) 地球温暖化

1) 全国の部門別二酸化炭素排出量

国内の平成 21 年度の温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）は、12 億 900 万 t-CO₂ です。「京都議定書」（平成 9 年採択）の基準年である平成 2 年度と比較すると、4.1% 下回っています。

景気悪化の影響を受け産業部門をはじめとする各部門の二酸化炭素排出量が減少した事などが原因となっており、今後の社会・経済動向により増加することが示唆されています。

温室効果ガス総排出量の 9 割以上を占める二酸化炭素の排出量の内訳は、産業部門（33.9%）、運輸部門（20.1%）、業務その他部門（18.8%）、家庭部門（14.1%）などとなっています。平成 21 年度の家庭部門における国内総排出量は約 1 億 6,200 万 t-CO₂ となっており、平成 2 年度に比べ 26.9% 増加しています。



(単位：千トン)

| 排出源 | H21 |
|-----------|-----------|
| エネルギー転換部門 | 79,938 |
| 産業部門 | 388,252 |
| 運輸部門 | 229,942 |
| 業務その他部門 | 215,518 |
| 家庭部門 | 161,688 |
| 工業プロセス | 40,309 |
| 廃棄物 | 28,887 |
| その他部門 | 35 |
| 合計 | 1,144,569 |

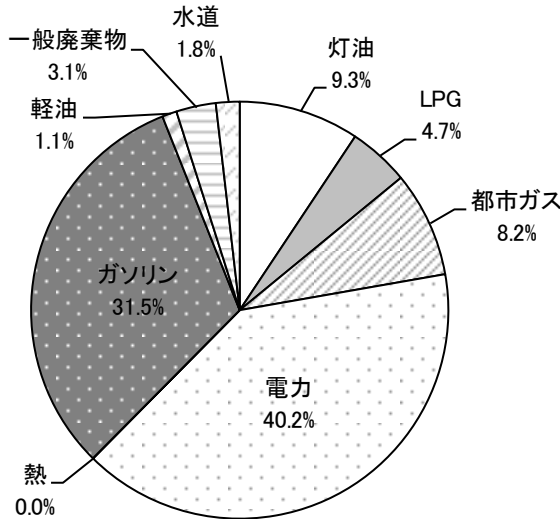
出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスのデータ（平成 21 年度）をもとに作成

図 2-6-1 全国の部門別二酸化炭素排出量（直接排出量）

2) 家庭からの二酸化炭素排出量とその内訳

家庭からの二酸化炭素排出量の内訳は、電力が最も多く、全国平均は 40.2%、次いでガソリンが 31.5%、灯油 9.3%などとなっています。

電力やガソリンが大半を占めることから、日常生活における節電対策やエコドライブ、公共交通の利用等が、二酸化炭素の排出を抑え地球温暖化対策に効果があると言えます。



(単位：kg-CO₂/世帯)

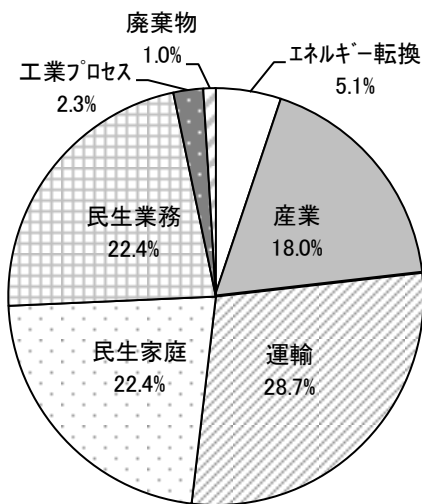
| 排出源 | H21 |
|-------|-------|
| 灯油 | 453 |
| LPG | 229 |
| 都市ガス | 397 |
| 電力 | 1,949 |
| 熱 | 1 |
| ガソリン | 1,530 |
| 軽油 | 55 |
| 一般廃棄物 | 149 |
| 水道 | 89 |
| 合計 | 4,852 |

出典：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスのデータ（平成 21 年度）をもとに作成

図 2-6-2 家庭の二酸化炭素排出量の割合（全国平均）

3) 沖縄県の二酸化炭素排出量とその内訳

沖縄県の二酸化炭素の総排出量は、平成 19 年度現在 1,341 万 t-CO₂となっています。部門別の排出量とその内訳は、「運輸部門」が 385 万 t-CO₂で 28.7%と最も多く、次いで「民生家庭部門」と「民生業務部門」がともに 301 万 t-CO₂で 22.4%、「産業部門」が 242 万 t-CO₂で 18.0%を占めています。



(単位：t-CO₂)

| 部門 | H21 |
|---------|------------|
| エネルギー転換 | 690,000 |
| 産業 | 2,420,000 |
| 運輸 | 3,850,000 |
| 民生家庭 | 3,010,000 |
| 民生業務 | 3,010,000 |
| 工業プロセス | 310,000 |
| 廃棄物 | 130,000 |
| 合計 | 13,410,000 |

※四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

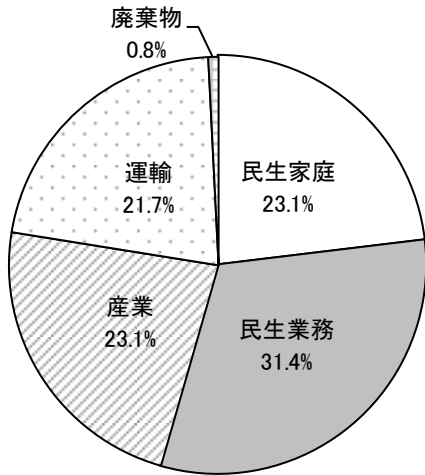
出典：沖縄県地球温暖化対策実行計画 区域施策編（平成 23 年 3 月策定）

図 2-6-3 沖縄県の二酸化炭素排出量の割合

4)浦添市の二酸化炭素排出量とその内訳(推計)

浦添市の二酸化炭素の総排出量は、推計で 113 万 t-CO₂ となっています。

部門別の排出量とその割合は、「民生業務部門」が 35 万 t-CO₂ で 31.4% と最も多く、次いで「民生家庭部門」と「産業部門」がともに 26 万 t-CO₂ で 23.1%、「運輸部門」は 24 万 t-CO₂ で 21.7% を占めています。



(単位：t-CO₂)

| 部門 | H21 |
|------|-----------|
| 民生家庭 | 262,000 |
| 民生業務 | 356,000 |
| 産業 | 262,000 |
| 運輸 | 246,000 |
| 廃棄物 | 9,000 |
| 合計 | 1,135,000 |

注) 地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(第1版)簡易版に基づき平成21年度現況推計値を算出

出典：環境省ホームページ(環境省)

図 2-6-4 浦添市の二酸化炭素排出量の割合

5)市民の地球温暖化対策の取組の現状

市民の日常生活においては、省エネ製品の積極的な買い替えや節電、自動車のアイドリングストップなどは多くの方が実行している一方で、公共交通機関の利用は、全体の4分の1程度にとどまることがわかりました。

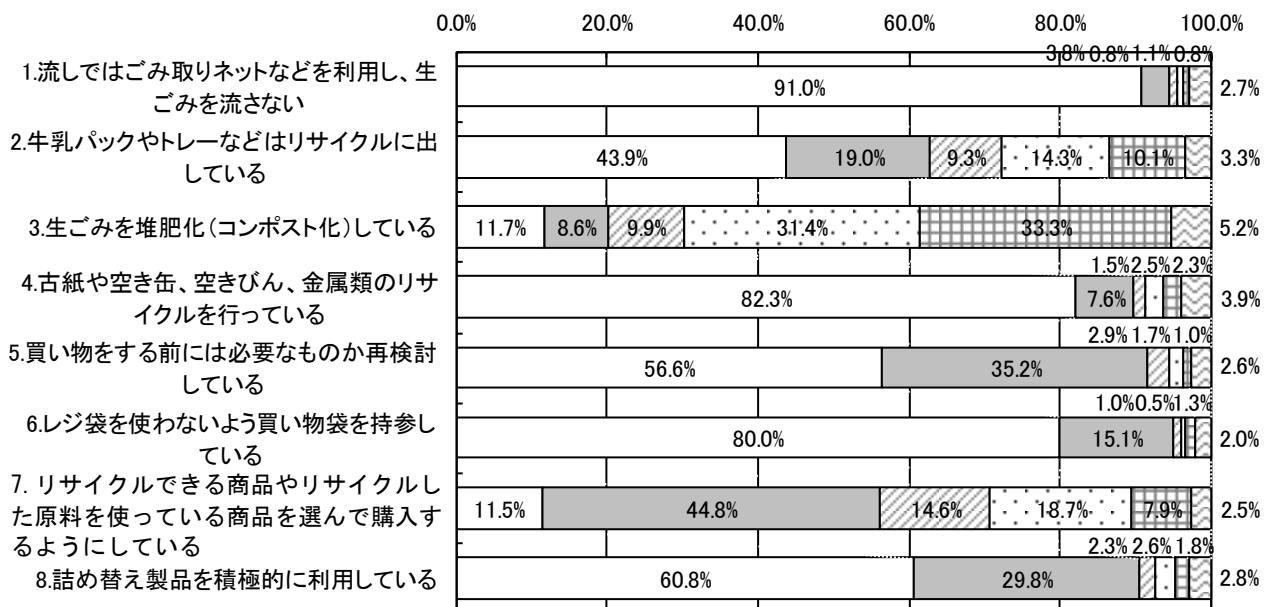


図 2-6-5 日常生活の中での環境に配慮した取組(市民アンケート)①



図 2-6-5 日常生活の中での環境に配慮した取組（市民アンケート）②

6)事業者の地球温暖化対策の取組の現状

事業所の省エネ・再エネの取組状況は、冷暖房のこまめな調整と照明や水道の節約などが8割を超える結果となっています。一方、マイカー通勤の自粛、太陽光発電の導入などは、ほとんどの企業で取り組んでいないことが分かりました。

環境問題に取り組むに当たっての事業所での課題は、「資金の不足」が64.9%と最も多く、次いで「ノウハウの不足」、「手間・時間の不足」、「従業員の環境に対する意識の向上」が50%を超えています。

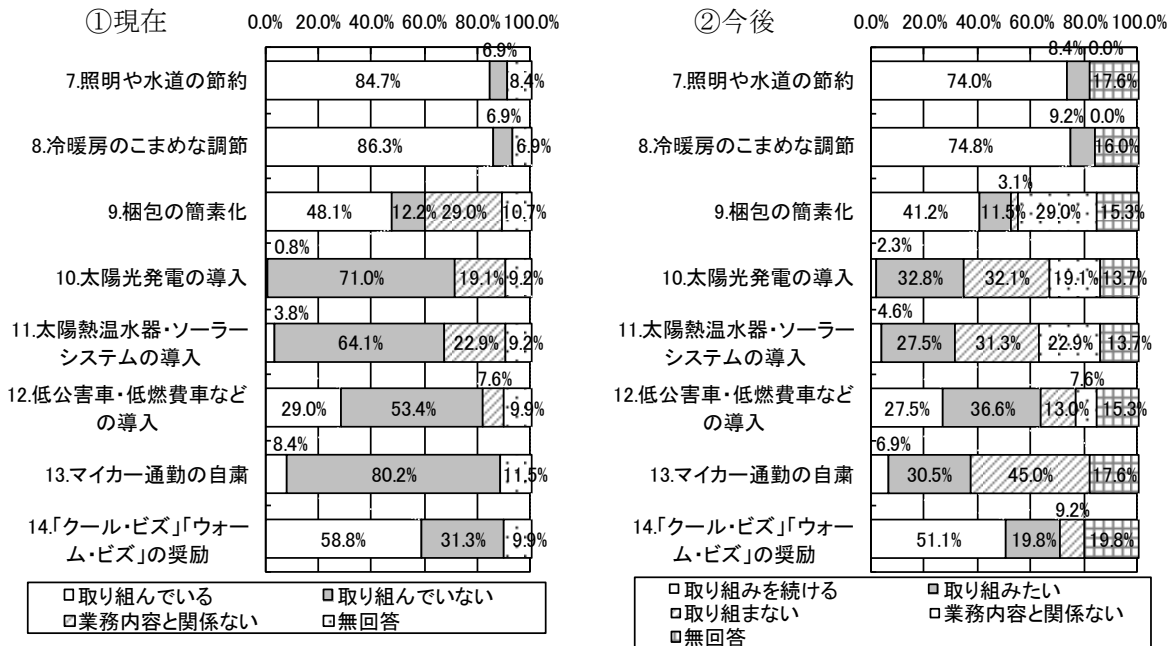


図 2-6-6 事業所での環境に配慮した取組（事業者アンケート）

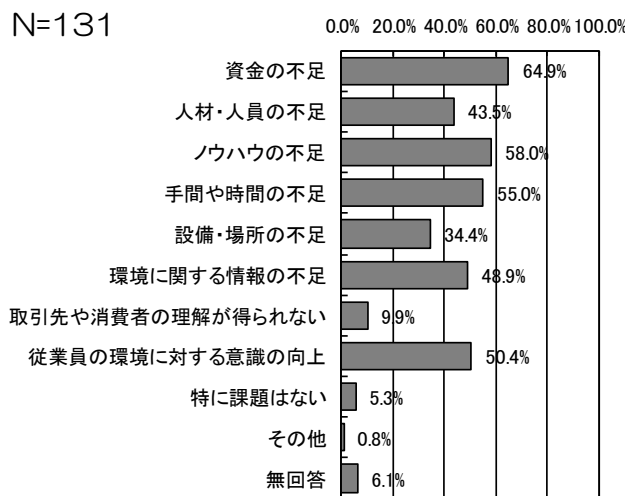


図 2-6-7 環境問題に取り組むに当たっての課題

7)市の地球温暖化対策の取組について

①市役所の温室効果ガス排出状況

自らの事務及び事業に伴う地球温暖化対策のため「浦添市地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガス総排出量を平成25年度までに平成19年度の7.5%を削減することを目標に掲げています。平成23年度の排出量は39,307t-CO₂で、基準年度の3.7%削減を達成しました。

②削減に向けた取組

市では、市民及び市内在勤者対象に「エコドライブ教習会」を実施しました（平成24年1月・2月）。46名が受講し、受講者平均で燃費が10%以上改善しました。今後は受講者の実践が他の市民へ波及して、エコドライブの普及が進むことが期待されます。

「浦添市グリーン購入調達方針」を定め、特定調達品・重点調達品及びその判断基準を定め、その他環境配慮物品等の購入に必要な事項を定めています。

③県等との連携

県民、市民団体、事業者及び行政の相互協力で地球環境を守るための行動計画を推進する「おきなわアジェンダ21」県民会議の一員として事業計画の運営及び活動に参加しています。

8)市民会議での意見

- 地域全体の温室効果ガス削減に向けた計画的な取組が必要
- ごみ減量推進
- CO₂を吸収する街路樹の植樹・維持
- 交通に係るCO₂の削減に向けた、環境にやさしい交通（交通施設の改善や交通手段の変換、エコカーの普及などの促進）
- 建物の外断熱の普及（ヒートアイランドの防止やクーラー等の消費電力削減）
- 緑のカーテン（遮熱による節電と景観）

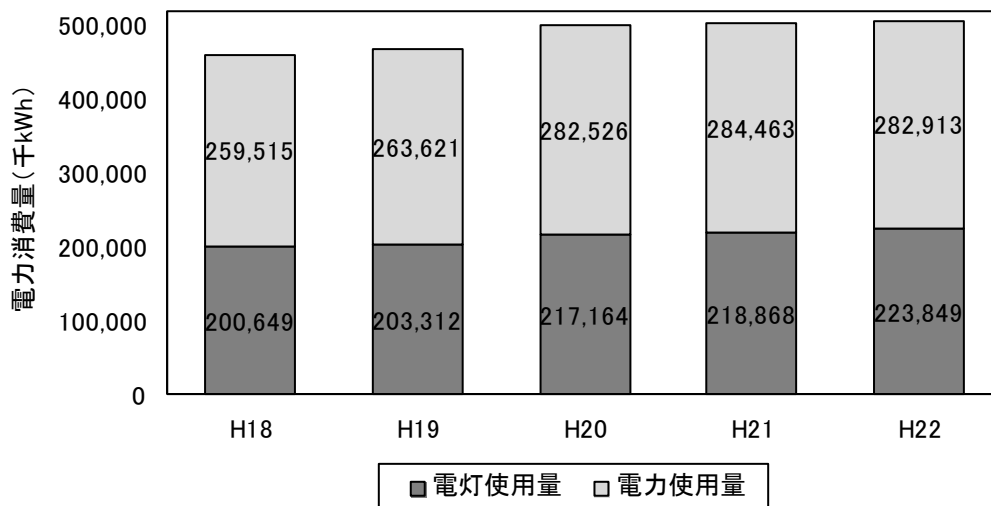
【地球温暖化に対する課題】

- 地球温暖化は、化石燃料の消費によって発生する二酸化炭素の排出が主な原因となっています。軽減及び防止には化石燃料をできるかぎり使用しない対策を講じる必要があります。
- 市民、事業者、行政等の各主体が協働し、低炭素社会を実現しなければいけません。
- 家庭からの温室効果ガスは、電力やガソリンの使用に伴う排出が大半を占めることから、日常生活における節電対策やエコドライブ、公共交通の利用等が、二酸化炭素の排出を抑え地球温暖化対策に効果があると言えます。
- 具体的削減目標を掲げた計画的な取組が急がれます。
- 環境教育の推進のほか、環境問題対策で導入する機器等の助成金や補助金等も考慮しながら、ライフスタイルの転換や環境に配慮した事業活動の推進を図る必要があります。

(2)省エネルギー

1)市内の電力消費量

市内の電力消費量について見ると、平成22年度は電灯使用量が2億2,385万kWh、電力使用量が2億8,291万kWhで合計5億676万kWhと、ここ数年増加傾向にあります。

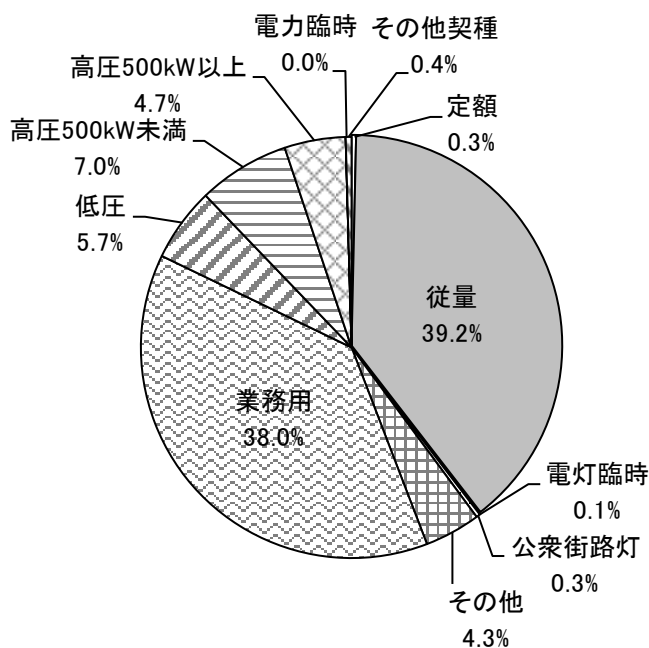


出典：浦添市「統計うらそえ」(平成23年版)

図2-6-8 市内の電力消費量

2)市内の電力消費量の内訳

市内の電力消費量の内訳は、電灯の従量(家庭用等)が全体の39.2%と最も多く、次いで電力の業務用が38.0%となっており、この両者で全体の約8割を占めています。



出典：浦添市「統計うらそえ」(平成23年版)

図2-6-9 市内の電力消費量の内訳

用語の解説

「定額」とは「定額電灯契約」のことで、外灯などのような料金が一定しているものをさす。(防犯灯含む)。

「従量」とは「従量電灯契約」のことで、普通一般の電灯をさす。電力会社により異なるが、契約する容量に応じて、従量電灯 A/B/C などと分類されることが多い。照明や家庭用電気機器の利用などの目的で電気を使用する場合の一般的な契約。

「電灯臨時」とは「電灯臨時契約」のことで、道路工事や建設工事現場の照明などに使用するための需要で、契約使用期間が1年未満のもの。

「公衆街路灯(契約)」とは、主に道路に設置されているものをさす。

「業務用」とは「業務用電力契約」のことで、高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用するもので、契約電力は50kW以上であるものを言う。主に業務用ビルや商業施設で利用されている契約をさす。また契約電力量が500kW未満のものは「高圧500kW未満」または「小口電力」、500kW以上のものは「大口電力」または「高圧500kW以上」と呼ばれる。

3)市の省エネルギーに関する取組

浦添市と浦添市教育委員会は、ともにエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)上の特定事業者指定され、継続的な省エネや節電に積極的に取り組んでいます。浦添市役所行政棟庁舎、水道部庁舎及び浦添市産業振興センターなどの施設では照明の間引きやLED電球への切り替えなどにより光熱使用量の削減を進めています。

【省エネルギーに対する課題】

- 限りある資源を有効に利用し、環境への負荷を軽減した持続的発展が可能な社会を推進するために、さらなる省エネを推進する必要があります。
- 限りある資源の有効利用と環境への負荷を軽減するために、環境負荷の少ない商品等の購入や利用を推進する必要があります。
- 限りある資源の有効利用と環境への負荷を軽減するために、環境負荷の少ない省エネルギー機器の採用を推進する必要があります。

(3)再生可能エネルギー

1)県、近隣市町村の再生可能エネルギーに関する事業

太陽光やバイオエタノール等の再生可能エネルギーは環境負荷が少ないクリーンなエネルギーであることから、再生可能エネルギーの利用は地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑える効果があります。

沖縄県では、再生可能エネルギーの導入を促進するため、「住宅用太陽光発電導入への支援」として450件の住宅を対象に1件当たり20,000円を補助する補助事業等を行っています。

また、那覇市等の近隣市町村では「太陽光発電システム導入への支援」を行っており、宮古島市では「宮古島バイオエタノール実証事業」を行い、サトウキビからバイオエタノールを製造、給油実証販売までのフィールドテストを実施しています。

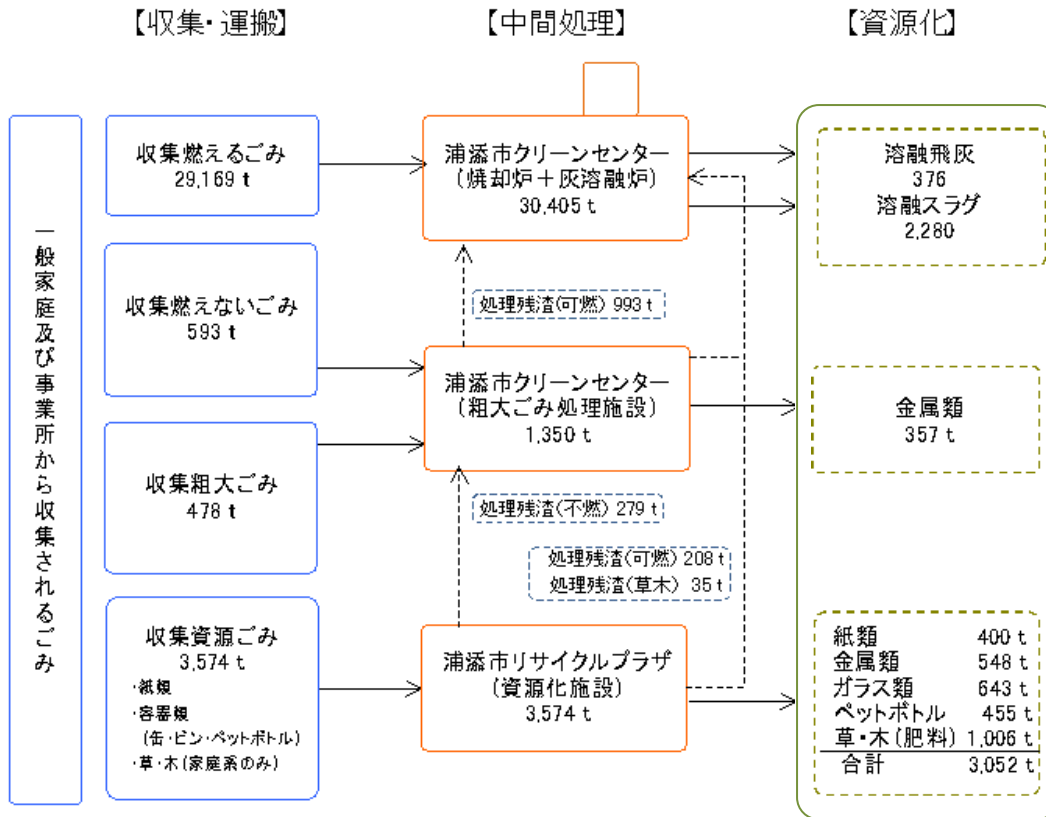
【再生可能エネルギーに対する課題】

○有限な化石エネルギーの有効利用や地球温暖化対策を推進するために、有効手段としての再生可能エネルギーの積極的な活用を推進する必要があります。

(4) 廃棄物

1) ごみ処理フロー

本市の一般廃棄物（ごみ）の処理フローは次図のとおりです。



注) 図中の数値は平成 21 年度実績

出典：浦添市「第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画」(平成 23 年 3 月)

図 2-6-10 ごみ処理フロー

2)一般廃棄物の排出量、再生利用量の推移

一般廃棄物の平成 21 年度総排出量は、33,814t でした。市民1人が1日に排出するごみの量は831gとなっており、ここ数年は微減傾向を示しています。

表 2-6-3 一般廃棄物の排出量、再生利用の推移

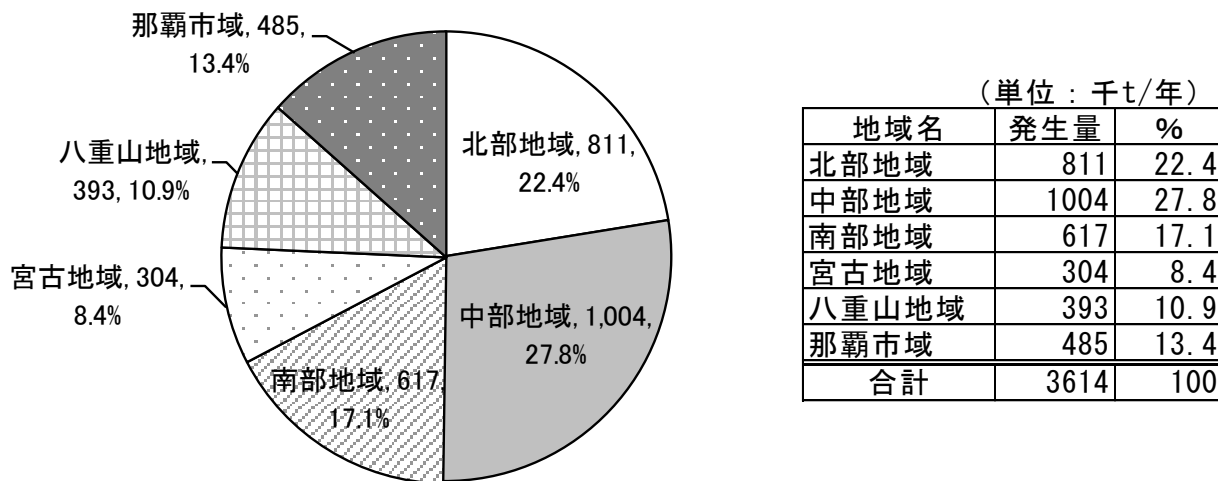
| 区 分 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | |
|---------------------------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総排出量 ごみ量 (t/年) | 37,324 | 36,881 | 35,736 | 33,203 | 33,814 | |
| 排出量 ごみ量 (t/年) | 37,078 | 36,619 | 35,593 | 33,053 | 33,814 | |
| | 事業系ごみ量 (t/年) | 13,006 | 13,000 | 12,543 | 11,575 | 11,910 |
| | 家庭系ごみ量 (t/年) | 24,072 | 23,619 | 23,050 | 21,478 | 21,904 |
| 集団回収 (t/年) | 246 | 262 | 143 | 150 | 0 | |
| 1日1人当たりの排出量 (g/人・日) | 943 | 925 | 891 | 821 | 831 | |
| 再生利用量 (総資源化量) (t/年) | 7,270 | 6,257 | 5,375 | 6,075 | 6,065 | |
| (リサイクル率 (%)) = 再生利用量/総排出量 | 19.5% | 17.0% | 15.0% | 18.3% | 17.9% | |
| 最終処分量 (t/年) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| (最終処分率 (%)) = 最終処分量/総排出量 | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% | |

出典：浦添市「第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画」(平成 23 年 3 月)

3)産業廃棄物処理状況

①地区別発生量(動物のふん尿を含む全産業)

産業廃棄物の発生量は、浦添市の属している中部地域が沖縄県下で最も多く、平成 22 年度は沖縄県全体の 27.8%を占めています。



出典：沖縄県文化環境部「平成 22 年度沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査報告書」(平成 23 年 3 月)

図 2-6-11 地区別発生量

4)市の廃棄物に関する事業

浦添市は、「第三次一般廃棄物処理基本計画（平成23年3月策定）」に基づき、更なるごみの減量化や再使用・再資源化の促進を図りながら、計画的なごみの適正処理を進めています。

「クリーンセンター管理事業」では、ごみの焼却施設及び灰溶融施設の運営、維持管理を行っています。平成22年の施設稼働日数は365日で、廃棄物を適正に処理するためには、施設の維持管理が不可欠です。しかしながらクリーンセンターは昭和57年から稼働している施設のため、施設の老朽化が今後の課題となっています。

公共下水道の公共柵設置工事を行う際には、保護砂としてクリーンセンターの灰溶融施設から出てくる溶融スラグを利用しています。

「リサイクルプラザ管理事業」では、市域から収集した混合容器資源を種類ごとに自動分別する機械操作及び工場の維持管理を行っています。平成20年では1,798t、平成21年は2,045t、平成22年は1,767tの資源を回収しました。

「ごみ運搬及び最終処分業務」では、灰溶融施設から排出される飛灰を福岡県の製錬工場へ移送し、非鉄金属（鉛、銅、亜鉛等）を山元還元（資源化）しています。飛灰の排出量は、平成20年で345t、平成21年で375t、平成22年で417tと年々増加しています。

また、草木類を資源ごみとして回収し、堆肥化して再資源化しています。草木資源化量は、平成21年で1,006t、平成22年で1,295tと増加傾向にあります。

【廃棄物に対する課題】

- 人口増加に伴い一般廃棄物の排出量の増加が予測されます。廃棄物の適正処理とともに減量化を推進する必要があります。
- クリーンセンターの老朽化による影響が懸念されています。
- 限りある資源の有効利用と環境への負荷を軽減するために、環境負荷の少ない商品等の購入や利用を推進する必要があります。
- 有効な資源として再利用するために、ごみの分別をさらに徹底する必要があり、その対策を講じる必要があります。
- 山林や河川、空き地及び道路などへの不法投棄やポイ捨てが見られます。地域景観の悪化や公害発生の一因ともなっていることから、防止対策を強化する必要があります。

2-7 協働の現況と課題

(1) 環境教育及び環境学習

1) 環境教育及び環境学習に関する市民・事業者の取組の現状と意向

① 市民・事業者の取組の現状

市民アンケート調査によると、「環境問題等に関する講演会・講習会」や「自然観察会」へ参加したことがある市民の割合は低い結果となっています。

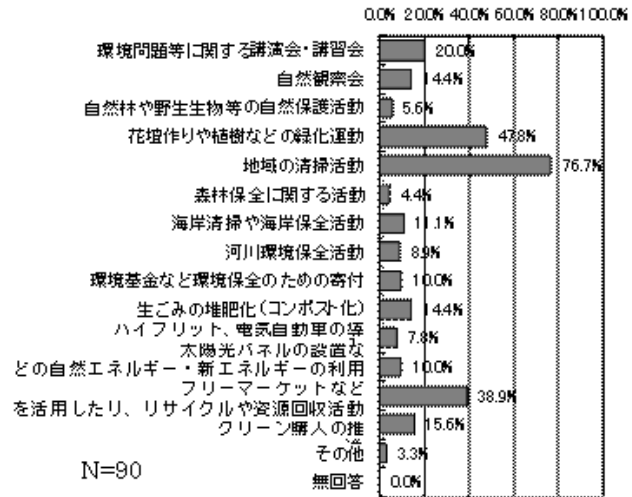
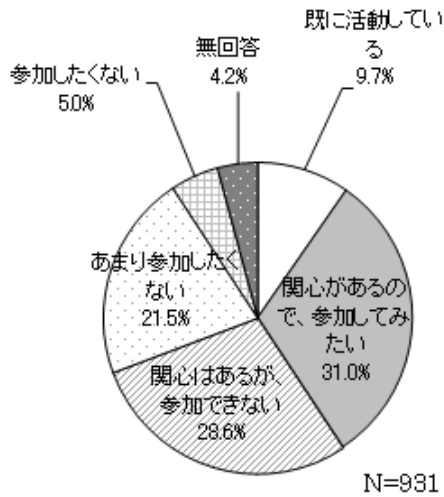


図 2-7-1 環境活動への参加について

図 2-7-2 現在の環境活動への参加について

環境に関する勉強会等への参加・支援を行っている事業所は全体の約2割で、独自で環境講座を開催している事業所は全体の約7%です。今後は、現在実施中の事業所のほとんどは継続して取り組み、5割以上の事業所は将来的には取り組みたいと回答しており、環境教育に前向きです。

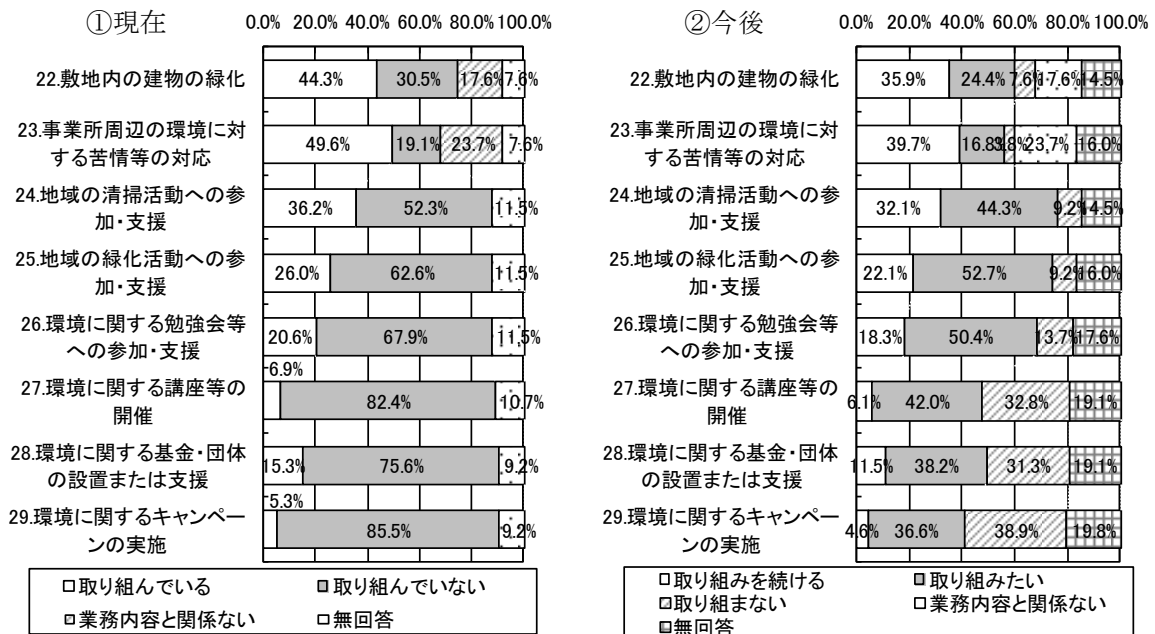


図 2-7-3 事業所での環境保全活動等 (事業者アンケート)

②市民・事業者の意向

市民アンケート調査の中に、「子供参加型の環境教育や住民への環境教育による意識改革」が必要との意見がありました。

2)市の環境教育・環境学習に関する事業

①浦添市まちづくり構想策定支援事業

企画部企画課では、「浦添市まちづくり構想策定支援事業」に取り組んでいます。下港川地域において、自然環境との交流をはじめとする多様な生涯学習活動をつなぐ拠点（核）の施設整備を推進しています。

②クリーン・グリーン・グレイシャス(CGG)運動

教育委員会指導部こども青少年課では、社会教育関係団体、学校教育関係機関、団体等が中心となり地域住民が参加するクリーン活動「御万人（うまんちゅ）すりていクリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」を展開しています。青少年を地域の環境整備作業へ参加させることにより、環境問題への意識高揚につなげていく活動で、平成23年度は27,877名が参加しました。

③わくわくワイルドキャンプ

教育委員会指導部こども青少年課では、親子と一緒にノグチゲラやヤンバルクイナなどの貴重な生物が生息する「やんばる学びの森」で国頭の自然とふれあい、自然との共生を学ぶ「わくわくワイルドキャンプ」を行っています。

大自然とふれあうことで貴重な自然環境の大切さを認識し、環境保全の意識高揚を図ります。

④環境学習推進事業

市民部環境施策推進室では、環境保全活動の促進のため、「環境学習推進事業」を展開しています。児童生徒を対象とした環境学習講座と、成人を対象とした環境保全活動実践者の育成講座により、地域に環境保全に対する意識を根付かせ、環境保全活動に取り組むネットワーク構築に拍車がかかることを期待します。

今後、ますます環境教育・環境学習を推進していくためには、浦添市環境マップ・市民環境調査支援の復活、環境団体の認証・表彰制度の導入などの各種施策の充実を図る必要があります。また、環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、各主体が体系的に環境教育を取り組めるよう体制を整えます。

⑤浦添市環境マップ

浦添市の自然環境や生物、土地利用、文化財・史跡や環境問題等の環境情報を調査・収集した環境教育資料で、「浦添市の環境の宝物」を見ることができます。内容はホームページ上で公開されており、構成は以下の通りです。

- i) 市の環境概要 … 土地利用・湧水・洞窟・文化財・水質・大気情報
- ii) 地域毎の情報 … 自然の見どころ（河川・浦添大公園・海浜、他）
- iii) 自然観察指導 … 自然観察のアシスト（注意事項・便利情報、文献）

- iv) てだこ環境調査団 … 市民が中心となって調査した実例を紹介
- v) 生きもの図鑑 … 浦添の動植物写真、住処などの説明等を掲載
- vi) その他環境情報

【環境教育・環境学習に対する課題】

- 子どもから大人まで全ての世代において、環境を考え、自然とのふれあいを体験する機会の創出や提供を積極的に展開することが望まれています。
- 子供の頃から環境に関する教育・学習に触れ、関心を持たせることが重要です。
- 市民の環境活動を促進するには、事業者の協力が必要です。
- 環境保全活動の主体となる市民、活動団体、事業者に、環境について学ぶ場を確保・提供する必要があります。
- 各主体が自らの活動を推進するためには、教育及び学習に必要な情報や教材等の支援を行う必要があります。
- 様々な環境教育・環境学習をつなぐネットワークの拠点の創出が求められています。
- 市民環境調査支援の復活や、環境団体の認証・表彰制度の導入など、環境教育・環境学習を活性化させる制度が必要です。

(2)協働

1)協働に関する取組の現状

①市民の取組の現状

市民アンケート調査によると、環境活動へ現在または過去に参加したことがあると回答した市民は、全体の1割以下となっています。参加内容は、「地域の清掃活動」(77%)、「花壇作り・緑化運動」(48%)、「フリーマーケット・資源回収活動」(39%)などとなっています。

環境活動について「関心はあるが参加できない」と回答した多くの方が「仕事・育児などで忙しい、時間がない」を理由にあげています。

表 2-7-1 環境活動について「関心はあるが参加できない」回答内容（市民アンケート）

| | 回答数 |
|----------------------------------|-----|
| 仕事・育児などで忙しい、時間がない | 116 |
| 体調不良・体力に自信がない | 38 |
| 高齢のため | 15 |
| 病気療養中 | 12 |
| 介護のため | 10 |
| 子供がまだ小さいため | 10 |
| 環境活動に関する情報が伝わらない | 3 |
| 自営業のため | 3 |
| 生活に余裕がない | 3 |
| その他（参加の方法が分からない、活動のタイミングが合わない、等） | 26 |

②事業者の取組の現状

事業所アンケート結果によると、事業所での環境に配慮した取組のうち、現在取り組んでいる協働的な環境保全活動については、地域への清掃活動（36%）及び緑化活動（26%）、環境に関する勉強会への参加・支援（21%）、自主的な環境学習講座の開催（7%）、環境に関する基金・団体への援助（15%）などが主なものになっており、今後も引き続き継続していきたいと回答しています。

2)協働に関する市民・事業者の意向

①市民の意向

環境活動については、「すでに活動している」(9.7%)、「関心があり参加してみたい」(31%)、「関心はあるが参加できない」(29%)を合わせると7割以上の方が環境活動に意欲を示しています。

今後参加したい環境活動については、「花壇作り・緑化運動」(44%)、「地域の清掃活動」(40%)、「自然観察会」(38%)、「フリーマーケット・資源回収活動」(33%)、「太陽光発電」(26%)、「環境学習講座」(26%)などとなっています。

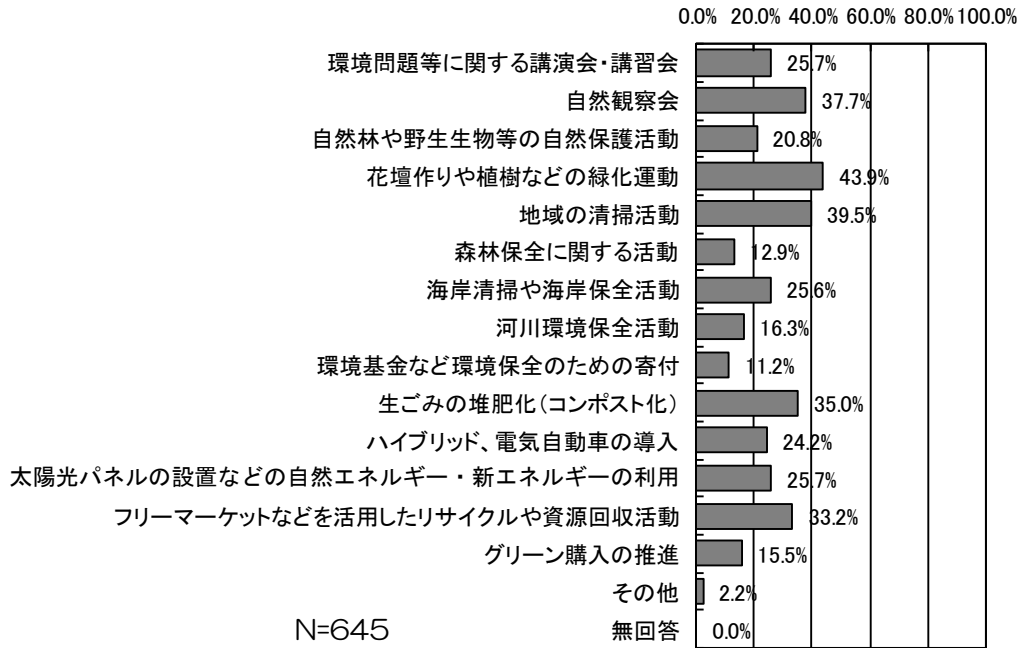


図 2-7-4 今後参加してみたい環境活動（市民アンケート）

②事業者の意向

事業所が環境問題に取り組む理由については、「一般社会における環境問題の重要性を感じているため」が70%と最も多く、次いで「事業者の社会的な責務（CSR（企業の社会的責任）、社会貢献を含む）であるため」が60%、「省エネルギーや資源のリサイクルはコスト削減になるため」が55%などとなっています。

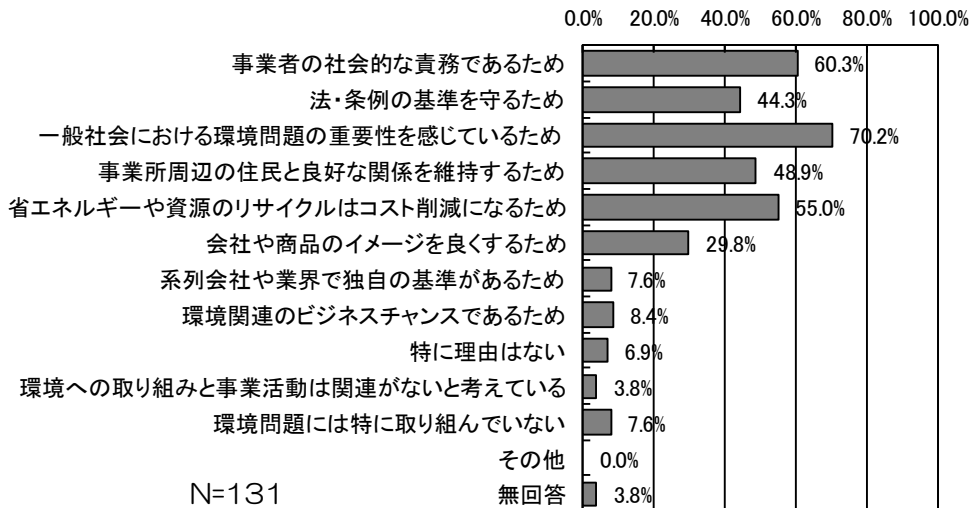


図 2-75 事業者が環境問題に取り組む理由（事業者アンケート）

3)環境活動を活発にするために必要な取組

環境活動を活発にするために必要な取組について市民アンケートによると、「環境に関する様々な情報の提供」が19.8%と最も多く、次いで「小中学校等や地域が連携して行う環境活動の推進」が18.8%、「環境をテーマにしたイベントなどの開催」が12.8%などとなっています。

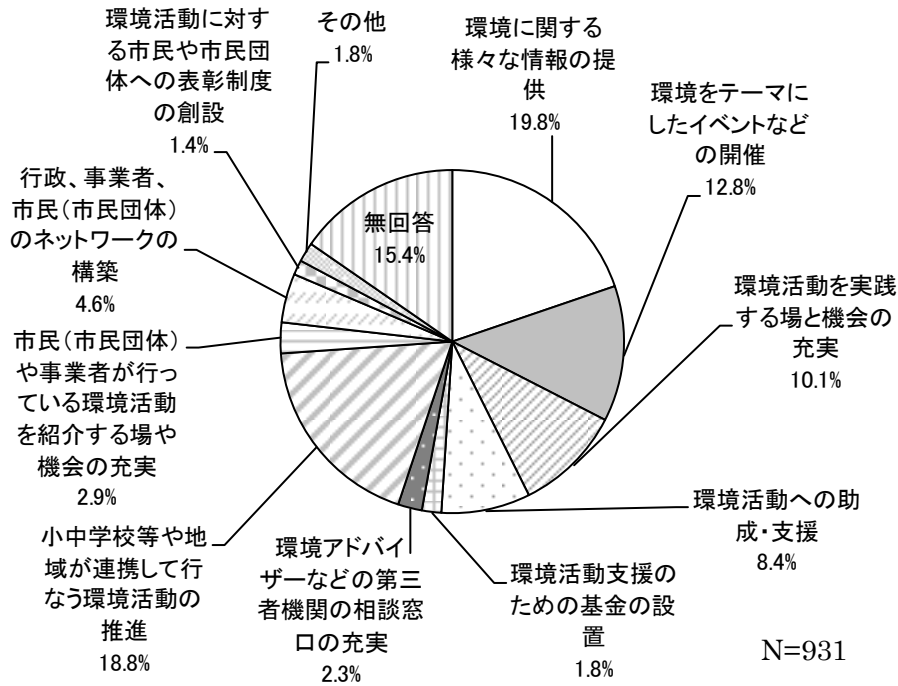


図 2-7-6 環境活動を活発にするために必要な取組

【協働に対する課題】

○環境の保全及び創造に関する多様な主体が効果的な活動を推進するためには、各主体間の連携や情報提供が必要です。これらを推進するネットワークの構築等の体制整備を図る必要があります。

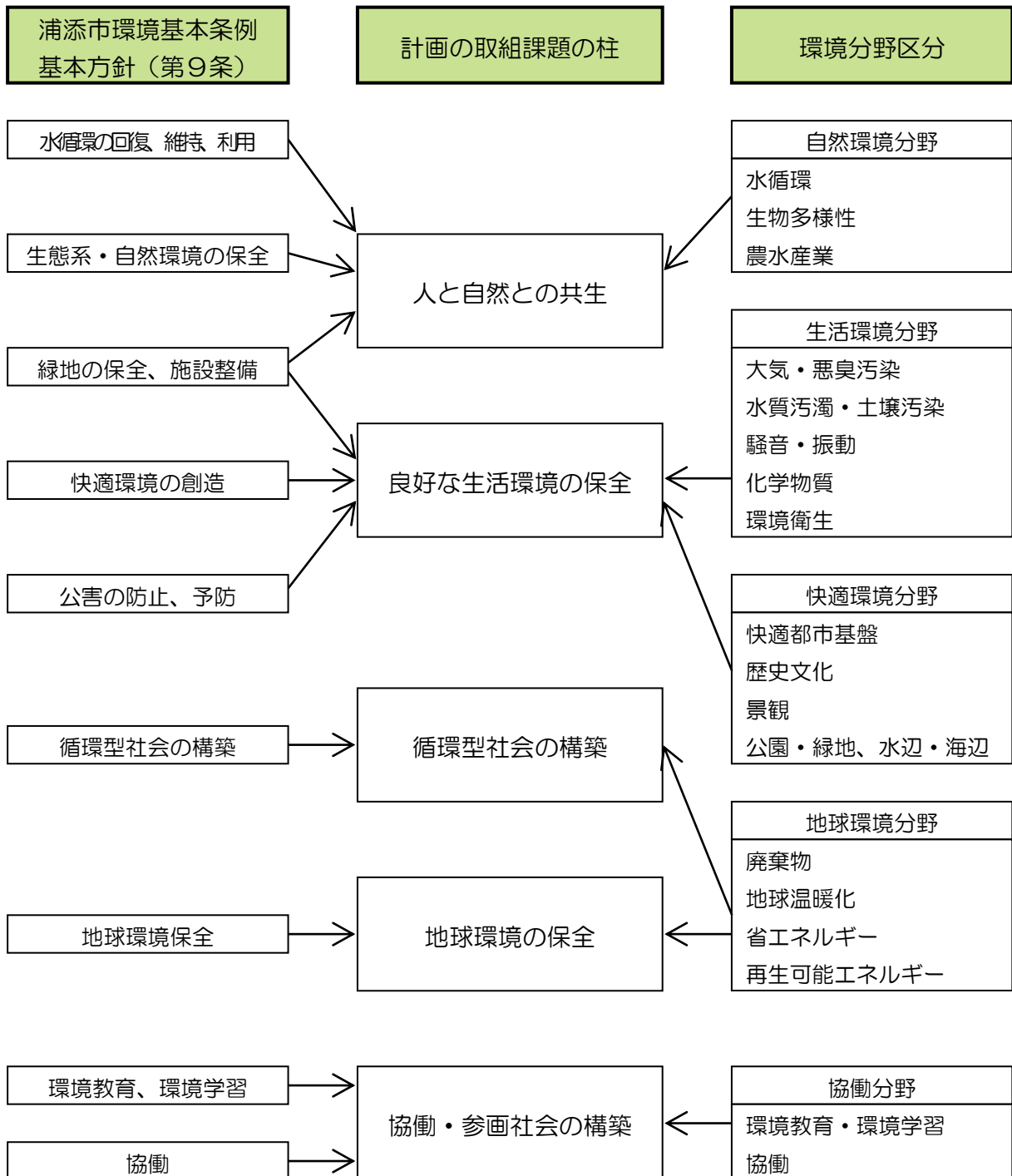
○各主体が自らの活動を積極的に推進するためには、施設や機器及び資金的な支援が必要です。

2-8 計画の取組課題

(1) 浦添市環境基本条例と環境分野との関係

浦添市環境基本条例と分野別環境の関係を整理し、計画の取組課題の柱を導き出すと次のようになります。

計画の取組課題は、環境をとりまく社会情勢や本市の環境の現況を踏まえながら、浦添市環境基本条例の考え方を具体化するため設定しました。



(2)計画の取組課題の設定

計画の取組課題の柱に沿って次のように設定します。

1)人と自然との共生

①水循環の維持、回復及び有効利用

- 水循環の源は、森林や農地などによって育まれる水源涵養機能によります。しかし、本市にはその根本となる大規模な森林はありません。このような状態の下で水源涵養機能の保全・向上を図るためには、残された貴重な樹林を保全・維持し、新たな造林や水源涵養機能を高める様々な施策を推進していく必要があります。
- 各所に見られる地下水や湧水は、貴重な水源と水循環の一端を担っています。周辺環境の改変や維持管理の不十分さから湧水の保全が懸念されており、保全・維持のための措置が必要です。
- 本市は水道水の自己水源が無いため、中北部の河川、ダム等に依存しています。節水意識の高まりや節水型機器の普及等の社会的状況の変化により、市全体の水需要は近年ほぼ横ばいの傾向が続いています。水利用に伴う環境負荷を低減し、限りある水資源を有効利用するために節水に努め、雨水・再生水の積極利用を図る必要があります。

②生物多様性の保全

- 浦添大公園周辺などで、本市を代表する森林生態系が形成されています。基盤となる樹林の保全や回復を推進し、生物多様性を維持・向上させていく必要があります。さらに、市域の生物多様性を豊かにするためには、浦添大公園周辺を拠点とした緑の連なりを進め、広域的な森林生態系の創出を図る必要があります。
- 安謝川、小湾川、牧港川、シリソ川などが主要な河川生態系を形成しています。水質汚濁や水量の確保、河川構造及び周辺環境の改変等の問題から、良好な河川生態系の維持が懸念されます。良好な河川生態系の回復と保全対策を講じる必要があります。
- 港川地先のサンゴ礁は、海域生態系の重要な基盤となっています。これらのサンゴ礁の保全を維持するとともに、周辺環境の改変や水質及び流況等の環境変化に留意する必要があります。
- 森林、河川、海域等には貴重な動植物が生育・生息しています。これらの保護・保全と、さらに豊かにするための生息環境の再生を図る必要があります。
- 生物多様性の保全・維持には動植物等の生息状況やその基盤との関係を把握する必要があります。実態調査を行うとともに、調査に基づく適切な保全対策を講じる必要があります。
- 移入生物や帰化生物といった外来生物は、在来の野生生物を捕食したり、生活を脅かすことが懸念されており、本来の生態系を保護するための外来生物対策を講じる必要があります。

③環境配慮型農水産業の推進

- 農水産業は、生物の多様性や生態系によってもたらされる恩恵を直接的に享受して

いることから、それを将来にわたって持続的に恩恵を受けられるよう環境に配慮した形で振興する必要があります。

○農薬、肥料、除草剤等の使用に際しては、環境に配慮する必要があります。

④自然とのふれあいの場の保全

○市内にある緑地、水辺、海辺等は自然環境に配慮しながら、管理・保全する必要があります。緑地や水辺、海辺を整備するに当たっては、開発並びに供用後に起こりうる環境への影響をできるかぎり軽減するための対策が必要です。

2)良好な生活環境の保全

①人の健康及び生活環境の保全

◆大気環境・悪臭の改善

○二酸化窒素や浮遊粒子状物質などの項目については、環境基準を満たしています。人の健康への害が強い光化学オキシダント項目については要注意の評価であり、監視を続けるとともに、対策に必要な情報を適切に発信する必要があります。

○工場・事業場や自動車の排出ガス、アスベスト等の発生源に対して規制・指導し、汚染の発生と拡大を防止する必要があります。

○大気汚染に関する公害苦情が、建設・解体工事並びに工場・事業場の作業に伴う粉じんによる苦情が多いことから、近隣環境への配慮と対策が求められます。特に、アスベストを発生する恐れのある場所では、関係機関と協力して近隣環境への配慮が必要です。

○クリーンセンターの焼却炉並びに市立学校給食調理場のボイラー施設の排ガス監視は、今後とも引き続き現行体制の維持が必要です。

○悪臭は、近隣の工場・事業場に由来するものの他、様々な理由で発生しています。発生源に合わせて解消に向けた対応と対策が必要です。また、悪臭については、野焼き防止指導や適正な排水処理の指導と推進が必要です。

◆水質・土壌環境の改善

○安謝川は環境基準を達成し、小湾川も目安となる環境基準を達成していますが、牧港川は未達成で良好な水環境ではありません。海域の港川海岸の水質は、環境基準のA類型に相当しますが近年は悪化傾向を示しています。河川、海域ともに、水質汚濁防止対策を積極的に進める必要があります。

○主な発生源である、家庭や事業所からの排水等を規制・指導し、河川及び海域の水質汚濁の発生と拡大を防止する必要があります。生活排水を適正に処理するため、公共下水道と合併処理浄化槽の普及を推進する必要があります。

○河川へのごみの不法投棄も水質汚濁の一因になっていることから、ごみの不法投棄対策を講じる必要があります。

○水質汚濁の発生源は、市域外からの汚水の流入による所もあり、市域を越えた流域としての広域的な改善に向けた取組が必要です。

○本市のみならず沖縄は海の恩恵を最大限に受けている地域です。海の汚染は地球規模での影響を生じる場合があることから、海域への汚染物質の流入や排出事故等が発生しないよう対策を講じる必要があります。

○近年では、大規模な開発工事、農地、米軍基地等から赤土等の土壌が流出し、問題となっています。イノーに堆積すること等が懸念されるため、赤土等の流出を防止する必要があります。

○現行では土壌及び地下水ともに人為的原因による汚染は発生していません。今後とも監視を続け、予防に努める必要があります。

◆騒音・振動環境の改善

○自動車騒音は、要請限度を満たしているものの、環境基準を満たしていない地点があります。今後も騒音・振動状況の監視を続ける必要があります。また、交通量の軽減や道路構造の改善等を図り、人と環境にやさしい交通社会を推進する必要があります。

○工事作業や工場・事業場、近隣住宅からの騒音・振動に対する苦情が発生しており、解消に向けた対策が必要です。

○米軍航空機騒音は、常時監視や騒音の軽減に向けた対策が必要です。

○市街地における騒音・振動は法令の遵守はもとより相隣関係への配慮を促し、問題の解消をめざす必要があります。

◆化学物質の適正管理

○ダイオキシン類は市内の調査地点の2地点とも環境基準を満たしていますが、引き続き監視や対策を講じ、情報発信を行う必要があります。

○PRTR制度による市内の化学物質排出量は、最近5年間の推移では大気への排出量が増加傾向にあります。事業者自らが化学物質の環境中への排出量等の把握を行うことにより自主的に管理する必要があります。

○地域のリスクコミュニケーションを推進し、化学物質に関する情報を全ての関係者が共有し、意見交換を通じて化学物質によるリスクの削減に取り組む必要があります。

◆環境衛生対策の推進

○良好な衛生状態の維持に努めるため、ペットの飼い主に適切な飼養、ハブ等の危険生物対策、生活圏内のそ族昆虫の適切な防除等が必要です。

○近隣環境への衛生環境の改善または維持のため、空き地、墓地等を適正に管理する必要があります。

○水道水の水質管理を充実し、安全・快適な水を供給する必要があります。

②快適な都市環境の創造

◆計画的な土地利用の推進

○市街地のスプロール化により、たて詰まり、狭隘な生活道路や袋小路が各地に残されており、一部地域で快適な住環境の確保や災害に対する弱さが懸念されています。規制的手法のほか誘導的手法、または住民の合意形成など、計画的な市街地整備の推進が必要です。

◆快適環境の基盤の整備

○快適で持続的な発展が可能な都市を形成するためには、都市のインフラの高度化、都市構造へのユニバーサルデザインの導入など、効率性の高い都市生活が営めるような都市全体を環境都市として創造していく必要があります。

○人と自然がふれあい生活に潤いと安らぎを与えてくれる身近な場として、川辺・海辺の親水公園や散策路があります。これらは都市生活にとって欠かすことのできない施設であり、整備・充実が必要です。

◆環境アセスの推進

○様々な環境問題に取り組んでいくためには、総合的な観点から現状に関する基礎的な調査研究を行った上で環境保全を行っていく必要があります。環境への影響が大きくなると考えられる開発事業に関しては、環境影響評価など、環境への影響を未然に防ぐ対策が必要です。

◆人と環境にやさしい交通社会の推進

○自動車中心の交通社会は利便性の高い日常生活を送るためにに欠かせないものです。反面、自動車の使用は、排ガスによる大気汚染や騒音による生活環境の悪化、地球温暖化等様々な環境問題の要因にもなっています。今後は、徒歩・自転車利用の促進や公共交通機関の利便性を高めることで自動車の使用を緩和したり、環境に配慮した低公害車・低燃費車の普及や道路整備等が求められます。

◆地域に親しまれる公園づくり

○大規模な浦添大公園から各地域に小規模な公園が多数あります。市民が安全に公園施設を利用するために、定期的な点検や計画的な補修を行い、安全管理の強化、施設の維持管理を行う必要があります。

○地域住民と協働して、公園をより親しみやすく快適に利用できるよう公園の整備と充実及びその維持管理を図る必要があります。

◆良好な景観形成と保全

○自然環境と生活環境の調和した快適性を確保するためには、住まい周辺等の自然環境の保全と拡大及び多様性を図る必要があります。また、自然景勝や風致、眺望点などの優れた地域景観の保全と整備を図る必要があります。

○地域の個性や歴史・文化に根差した街並みの景観を保全するとともに、快適性を感じられるような形状や色彩等の統一的な改善を図る必要があります。

○景観まちづくりの推進のためには、地域の市民や事業者と協働して取り組む必要があります。建築基準法による規制だけでなく、地域住民の合意形成を図りながら、地区計画や景観地区等の地域地区指定を推進し、より良い景観の形成と保全に取り組む必要があります。

○市民生活にとって、潤いと清潔な生活空間の創造は情操形成の上で重要です。環境美化に努める対策を講じる必要があります。

◆身近なみどりの創造

○市域の緑地は、点在する程度でまとまった緑地は見られません。市街化が進んでいる現状をふまえ、ポケットパークや街路樹、道路植栽等を中心とした道路沿い等の緑化や住宅、学校、公共施設等における緑化を推進する必要があります。また、市民や事業者等の各主体が協働して積極的に緑化を推進する活動に取り組む必要があります。

◆文化財の保全

○城跡、貝塚、建造物、天然記念物、御嶽・拝所など多数の文化財が分布していま

す。この貴重な文化財を保存・整備するとともに、次世代への継承・利活用に努め、より良い環境を創造していく必要があります。

3)循環型社会の構築

①資源の有効利用の促進

- 人口増加に伴い一般廃棄物の排出量の増加が予測されます。各主体が協働して社会全体で4R[（リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）]に取り組み、廃棄物の減量と資源の有効利用を推進する社会を形成する必要があります。
- 廃棄物を有効な資源として再利用するために、ごみの分別をさらに徹底する必要があります。その対策を講じる必要があります。
- 関係法令にのっとり、産業廃棄物の減量と再生利用を促進する必要があります。

②廃棄物の適正な処理の推進

- やむを得ず廃棄物として処理する場合、適正に処理しなければなりません。一般廃棄物の安定かつ効率的な適正処理を推進し、環境負荷の低減に引き続き取り組む必要があります。
- 適正処理は市民・事業者等排出者との協働が必要です。
- クリーンセンターは供用開始後30年以上経過しています。今後も計画的な補修計画や維持補修により長寿命化を図りながら、今後の中間処理、最終処分のあり方を検討する必要があります。
- 最終処分量削減に努め、「最終処分量ゼロ」達成を目標に継続する必要があります。
- 産業廃棄物の適正処理を促進する必要があります。
- 山林や河川、空き地及び道路などへの不法投棄やポイ捨てが見られます。地域の良好な環境を保全するため、不法投棄防止対策の推進が必要です。

③グリーン購入の推進

- 環境への負荷を軽減するために、消費活動等の需要者の活動だけでなく、製品やサービスを供給する事業者も環境に負荷の少ない製品の開発普及に取り組み、経済活動全体を変えていく必要があります。

④エネルギーの有効利用の推進

- 限りある資源を有効に利用し、環境への負荷を軽減した持続的発展が可能な社会を推進するために、家庭・事業所・公共施設におけるさらなる省エネを推進する必要があります。
- 有限な化石エネルギーの有効利用や地球温暖化対策を推進するために、有効手段としての再生可能エネルギーの積極的な活用を推進する必要があります。
- 廃棄物処理施設で焼却処理する際に発生する熱エネルギーの有効利用を検討する必要があります。

4)地球環境の保全

①地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化は、化石燃料の消費によって発生する二酸化炭素の排出が主な原因となっています。軽減及び防止には化石燃料をできるかぎり使用しない対策を講じる必要があります。
- 市民、事業者等の各主体が協働し、地球温暖化対策に総合的かつ計画的に取り組む必要があります。
- 家庭部門の温室効果ガスは、電力やガソリンの使用に伴う排出が大半を占めることから、日常生活における節電対策や再生可能エネルギーの導入、エコ住宅の推進、エコカーの導入及びエコドライブの推進、公共交通の利用等が、二酸化炭素の排出を抑え地球温暖化対策に効果があると言えます。

②地球規模の環境問題への貢献

- オゾン層の保護、酸性雨の防止、野生生物の種の保存などの地球環境保全対策を推進する必要があります。また、これらに取り組むに当たって市レベルでの国際協力のあり方を検討する必要があります。

5)協働・参画社会の構築

①環境教育・環境学習の推進

- 子どもから大人まで生涯にわたって、環境保全活動を実践するための知識や技能の支えとなる環境教育・環境学習の場の提供が必要です。特に、子供の頃から環境に関する教育・学習に触れ、関心を持たせることが重要であり、最も身近な機会として、自然体験活動や自然とふれあえる場の保全及び創出が必要となります。
- 環境保全活動の主体となる市民、活動団体、事業者が自らの活動を推進するためには、教育及び学習に必要な情報や教材等の支援を行う必要があります。
- 環境教育・環境学習に係る情報の共有や人材の活用、交流及び連携を効果的につなぐネットワークの拠点の創出が求められています。

②自発的な活動の促進

- 環境保全活動・環境配慮行動の必要性は社会に浸透しつつあるものの、取組内容や取り組む市民や事業者の間で偏りがあります。きっかけづくりや意欲の向上を強化しつつ、ライフスタイルの転換や環境に配慮した事業活動の推進を図る必要があります。
- 積極的な市民・事業者・市民団体に対しては、活動の支援や表彰制度の導入などで意欲の増進を図り、活動の活性化を促す必要があります。

③協働の促進

- 環境の保全及び創造に関する多様な主体が効果的な活動を推進するためには、各主体間の連携や情報提供が必要です。これらを推進するネットワークの構築等の体制整備を図る必要があります。
- 地域での環境保全活動を促すファシリテーター並びにコーディネーター等の人材

の育成を図る必要があります。

第3章 環境基本計画がめざすもの

3-1 望ましい環境像

第四次浦添市総合計画（平成23年度～平成32年度）で本市の都市像やまちづくりの基本理念を次のように掲げています。都市像は「てだこの都市・浦添」とし、この都市像を実現するために、「人間尊重」・「自立」・「平和」をまちづくりの基本理念としています。そして、まちづくりの目標を「太陽とみどりにあふれた国際性ゆたかな文化都市」と定めています。この目標の「みどりにあふれた」という言葉の背景には、「豊かな自然（緑と水）と歴史・文化を大切に守り・活かした住みよいまち」といった意味が込められています。

また、まちづくりの方向の政策の柱の一つとして、「安全安心でやすらぎにみちた快適環境都市」を掲げ、自然と共生するやさしいまちづくりを進めるための具体的な施策をあげ、展開しています。

さらに、本市の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基本となる浦添市環境基本条例を平成23年に制定しました。この条例において、環境の保全と創造に関し、持続的発展が可能な社会形成、人と自然との共生、良好な環境の中で生活を営む権利と配慮、良好な環境の次世代への継承、全ての者の果たすべき責務と協働の取組、の5つを基本理念としています。

本市の都市像やまちづくりの目標、環境の保全と創造の基本理念及び環境の現況を踏まえ、本計画がめざす本市の「望ましい環境像」を次のとおりとします。

豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添

【豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ】とは

私達を育てている豊かな環境や歴史・文化は、先人達が残してくれた貴重な財産です。この良好な環境の恩恵を享受するとともに、先人達と同様にこの貴重な財産を、より豊かにし、将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。

【環境共生都市】とは

人も生態系の一員であるとの認識のもと、自然とのバランスのとれた共生関係を築き、さらに快適な生活環境を創造するために、持続的発展が可能な循環型社会や地球環境の保全などを、市民・市民団体・事業者・来訪者・市の協働により実現する都市のことを言います。

3-2 基本目標

望ましい環境像を実現するために、次の5つの基本目標を定めます。

基本目標1 人と自然との共生

森林や川、海、生き物などによって育まれている多様で豊かな自然は、私たちの情操や生活環境及び都市環境を豊かにしてくれています。これらの生活や都市の基盤の大切さを認識し、多様な自然環境の保全はもとより、さらに豊かにして将来世代へ引き継ぐために、健全な水循環の回復や環境に配慮した農水産業の推進、生物多様性の保全、自然とのふれあいの場の保全に努め、人と自然とが共生する都市をめざします。

基本目標2 良好な生活環境の保全

人が健康で安心して暮らせる生活環境をするためには、人の健康や生活に影響を及ぼす恐れのある公害問題を軽減・解消する必要があります。そのためには、大気や水、土壌などを良好な状態で保全し、有害化学物質による環境汚染を防ぎ、また騒音・振動や悪臭防止対策による静穏な生活環境の維持に努め、危険生物対策の実施など環境衛生対策を推進し、市民が安心して健康に暮らせる都市をめざします。

また、公園、道路、ライフライン、文化財及び景観は、都市の快適性を高めています。このため、生活環境の基盤を整え、地域の特色と調和しつつも環境にやさしいまちをめざします。

基本目標3 循環型社会の構築

持続的発展が可能な社会を構築するためには、環境への負荷を最小限に抑えつつ、限りある資源を有効に利用して行く必要があります。

廃棄物の適正な処理を推進するとともに、ごみの発生抑制や資源の循環利用、省エネルギー及び再生可能エネルギーの推進、グリーン購入の推進などにより、環境負荷の低減と限りある資源の有効活用を図るとともに、かつ都市の利便性や活力を保ちながら、環境にやさしい循環型の都市の実現をめざします。

基本目標4 地球環境の保全

地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨、野生生物種の減少などの地球環境問題は人類共通の課題であり、私たち1人ひとりが地球市民として地球環境保全に取り組む必要があります。

生活や産業・経済のあらゆる活動を維持するために、大量の化石燃料やエネルギーが消費され、これに伴って排出される温室効果ガスなどが地球環境に大きな負荷を与えています。このため、温室効果ガス削減の低炭素社会の実現による地球環境保全に積極的に取り組む都市をめざします。

また、オゾン層の保護、酸性雨の防止、野生生物種の保護などに対しても、地域から地球環境保全に取り組む都市をめざします。

基本目標5 協働・参画社会の構築

環境像の実現に向けた、具体的な環境の保全と創造を推進するために、市民・市民団体・事業者・来訪者・市の各主体が自らの責務と役割について認識を深めながら互いに連携・協働し、持続可能な社会づくりに取り組んでいきます。

そのためには、様々な主体や世代が地域環境や地球環境の大切さを学び、環境の保全と創造の意欲を高め、自主的かつ主体的な活動の実践を促すため、環境教育・環境学習を推進します。さらに各主体の環境保全の取組を効果的に進めるため、情報の共有化や協働と参画を促すしくみづくりを推進し、各主体が連携及び協働して環境保全に取り組む都市をめざします。

3-3 各主体の責務

(1)市の役割

- 市は、浦添市環境基本条例の基本理念にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に関する施策を策定し、実施します。
- 市は、自ら行う事業の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に取り組みます。
- 市は、環境の保全と創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県その他の地方公共団体と協力して、積極的に推進します。
- 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して、環境保全活動に取り組みます。

(2)市民の役割

- 市民は、浦添市環境基本条例の基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、環境を損なうことのないようお互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に取り組みます。
- 市民は、市、市民団体、事業者及び来訪者と協働して、環境保全活動に協力します。

(3)市民団体の役割

- 市民団体は、浦添市環境基本条例の基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境保全活動を積極的に推進します。
- 市民団体は、市、市民、事業者及び来訪者と協働して、環境保全活動に協力します。

(4)事業者の役割

- 事業者は、浦添市環境基本条例の基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策に取り組みます。
- 事業者は、公害その他うるおいある豊かな環境の保全と創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たります。
- 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減します。
- 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講じます。
- 事業者は、市、市民、市民団体及び来訪者と協働して、環境保全活動に協力します。

(5)来訪者の役割

- 来訪者は、環境保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力します。

3-4 施策の方向

(1) 人と自然との共生

- 水循環機能の保全と向上のため、樹林の水源涵養機能の向上をめざし、残された貴重な樹林等の緑地の保全と新たな造林を推進します。【水循環】
- 各所に見られる湧水や地下水は貴重な水源と水循環の一端を担っていることから、湧水と周辺環境の保全と維持管理を推進します。【水循環】
- 節水活動等をはじめとする水資源の有効利用で、環境への負荷を少なくします。【水循環】
- 生物多様性の基盤となっている山・川・海の保全・再生の自然環境の保全により、生物多様性の保全を推進します。【生物多様性】
- 環境影響評価制度の適正運用を図りつつ、開発事業の計画段階からの環境配慮に努めます。【開発行為】
- 市域の動植物の生育・生息環境を把握し、多様な生態系の保全を推進します。【野生生物】
- 本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、外来生物対策を推進します。【野生生物】
- 環境保全型農業や、環境に配慮した水産・畜産・養蚕業の推進に努めます。【環境配慮型農水産業】
- 公園・水辺・海辺の管理者による適正管理、利用者によるポイ捨てや不法投棄の防止、マナーの遵守などを推進し、自然とのふれあいの場における自然環境を保全します。【自然とのふれあいの場の保全】

(2) 良好な生活環境の保全

- 大気環境の監視体制を整備するとともに、事業所及び建設工事からの大気汚染物質・アスベスト・悪臭の排出規制と対策の指導強化を図り、大気環境・悪臭を改善します。【大気環境・悪臭】
- 市民・事業者に協力を呼び掛け、自動車排出ガスの抑制を推進します。【大気環境・悪臭】
- 河川・海域・地下水の水質汚濁及び土壌汚染の監視体制を充実します。【水質・土壌】
- 事業者排水の規制及び指導を強化するとともに、公共下水道整備・合併処理浄化槽の普及や流域の住民・事業者と協働による取組を推進し、総合的な事業所・生活排水対策を推進します。【水質・土壌】
- 住環境の騒音監視体制の充実を図るとともに、自動車及び航空機からの騒音・振動の改善を促します。【騒音・振動】
- 事業所及び建設工事の規制・指導の強化とともに、近隣騒音対策を推進します。【騒音・振動】
- ダイオキシン類対策、化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションを推進することを図り、化学物質を適正に管理します。【化学物質】
- ペットの適正な飼養の促進、危険生物対策、そ族昆虫対策、空き地・墓地の適正管理を推進し、水道水の水質管理を図り、環境衛生対策を推進します。【環境衛生】
- 安心して快適に暮らせるまちをめざし、計画的な市街地整備を推進します。【計画的な土地利用】

- インフラ整備や親水性護岸、ユニバーサルデザインの導入など、環境に配慮した快適環境の基盤の整備を推進します。【快適環境基盤整備】
- 開発行為における環境配慮として、法・条例アセスを推進し、小規模開発事業においても環境配慮の促進を図ります。【環境アセス】
- 浦添市交通基本計画に基づき徒歩や自転車・公共交通機関の利用を促進するとともに、快適な道路の整備を図り、自動車排出ガスや騒音等の環境負荷の低減をめざす、人と環境にやさしい交通社会を推進します。【交通】
- 自然とのふれあい、遊び、憩いの場の提供など、都市生活に欠かすことのできない公園の整備・維持管理や市民や市民団体等と協働して取り組むなど、地域に親しまれる公園づくりを推進します。【公園】
- 良好な景観形成及び保全のため、自然景観の保全や歴史薫る街並みの整備とともに環境美化に取り組み、地域協働の景観まちづくりを推進します。【景観】
- 身近な空間の緑化を推進し、自主的な緑化活動の支援を行い、身近なみどりの創造を推進します。【みどり】
- 貴重な文化財を保存・整備するとともに、次世代への継承に努めます。【歴史文化】

(3)循環型社会の構築

- 4R[（リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）]を推進するため、過剰包装の削減、ごみ減量化の推進、不用品の再使用の促進、再資源化処理体制の整備を図ります。【4R】
- 再資源化を推進するため、分別排出の徹底や新たな資源化の推進、分別収集体制の効率化を図ります。【再資源化】
- 資源の有効利用の促進のため、普及啓発を推進します。【普及啓発】
- 廃棄物の処理体制を充実するため、安定で効率的な処理体制の維持、収集体制の整備、今後の中間処理・最終処分のあり方の検討、処理における環境負荷低減の推進を図ります。【処理体制】
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、最終処分ゼロの継続を推進します。【最終処分】
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、監視パトロールを実施するなど、不法投棄対策を推進します。【不法投棄】
- グリーン購入を推進するため、浦添市グリーン購入調達方針を推進するなど、市が率先してグリーン購入の施策を推進します。【グリーン購入】
- 家庭・事業所におけるグリーン購入を促進し、社会へのグリーン購入の浸透を図ります。【グリーン購入】
- 公共施設や家庭・事業所における省エネの推進を図ります。【省エネ】
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入推進を図ります。【再生可能エネルギー】
- 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及促進を図ります。【再生可能エネルギー】
- 廃棄物処理施設からの焼却熱などの熱回収の検討を行います。【再生可能エネルギー】

(4)地球環境の保全

- 地球温暖化対策の取組として、地域全体での総合的な対策、協働による対策、行政の率

先的対策を推進します。【地球温暖化】

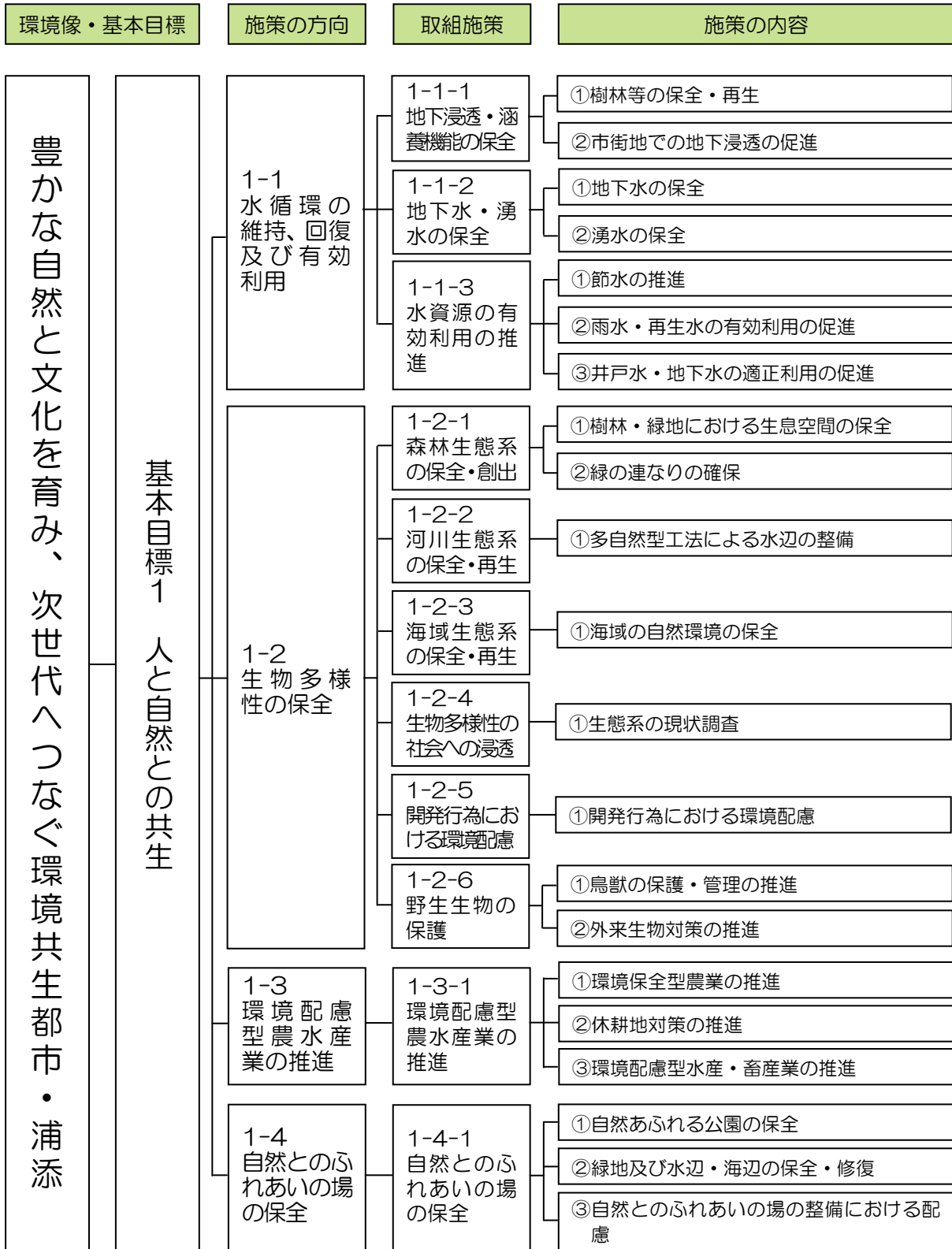
- 事業活動や日常生活における温室効果ガスの排出抑制を図ります。【地球温暖化】
- 吸収源としての樹林・緑地の保全及び緑化の推進に取り組むとともに、交通環境の改善を図ります。【地球温暖化】
- フロンガス排出の抑制やオゾン層保護に関する情報提供等を推進します。【オゾン層】
- 酸性雨の情報提供を行うなど、酸性雨対策を推進します。【酸性雨】
- 野生生物の種の保全のため、生物多様性の保全対策を推進します。【野生生物】
- 地球環境を保全するため、国際協力の推進に際し、市レベルでの協力のあり方を検討します。【国際協力】

(5)協働・参画社会の構築

- 持続可能な社会づくりをめざして、地域に根差した総合的な内容の環境教育・環境学習を推進します。【環境教育・環境学習】
- 子どもから大人まで生涯にわたって様々な主体が身近な環境から地球環境について学び、環境保全に関する意欲の増進と態度、技能、知識を習得できる機会を増やします。【環境教育・環境学習】
- 地域で環境教育・環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境教育・環境学習の充実を図ります。【環境教育・環境学習】
- 自然体験や原体験を重視して、自然や命を大切にすることをめざします。【環境教育・環境学習】
- 家庭や学校、地域、職場などでの環境教育・環境学習の支援と充実を図るため、人材の育成と活用、教材・プログラム及び環境情報の充実を推進します。【環境教育・環境学習】
- 持続可能なライフスタイルに切り替え、地域環境・地球環境の保全・創造のために行動する市民等を増やします。【自発的な活動】
- 事業者の環境保全に対する意欲高揚を図り、企業の社会的責任（CSR）の一環としての継続的な環境保全・環境配慮行動を促します。【自発的な活動】
- 市民や事業者、市民団体等が環境保全活動に取り組むきっかけづくりを支援します。【自発的な活動】
- 環境保全活動に積極的に関わっている市民・事業者・市民団体に対して、活動の支援や表彰等を推進し、活動の活性化を促します。【自発的な活動】
- 協働を促進する人材の養成と活動の支援を推進します。【協働】
- 環境に関わる各種施策の推進に当たっては、広く市民・事業者の参加を求め、協働による推進を図ります。【協働】

3-5 施策の体系

望ましい環境像と基本目標に基づく施策の体系を示します。

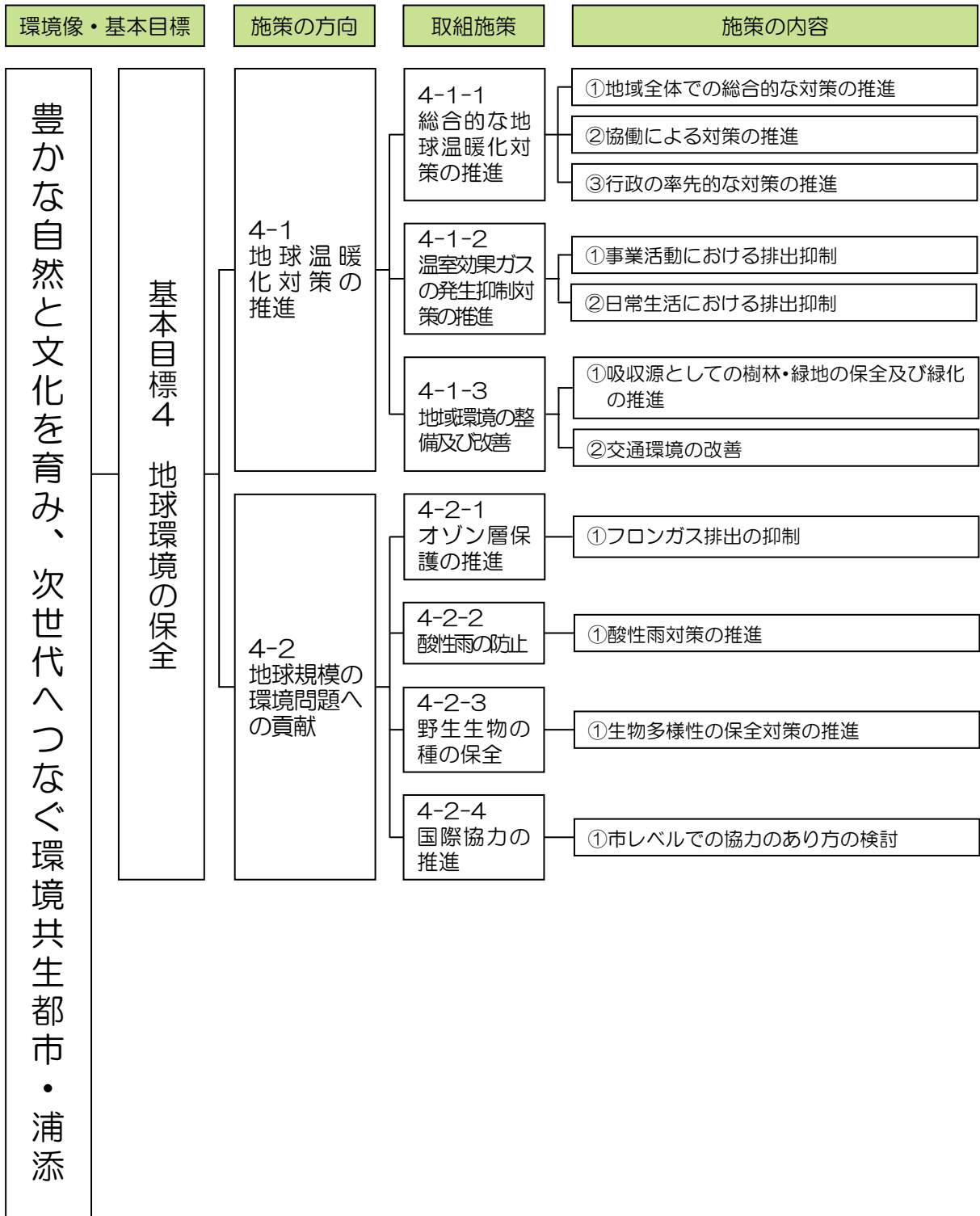


第3章

| 環境像・基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 施策の内容 | |
|-------------------------------------|-------------------------|------------------------|-------------------------|---|
| <p>豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添</p> | <p>基本目標2 良好な生活環境の保全</p> | <p>2-1 人の健康及び環境の保全</p> | <p>2-1-1 大気環境・悪臭の改善</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①大気環境の監視体制の整備 ②事業所の大気の排出規制及び指導の強化 ③建設工事の公害対策 ④自動車排出ガスの抑制 ⑤アスベスト対策の推進 ⑥悪臭規制及び指導の強化 |
| | | | <p>2-1-2 水質・土壌環境の改善</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①河川・海域の監視 ②事業所の排水規制及び指導の強化 ③総合的な生活排水対策の推進 ④流域全体での協働による取組の推進 ⑤海洋汚染の防止 ⑥赤土等流出防止対策の充実 ⑦土壌・地下水の監視 |
| | | | <p>2-1-3 騒音・振動環境の改善</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①騒音環境の監視体制の整備 ②事業所の騒音・振動の規制及び指導の強化 ③自動車騒音・振動対策の推進 ④航空機騒音対策の推進 ⑤近隣騒音対策の推進 |
| | | | <p>2-1-4 化学物質の適正管理</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①ダイオキシン類対策の推進 ②化学物質の適正管理の推進 ③リスクコミュニケーションの推進 |
| | | | <p>2-1-5 環境衛生対策の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①ペットの適正な飼養の推進 ②危険生物対策の実施 ③そ族昆虫対策の推進 ④空き地・墓地の適正管理の推進 ⑤水道水の水質管理 |

| 環境像・基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 施策の内容 | |
|------------------------------|------------------|----------------|------------------------|---|
| 豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添 | 基本目標2 良好な生活環境の保全 | 2-2 快適な都市環境の創造 | 2-2-1 計画的な土地利用の推進 | ①計画的な市街地整備 |
| | | | 2-2-2 快適環境の基盤の整備 | ①インフラ整備の充実 ②親水型施設整備の推進 ③安全・快適性の都市基盤の整備 |
| | | | 2-2-3 環境アセスの推進 | ①法・条例アセスの推進 ②小規模開発事業の環境アセスの促進 |
| | | | 2-2-4 人と環境にやさしい交通社会の推進 | ①自動車排出ガスと騒音の抑制 ②徒歩・自転車利用の促進 ③公共交通機関の利用促進 ④快適な道路の整備 |
| | | | 2-2-5 地域に親しまれる公園づくり | ①公園の整備及び維持管理 ②協働による快適性の向上 |
| | | | 2-2-6 良好な景観形成及び保全 | ①自然景観の保全 ②歴史薫る街並みの整備 ③地域協働の景観まちづくりの推進 ④環境美化の推進 |
| | | | 2-2-7 身近なみどりの創造 | ①緑化の推進 ②自主的な緑化活動の支援 |
| | | | 2-2-8 文化財の保全 | ①文化財の調査・研究及び指定・保存並びに復元 ②文化財の継承及び利活用 |

| 環境像・基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 施策の内容 | | |
|-------------------------------------|---------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------------------|------------------|
| <p>豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添</p> | <p>基本目標3 循環型社会の構築</p> | <p>3-1 資源の有効利用の促進</p> | <p>3-1-1 4Rの推進</p> | ① 過剰包装の削減 | |
| | | | | ② ごみ減量化の推進 | |
| | | | | ③ 不用品の再使用の促進 | |
| | | | <p>3-1-2 再資源化の推進</p> | ① 分別排出の徹底 | |
| | | | | ② 新たな資源化の推進 | |
| | | | | ③ 分別収集体制の効率化 | |
| | | | <p>3-1-3 普及啓発の推進</p> | ① 普及啓発の推進 | |
| | | | <p>3-2 廃棄物の適正な処理の推進</p> | <p>3-2-1 廃棄物の処理体制の充実</p> | ① 安定で効率的な処理体制の維持 |
| | | | | | ② 収集体制の整備 |
| | | ③ 今後の中間処理・最終処分あり方の検討 | | | |
| | | ④ 処理における環境負荷低減の推進 | | | |
| | | <p>3-2-2 最終処分ゼロの継続</p> | | ① 最終処分ゼロの継続 | |
| | | <p>3-2-3 不法投棄対策の推進</p> | | ① 不法投棄対策の推進 | |
| | | <p>3-3 グリーン購入の推進</p> | <p>3-3-1 市の率先購入施策の推進</p> | ① 浦添市グリーン購入調達方針の推進 | |
| | | | <p>3-3-2 社会へのグリーン購入の浸透</p> | ① 家庭・事業所におけるグリーン購入の促進 | |
| | | <p>3-4 エネルギーの有効利用の推進</p> | <p>3-4-1 省エネの推進</p> | ① 公共施設における省エネの推進 | |
| ② 家庭・事業所における省エネの推進 | | | | | |
| <p>3-4-2 再生可能エネルギー等の推進</p> | ① 公共施設における再生可能エネルギー等の推進 | | | | |
| | ② 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及促進 | | | | |



| 環境像・基本目標 | 施策の方向 | 取組施策 | 施策の内容 | |
|-------------------------------------|-------------------------|--|--|----------------------|
| <p>豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添</p> | <p>基本目標5 協働・参画社会の構築</p> | <p>5-1-1 総合的かつ計画的な取組の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①「(仮称)環境教育推進計画」の策定及び推進 ②学校における環境教育・環境学習の推進 ③家庭、地域、職場における環境教育・環境学習の推進 | |
| | | <p>5-1-2 地域人材の活用</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①地域人材の活用 | |
| | | <p>5-1-3 自然体験活動の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①自然体験活動の推進 ②体験の場の整備 | |
| | | <p>5-1-4 環境教育・環境学習の支援と充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①環境教育を担う人材育成の推進 ②教材・プログラムの充実 ③環境教育・環境学習のための場・拠点の整備 ④環境情報の充実 | |
| | | <p>5-2-1 家庭・事業所における日常的な環境配慮の促進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①環境にやさしいライフスタイルの浸透 ②環境に配慮した事業活動の促進 | |
| | | <p>5-2-2 自発的な活動のきっかけづくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①活動のきっかけづくり | |
| | | <p>5-2-3 自発的な活動の支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①自発的な活動の支援 ②人材バンク整備と活用促進 ③活動団体の表彰 | |
| | | <p>5-3-1 協働を促す人材の養成と支援</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①協働を促進する人材の養成と支援 | |
| | | <p>5-3-2 協働を支える仕組みづくり</p> | <ul style="list-style-type: none"> ①協働・参画の場と機会の充実 ②情報の共有化 ③ネットワーク・拠点づくり | |
| | | <p>5-1 環境教育・環境学習の推進</p> | <p>5-2 自発的な活動の促進</p> | <p>5-3 協働の促進</p> |

第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容

基本目標 1 人と自然との共生

施策の方向 1-1 水循環の維持、回復及び有効利用

【現況と課題】

- 大規模な森林は無く、水源涵養機能の保全・向上を図るためには、残された貴重な樹林の保全・維持と新たな造林や水源涵養機能を高める様々な施策を推進していく必要があります。
- 各所に見られる湧水が、貴重な水源と水循環の一端を担っています。しかし、都市開発により雨水の地下浸透が減少することで、湧水の保全が懸念されています。湧水の保全・維持のための措置が必要です。

【取組の方向】

- 水循環機能の保全と向上のため、樹林の水源涵養機能の向上をめざし、残された貴重な樹林等の緑地の保全と新たな造林を推進します。
- 各所に見られる湧水や地下水は貴重な水源と水循環の一端を担っていることから、湧水と周辺環境の保全と維持管理を推進します。
- 節水活動等をはじめとする水資源の有効利用で、環境への負荷を少なくします。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31 年度 |
|---------------------|----|-------|------------|--------|
| 市道の透水性舗装の整備箇所数 | 箇所 | 増加 | 6 箇所 (H23) | 8 箇所以上 |
| 市民 1 人 1 日当たりの給水量 | ℓ | 減少 | 303ℓ | — |
| 地下水の水質汚濁に係る環境基準達成状況 | — | 達成 | 2 地点超過 | 環境基準達成 |

注) 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

取組施策1-1-1 地下浸透・涵養機能の保全

【施策内容】

①樹林等の保全・再生

- ・水源涵養機能の保全・向上を図るため、残された貴重な樹林及び緑地、農地の保全・維持・再生を推進します。

②市街地での地下浸透の促進

- ・市街地での地下浸透を高めるため、住宅、事業所、公共施設などにおける敷地内の緑地の確保、雨水浸透柵の設置や透水性舗装を促進します。

取組施策1-1-2 地下水・湧水の保全

【施策内容】

①地下水の保全

- ・関係機関と連携して地下水の水質監視と、地下水の汲み上げ量の適正管理を促し、地下水の保全対策を推進します。

②湧水の保全

- ・水源涵養機能を有する緑地の保全と緑化を推進し、土地の改変等による悪影響を最低限に抑え、湧水箇所及び周辺環境の適正な維持管理を推進します。
- ・地域資源として保全・利活用が図れるよう、関係者と協議の上、湧水及びその周辺環境の保全・整備を推進します。
- ・湧水・井泉の調査を検討します。

取組施策1-1-3 水資源の有効利用の推進

【施策内容】

①節水の推進

- ・公共施設における節水対策を推進します。
- ・限りある水資源を有効利用するため、普及啓発を図り、市民・事業者等の意識の向上と節水行動を促します。
- ・貴重な水の有効利用の観点から計画的、継続的に漏水調査を行い、更なる有収率の向上に努めます。

②雨水・再生水の有効利用の促進

- ・家庭や事業所、公共施設等での雑用水（散水、水洗トイレ）には、雨水・再生水の積極的な利用を推進します。

③井戸水・地下水の適正利用の促進

- ・取水による周辺への影響や地下水汚染に関する情報を収集し、市民・事業者等に適正な利用と管理を促します。

施策の方向1-2 生物多様性の保全

【現況と課題】

- 浦添大公園周辺では森林生態系、安謝川等の主要河川では河川生態系、港川海岸付近では海域生態系が形成されています。
- 都市化が進んだ本市にはまとまった緑が少ないことから、既存の緑地は生物にとって重要な生息地となっており、動植物の生育・生息環境の保全・再生を図る必要があります。
- 良好な生態系の保全・維持には動植物の生育・生息環境を把握する必要があります。また、調査に基づくそれぞれの自然環境に対応した保全策を講じることが必要です。
- 本市には、移入生物や帰化生物といった外来生物が生息しています。陸生動物では、家猫やフイリマングース、オオヒキガエル等が在来の野生生物を捕食し、水生生物では、グッピーやテトラピア等、繁殖力の高い外来生物が多く生息し、在来生物の生活を脅かしています。野生動植物の生態系に対して悪影響を及ぼす外来生物対策の検討・推進が必要です。

【取組の方向】

- 生物多様性の基盤となっている山・川・海の保全・再生の自然環境の保全により、生物多様性の保全を推進します。
- 環境影響評価制度の適正運用を図りつつ、開発事業の計画段階からの環境配慮に努めます。
- 市域の動植物の生育・生息環境を把握し、多様な生態系の保全を推進します。
- 本来の生態系を形成する在来生物の生活を維持するため、外来生物対策を推進します。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31年度 |
|--------------------------------|----|-------|---------------|--------------|
| みどりの確保量（市域面積に対する割合） | % | 増加 | 18% (H11) | 27% (H27) |
| 自然環境調査の実施箇所 (浦添市環境マップの掲載箇所) | 箇所 | 増加 | 10箇所 (H23) | 20箇所 |

取組施策1-2-1 森林生態系の保全・創出

【施策内容】

- ①樹林・緑地における生息空間の保全
 - ・森林生態系を形成する動植物の生息・生育空間となっている樹林・緑地を保全・創出し、生物多様性の向上を図ります。
- ②緑の連なりの確保
 - ・広域的な森林生態系を創出するため、浦添大公園周辺を拠点とした緑の連なりを確保します。

取組施策1-2-2 河川生態系の保全・再生

【施策内容】

- ①多自然型工法による水辺の整備
 - ・本来あるべき河川生態系を保全するため、治水上の安全を確保しつつ河川の自浄作用や生態系の再生能力を促す多自然型工法による河川及び水辺の整備を推進します。

取組施策1-2-3 海域生態系の保全・再生

【施策内容】

- ①海域の自然環境の保全
 - ・海域環境の改変による影響から港川地先に広がるサンゴ礁生態系や干潟を保全するため、開発行為においては環境配慮を推進し、水質汚濁や不法投棄の監視体制を整備します。

取組施策1-2-4 生物多様性の社会への浸透

【施策内容】

- ①生態系の現状調査
 - ・動植物の生息・生育状況等の生態系に関する調査、研究、情報収集に努め、環境教育の教材や情報提供などに活用しながら、生物多様性の社会への浸透を図ります。

取組施策1-2-5 開発行為における環境配慮

【施策内容】

①開発行為における環境配慮

- ・開発行為においては計画段階から環境配慮の方策が盛り込まれるよう努めるとともに、民間事業者に対し指導等を行います。

取組施策1-2-6 野生生物の保護

【施策内容】

①鳥獣の保護・管理の推進

- ・県の鳥獣保護管理計画を基本に関係機関と連携して、メジロの飼育許可などの鳥獣の保護・管理を推進します。

②外来生物対策の推進

- ・関係機関と連携し、外来生物対策を推進します。

施策の方向1-3 環境配慮型農水産業の推進

【現況と課題】

- 農水産業は、生物の多様性や生態系によってもたらされる恩恵を直接的に享受しています。また、農業生産活動が行われることにより、国土の保全、水源涵養機能、自然環境の保全、良好な景観の形成等、食料の供給以外の多面的な役割を果たしています。
- 農水産業は自然と相互に密接な正負の影響を及ぼしあっていることから、将来にわたって持続的に恩恵を受けられるよう環境に配慮した形で振興する必要があります。
- 農薬、肥料、除草剤等の使用に際しては、減農薬に努めるなど環境に配慮する必要があります。

【取組の方向】

- 環境保全型農業や、環境に配慮した水産・畜産・養蚕業の推進に努めます。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31年度 |
|---------|---------------|-------|------------------|-------|
| 農地面積 | ha (ヘクタール) | 水準維持 | 20.9 ha (H23) | — |
| 市民農園区画数 | 区画数 | 増加 | 25 区画 (H23) | 50 区画 |

取組施策1-3-1 環境配慮型農水産業の推進

【施策内容】

- ①環境保全型農業の推進
 - ・適切な施肥管理による土づくり、減農薬農業等の環境保全型農業を促進します。
- ②休耕地対策の推進
 - ・耕作放棄地の発生を防止することに努めながら、桑園や市民農園の整備など、休耕地の活用を促進します。
- ③環境配慮型水産・畜産業の推進
 - ・関係機関と連携し情報提供・啓発を通して、環境に配慮した水産・畜産業を推進します。

施策の方向1-4 自然とのふれあいの場の保全

【現況と課題】

- 市域の緑地は、点在する程度でまとまった緑地は見られません。市域に残された緑地、水辺、海辺等は自然環境保全を念頭に置き、良好な状態で管理・保全する必要があります。
- 緑地や水辺、海辺を整備するに当たっては、開発並びに供用後に起こりうる環境への影響をできるかぎり軽減するための対策が必要です。

【取組の方向】

- 公園・水辺・海辺の管理者による適正管理、利用者によるポイ捨てや不法投棄の防止、マナーの遵守などを推進し、自然とのふれあいの場における自然環境を保全します。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31 年度 |
|--------------------------------|----|-------|----------------|--------------|
| みどりの確保量（市域面積に対する割合） | % | 増加 | 18% (H11) | 27% (H27) |
| 自然環境調査の実施箇所 (浦添市環境マップの掲載箇所) | 箇所 | 増加 | 10 箇所 (H23) | 20 箇所 |

取組施策1-4-1 自然とのふれあいの場の保全

【施策内容】

①自然あふれる公園の保全

公園に残された自然環境を守るため、自然環境に配慮した適正な維持管理、生息動植物に関する情報発信、利用者によるポイ捨てや不法投棄の防止、マナーの遵守の啓発を推進します。

②緑地及び水辺・海辺の保全・修復

公園以外の緑地・水辺・海辺等の人と自然とのふれあいの場においても、所有者・管理者と連携し、自然環境の保全に努めます。

③自然とのふれあいの場の整備における配慮

人と自然とのふれあいの場を整備する場合には、自然環境への影響を最小限に抑えるよう配慮します。

基本目標 2 良好な生活環境の保全

施策の方向 2-1 人の健康及び生活環境の保全

【現況と課題】

- 光化学スモッグの原因となっている光化学オキシダントは、環境基準を未達成です。大気汚染防止法に基づく緊急時の措置が必要となる値を超えることはありませんでしたが、今後も監視を続ける必要があります。
- 建設・解体工事や工場の作業に伴う粉じんや悪臭による苦情が多いことから、事業者に対して大気汚染物質の削減に取り組むための指導を行う必要があります。
- 安謝川は環境基準 C 類型を達成し、小湾川も環境基準 C 類型相当の水質を維持しています。一方牧港川は環境基準 C 類型未達成で、特に上流は水質汚濁が課題となっています。港川海岸は環境基準の A 類型相当の水質を維持していますが、近年は悪化傾向を示しています。
- 河川、海域ともに、安心して水際での遊びが楽しめるような水質汚濁防止対策を積極的に進める必要があります。汚濁の主な原因である事業所排水と生活排水処理対策を進める必要があります。
- 近年では、大規模な開発工事、農地、米軍基地等から赤土等の土壌が流出し、問題となっています。イノーに堆積すること等が懸念されるため、赤土等の流出を防止する必要があります。
- 自動車騒音の状況は、平成 21 年現在、国道 58 号（仲西）と学園通り線（城間）で環境基準は未達成ですが、市町村が国・県に対して自動車騒音の改善を要請する判断基準となる要請限度は超えていません。監視を続けるとともに、交通量の軽減や道路構造の改善等を図り、人と環境にやさしい交通社会を推進する必要があります。
- ダイオキシン類は市内の調査地点の 2 地点とも環境基準を満たしています。PRTR 制度による市内の化学物質排出量は、大気への排出量が増加傾向にあり、事業者自らが化学物質の環境中への排出量等の把握を行うことにより自主的に管理する必要があります。
- 良好な衛生状態の維持に努めるため、ペットの飼い主に適切な飼養、ハブ等の危険生物対策、生活圏内のそ族昆虫の適切な防除、空き地・墓地等の適正管理、水道水の水質管理等が必要です。

【取組の方向】

- 大気環境の監視体制を整備するとともに、事業所及び建設工事からの大気汚染物質・アスベスト・悪臭の排出規制と対策の指導強化を図り、大気環境・悪臭を改善します。
- 市民・事業者に協力を呼び掛け、自動車排出ガスの抑制を推進します。
- 河川・海域・地下水の水質汚濁及び土壌汚染の監視体制を充実します。
- 事業者排水の規制及び指導を強化するとともに、公共下水道整備・合併処理浄化槽の普及や流域の住民・事業者と協働による取組を推進し、総合的な事業所・生活排水対策を推進します。

- 住環境の騒音監視体制の充実を図るとともに、自動車及び航空機からの騒音・振動の改善を促します。
- 事業所及び建設工事の規制・指導の強化とともに、近隣騒音対策を推進します。
- ダイオキシン類対策、化学物質の適正管理やリスクコミュニケーションを推進すること
を図り、化学物質を適正に管理します。
- ペットの適正な飼養の促進、危険生物対策、そ族昆虫対策、空き地・墓地の適正管理を
推進し、水道水の水質管理を図り、環境衛生対策を推進します。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす 方向 | 現状 | H31 年度 |
|---|-------------------|-----------|------------------------------|----------------|
| 公害苦情件数（総数） | 件数 | 減少 | 55 件 | — |
| 二酸化窒素濃度 （環境基準：0.060ppm 以下） | ppm | 達成・維持 | 0.020ppm 達成 | 達成・維持 |
| 浮遊粒子状物質濃度 （環境基準：0.100mg/m ³ 以下） | mg/m ³ | 達成・維持 | 0.020mg/m ³ 達成 | 達成・維持 |
| 光化学オキシダントの環境基準 超過日数 （環境基準：1 時間値 0.060ppm 以下） | 日数 | 減少 | 37 日 | — |
| 悪臭に関する公害苦情件数 | 件数 | 減少 | 15 件 | — |
| 市内河川の各測定点における生活 環境に係る環境基準達成評価 （BOD75%値：5 mg/ℓ以下（C 類型）） | % | 増加 | 75% 8地点中6地点 で達成 | 100% 全地点で達成 |
| 市内海域の測定点における生活 環境に係る環境基準達成評価 （COD：2mg/ℓ以下（A 類型相 当）） | mg/ℓ | 達成・維持 | 1.8 mg/ℓ 達成（H23） | 達成・維持 |
| 地下水の水質汚濁に係る 環境基準達成状況 | — | 達成 | 2 地点超過 | 達成 |
| 汚水衛生処理率 | % | 増加 | 93.8% | 94.5% |
| 自動車騒音に係る環境基準達成率 | % | 増加 | 50.0% 4 地点中2 地点 で達成 | 100% 全地区で達成 |

注) 1.現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

- 2.「市内河川の各測定点における生活環境に係る環境基準達成評価」とは、安謝川、牧港川、小湾川 3 水域の各測定点における生活環境項目の達成状況のことです。なお、小湾川は環境基準の設定はないため、C 類型を参考に基準としました。
- 3.「市内海域の測定点における生活環境に係る環境基準達成評価」とは、市独自の各測定点を含む港川海岸の測定点における生活環境項目の達成状況のことです。なお、港川海岸は環境基準の設定がないため、A 類型を参考に基準としました。

取組施策2-1-1 大気環境・悪臭の改善

【施策内容】

- ①大気環境の監視体制の整備
 - ・有害な大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、関係機関と連携して監視体制を整備します。
- ②事業所の大気の排出規制及び指導の強化
 - ・事業活動によって排出する有害大気汚染物質の排出を事業者自身で管理・抑制するため、大気汚染の防止に関する知識の普及、指導の強化を推進します。
- ③建設工事の公害対策
 - ・建設工事における粉じん等の環境汚染を未然に防ぐため、建設作業の届出の徹底と、近隣への健康被害リスク回避の指導・啓発等を推進します。
- ④自動車排出ガスの抑制
 - ・エコドライブの普及啓発や渋滞の緩和等により自動車排出ガスの抑制を推進し、自動車排出ガス由来の大気汚染防止に努めます。
- ⑤アスベスト対策の推進
 - ・解体事業者に対して届出・通知体制を強化、アスベストによる健康被害リスク回避等の啓発を行い、アスベスト対策を推進します。
- ⑥悪臭規制及び指導の強化
 - ・悪臭の発生源に対して規制・指導の強化を行い、悪臭に対する苦情には迅速に対応します。

取組施策2-1-2 水質・土壌環境の改善

【施策内容】

- ①河川・海域の監視
 - ・河川・海域及び公共用水域の水質汚濁状況を把握するため、監視体制を整備し水質調査を実施します。
- ②事業所の排水規制及び指導の強化
 - ・事業活動による排水や地下への浸透状況を監視し、指導体制を整備し、水質汚濁防止に努めます。
- ③総合的な生活排水対策の推進
 - ・公共下水道の接続率向上、合併浄化槽の普及、定期的な処理施設の清掃による処理機能の維持など、総合的な生活排水対策を推進します。
- ④流域全体での協働による取組の推進
 - ・流域市町村と協働して広域的に水質汚濁防止を推進します。
- ⑤海洋汚染の防止
 - ・陸域からの負荷や船舶等からの油、有害物質及び廃棄物の排出等への対策を講じ、国・県・近隣市町村等と連携し、海洋汚染の防止に努めます。

⑥赤土等流出防止対策の充実

- ・沖縄県赤土等流出防止条例、沖縄県環境影響評価条例等を活用し、赤土流出等対策を推進します。

⑦土壌・地下水の監視

- ・土壌・地下水の監視を行い、新たな土壌汚染・地下水汚染を未然に防止します。

取組施策2-1-3 騒音・振動環境の改善

【施策内容】

①騒音環境の監視体制の整備

- ・交通騒音・航空機騒音等の状況を把握するため、監視体制を整備します。

②事業所の騒音・振動の規制及び指導の強化

- ・建設・解体作業に対する規制、工場・事業場から発生する騒音・振動を事業者自身で抑制するための指導を強化します。

③自動車騒音・振動対策の推進

- ・自動車における騒音・振動環境を改善するため、低騒音舗装、渋滞の緩和を推進し、必要に応じて道路管理者や関係行政機関に騒音防止対策の要請を行います。

④航空機騒音対策の推進

- ・航空機騒音の発生源に対し、騒音防止対策等の要請を行います。

⑤近隣騒音対策の推進

- ・深夜営業や家庭生活等によって発生する騒音の解消をめざして、市民、事業者の意識向上を図るなど、近隣騒音対策を推進します。

取組施策2-1-4 化学物質の適正管理

【施策内容】

①ダイオキシン類対策の推進

- ・ダイオキシン類対策の監視体制を整備し、一般廃棄物処理施設のダイオキシン類排出抑制等、ダイオキシン類対策を推進します。

②化学物質の適正管理の推進

- ・PRTR法対象事業者の排出状況の把握や化学物質排出事業者に対する管理指導や監視体制の充実を図り、化学物質の適正管理を推進します。

③リスクコミュニケーションの推進

- ・化学物質に関する情報を全ての関係者が共有し意見交換等が行えるよう、地域のリスクコミュニケーションを推進します。

取組施策2-1-5 環境衛生対策の推進

【施策内容】

①ペットの適正な飼養の推進

- ・ペットの飼い主に適正な飼養を促し、全ての人にとって良好な生活環境を維持するため、狂犬病予防注射、野良犬・野良猫対策等を強化します。

②危険生物対策の実施

- ・「浦添市ハブによる被害の防止及びあき地の雑草等の除去に関する条例」等に基づき、危険生物対策を実施します。

③そ族昆虫対策の推進

- ・良好な衛生環境を保つため、そ族昆虫の調査、駆除を実施します。

④空き地・墓地の適正管理の推進

- ・空き地・墓地等の管理において、健康衛生・精神衛生上の悪化要因となるものは、所有者に対して適正管理を促し、近隣環境の良好な衛生状態を維持・改善します。

⑤水道水の水質管理

- ・安全・安心・快適な水道の供給を維持するため、水道水の水質管理を充実します。

施策の方向2-2 快適な都市環境の創造

【現況と課題】

- 市街地のスプロール化により、たて詰まり、狭隘な生活道路や袋小路が各地に残されており、一部地域で快適な住環境の確保や災害に対する弱さが懸念されています。規制的手法のほか誘導的手法、または住民の合意形成など、計画的な市街地整備の推進が必要です。
- 良好な快適環境を創造するため、上下水道等のインフラ整備の充実、牧港漁港、牧港海岸、西洲、小湾川のアジサイ公園、安謝川の内間西公園等の親水型施設整備、ユニバーサルデザインの導入等が必要です。
- 規模が大きく環境への影響が考えられる開発事業に関しては、環境影響評価など、環境への影響を未然に防ぐ対策が必要です。
- 自動車の使用は、大気汚染や騒音・振動による生活環境の悪化、地球温暖化等様々な環境問題の要因となっているため、自動車の使用の緩和や環境に配慮した低公害車・低燃費車の普及、道路整備等が必要です。
- 本市の市民1人当たりの都市公園確保面積は $9.37\text{m}^2/\text{人}$ で、供用開始した面積は $5.12\text{m}^2/\text{人}$ です（いずれも平成24年現在）。浦添市都市公園条例による都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は $10\text{m}^2/\text{人}$ であることから、本市の都市公園は水準をやや下回っているため、さらなる都市公園確保の推進が必要です。
- 地域固有の優れた自然景観や歴史文化に根差した街並み景観などが見られます。魅力ある都市環境の創出を図るため、貴重な地域景観の保全と創出を推進する必要があります。
- 本市では、景観法及び浦添市景観まちづくり条例に基づく「景観まちづくり計画」を平成20年に策定し市域を構成する骨格的な景観地区を4つに分けて景観形成を推進しています。また、重点的に取り組む地区として「仲間重点地区」を設定し、先導的に良好な景観形成を推進しています。
- 市域の緑は、公園だけでなく、住宅地等の生活空間の緑や農地、都市の軸となる街路や河川の緑があります。これらの多様な緑の保全・創出・育成には、市による取組のほかに、市民や事業者などの各主体が一体となった取組が必要です。
- 浦添市内には文化財が多数点在しています。平成24年12月現在、国指定文化財等は浦添城跡、中頭方西海道及び普天間参詣道、オカヤドカリ（国指定天然記念物）、勢理客の獅子舞（国選択無形民俗文化財）の4件、県指定文化財は伊祖の高御墓、伊祖城跡、浦添貝塚等の11件、市指定文化財は仲間の拝所群、内間の大アカギ等の55件の、計70件が指定文化財となっています。
- 各種の開発から貴重な文化財を守るためには、文化財の指定が最も効力があり、文化財指定の促進が課題となっています。
- 貴重な文化財は、本市を特徴づける重要な要素であり資産であるため、今後も保存・整備に努めるとともに、歴史文化を積極的に発信し、有効に活用及び次世代へ継承することが必要です。

【取組の方向】

- 安心して快適に暮らせるまちをめざし、計画的な市街地整備を推進していきます
- インフラ整備や親水性護岸、安全・快適性の都市基盤を整備し、環境に配慮した快適環境の基盤の整備を推進します。
- 開発行為における環境配慮として、法・条例アセスを推進し、小規模開発事業においても環境配慮の促進を図ります。
- 浦添市交通基本計画に基づき徒歩や自転車・公共交通機関の利用を促進するとともに、快適な道路の整備を図り、自動車排出ガスや騒音・振動等の環境負荷の低減をめざす、人と環境にやさしい交通社会を推進します。
- 自然とのふれあい、遊び、憩いの場の提供など、都市生活に欠かすことのできない公園の整備・維持管理を市民や市民団体等と協働して取り組むなど、地域に親しまれる公園づくりを推進します。
- 良好な景観形成及び保全のため、自然景観の保全や歴史薫る街並みの整備とともに環境美化に取り組み、地域協働の景観まちづくりを推進します。
- 身近な空間の緑化を推進し、自主的な緑化活動の支援を行い、身近なみどりの創造を推進します。
- 貴重な文化財を保存・整備するとともに、次世代への継承に努めます。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31 年度 |
|-------------------------------|-------------------|-------|--------------------------------|---|
| 地区計画地区数 | 地区 | 増加 | 4 地区 | 概ね 7 地区 |
| 公共交通機関の利用率 | % | 増加 | 3.6% (H18) | 10% (H42) |
| 公園・緑地の箇所数 | 箇所 | 増加 | 85 箇所 | 88 箇所 |
| 市民 1 人当たりの都市公園面積 (供用開始) | m ² /人 | 増加 | 5.12m ² /人 (H23) | 9.37m ² /人 (都市公園 確保面積) |
| 景観地区等の指定地区数 | 地区 | 増加 | 1 地区 | 概ね 4 地区 |
| みどりの確保量 (市域面積に対する割合) | % | 増加 | 18% (H11) | 27% (H27) |
| ちゅらまちサポーター制度の申請 件数 (個人、団体) | 件 | 増加 | 105 件 (H23) | — |
| 市内の指定文化財件数 (国、県、市の合計) | 件 | 増加 | 71 件 | 75 件 |

注) 1.現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

2.「市民 1 人当たりの都市公園面積 (供用開始)」の目標値 (平成 31 年度) は、都市公園確保面積として、都市計画決定等を受けた面積のことです。

取組施策2-2-1 計画的な土地利用の推進

【施策内容】

①計画的な市街地整備

- ・都市計画法に基づいた市街地整備、商工業の計画的な誘致、墓地建設の規制・誘導を実施します。

取組施策2-2-2 快適環境の基盤の整備

【施策内容】

①インフラ整備の充実

- ・上下水道施設の整備、河川等の治水事業を充実します。

②親水型施設整備の推進

- ・川辺、海辺の親水性護岸等の施設整備を推進します。

③安全・快適性の都市基盤の整備

- ・電線類の地中化の検討や、少子高齢化社会に対応するため、バリアフリー化やユニバーサルデザインを基調とした安全・快適性の都市基盤の整備を推進します。

取組施策2-2-3 環境アセスの推進

【施策内容】

①法・条例アセスの推進

- ・環境影響評価法、沖縄県環境影響評価条例に基づいて、環境アセスメントを推進します。

②小規模開発事業の環境アセスの促進

- ・小規模な開発事業においても近隣環境に配慮して実施されるよう、生活環境影響調査などのミニアセス制度を検討します。

取組施策2-2-4 人と環境にやさしい交通社会の推進

【施策内容】

①自動車排出ガスと騒音の抑制

- ・排気ガスや騒音等の自動車に由来する環境負荷を抑制するため、低公害車・低燃費車の普及、ノーマイカーデーの実施、エコドライブの推進等を市民・事業者へ啓発します。

②徒歩・自転車利用の促進

- ・徒歩・自転車利用を促進するため、歩行者・自転車が安心して利用できる空間の整備

等、歩行者と自転車・自動車利用者が共存できるような道路構造の改善を推進します。

③公共交通機関の利用促進

- ・自動車中心の交通社会を改善するため、過度な自動車利用から公共交通等の適切な利用を促進するモビリティ・マネジメントを推進します。
- ・バス交通の充実とモノレール延長及び駅周辺の整備を促進し、利用しやすい公共交通機関や公共交通環境を改善する各種施策の導入と、各種交通手段のスムーズな連携を行う交通結節点の形成を図ります。

④快適な道路の整備

- ・道路交通上の快適性を向上させるため、渋滞緩和、透水性舗装の整備、低騒音舗装の整備等を推進します。

取組施策2-2-5 地域に親しまれる公園づくり

【施策内容】

①公園の整備及び維持管理

- ・地域に親しまれる公園の整備を行い、市民が安全に公園施設を利用できるよう、点検、補修、維持管理を推進します。

②協働による快適性の向上

- ・地域住民と協働して、より快適に利用できるよう、植栽管理、ごみ拾い、マナーの向上等を推進します。

取組施策2-2-6 良好な景観形成及び保全

【施策内容】

①自然景観の保全

- ・自然景勝、風致等の優れた地域景観の保全を推進します。

②歴史薫る街並みの整備

- ・地域の歴史・文化に根ざした街並み景観を保全するため景観地区等の地域地区指定を図り、浦添グスク周辺エリアでの屋根瓦、石積み、石張り、生垣の整備等を推進します。

③地域協働の景観まちづくりの推進

- ・計画の策定段階から地域住民との十分な合意形成を図り、地区計画や景観地区等の制度を活用しながら地域住民が協働して景観向上に取り組むまちづくりを推進します。

④環境美化の推進

- ・清潔で潤いある生活空間は市民の情操形成の一助となるため、環境美化活動を推進します。

取組施策2-2-7 身近なみどりの創造

【施策内容】

①緑化の推進

- ・ポケットパーク、街路樹、道路植栽、住宅、学校、公共施設等における積極的な緑化を推進します。

②自主的な緑化活動の支援

- ・市民・事業者等の各主体と協働して緑化を推進するために、緑化活動の支援や拠点の整備を推進します。

取組施策2-2-8 文化財の保全

【施策内容】

①文化財の調査・研究及び指定・保存並びに復元

- ・貴重な文化財を守るため、文化財調査の実施、保存するための指定の促進、活用のための整備を推進します。

②文化財の継承及び利活用

- ・地域に根付く歴史・文化的遺産を次世代へ引き継ぐため、文化財の情報発信、展示、うらおそい歴史ガイドの育成・支援等の普及啓発を推進します。

基本目標3 循環型社会の構築

施策の方向3-1 資源の有効利用の促進

【現況と課題】

- 循環型社会とは、資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできるかぎり少なくする社会を言います。
- 循環型社会形成推進基本法では、廃棄物のうち有用なものを「循環資源」と言います。また同法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物等の①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分という対策の優先順位を定めています。
- 市民1人が1日に排出するごみの量は831g（平成21年度）で、ここ数年は減少傾向にありますが、人口増加に伴い一般廃棄物の排出量の増加が予測されます。リサイクル率は17.9%（平成21年度）で、ここ数年はほぼ横ばいの状況です。
- 廃棄物を有効な資源として活用するために、ごみの分別をさらに徹底する必要があり、その対策を講じる必要があります。
- 循環型社会の構築に向けて、市民、市民団体、事業者、来訪者、市の協働のもと、4R〔リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕に取り組む必要があります。

【取組の方向】

- 4R〔リフューズ（発生抑制）、リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）〕を推進するため、過剰包装の削減、ごみ減量化の推進、不用品の再使用の促進、再資源化処理体制の整備を図ります。
- 再資源化を推進するため、分別排出の徹底や新たな資源化の推進、分別収集体制の効率化を図ります。
- 資源の有効利用の促進のため、普及啓発を推進します。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31年度 |
|------------------|----|-------|------------------|-------|
| 一般廃棄物の資源化率 | % | 増加 | 17.9% | 29.1% |
| 市民1人が1日に排出するごみの量 | g | 減少 | 831g | 780g |
| リサイクルプラザ入館者数 | 人 | 増加 | 43,853人 (H23) | — |

注)現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成21年度の数値・データです。

取組施策3-1-1 4Rの推進

【施策内容】

①過剰包装の削減

- ・廃棄物の発生を抑えるために、過剰包装の削減やマイバッグ運動を推進します。

②ごみ減量化の推進

- ・廃棄物の排出を抑えるために、生ごみの減量化、事業系ごみの減量化、ごみ処理の有料化の継続を推進します。

③不用品の再利用の促進

- ・フリーマーケット、リサイクルプラザでの不用品の頒布の推進、粗大ごみの再生品の利用や建設廃棄物の再利用を促進します。

④再資源化処理体制の整備

- ・廃棄物の再資源化率をさらに向上させるため、再資源化処理施設の適正管理、公共工事における建設資材のリサイクル、資源ごみの抜き取り行為の制限、焼却灰の再資源化等を推進します。

取組施策3-1-2 再資源化の推進

【施策内容】

①分別排出の徹底

- ・ごみの種別ごとに最適な処理を行うため、市は分別排出ルールの周知徹底、適正指導等を実施し、市民や事業者はそれぞれが適正な分別排出を徹底します。

②新たな資源化の推進

- ・廃棄物をさらに有効な資源として再利用するため、新たに乾電池・蛍光灯・プラスチック製容器包装等の分別収集を検討します。

③分別収集体制の効率化

- ・収集・運搬業務の効率化を図るため、収集日数を週5日にするなど新たな収集・運搬体制について調査・検討します。

取組施策3-1-3 普及啓発の推進

【施策内容】

①普及啓発の推進

- ・各主体がさらに4R運動に取り組んでいくため、広報・ホームページ、クリーン指導員の活用やリサイクルプラザを拠点とした普及啓発、資源ごみの集団回収の充実を推進します。

施策の方向3-2 廃棄物の適正な処理の推進

【現況と課題】

- やむを得ず廃棄物として処理する場合は、環境負荷の低減に寄与するため、安定かつ効率的な廃棄物の適正処理を推進する必要があります。
- 浦添市は、「第三次浦添市一般廃棄物処理基本計画（平成23年3月策定）」に基づき、更なるごみ減量化や再使用・再資源化の促進を図りながら、計画的なごみの適正処理を進めています。
- 本市は廃棄物の最終処分量（埋立量）ゼロを維持しており、今後も達成していく必要があります。
- クリーンセンターは供用開始後30年以上経過しています。今後も計画的な補修計画や維持補修により長寿命化を図りながら、今後の中間処理、最終処分のあり方を検討する必要があります。
- 山林や河川、空き地及び道路などへの不法投棄やポイ捨てが見られます。地域の良好な環境を保全するため、不法投棄防止対策の推進が必要です。

【取組の方向】

- 廃棄物の処理体制を充実するため、安定で効率的な処理体制の維持、収集体制の整備、今後の中間処理・最終処分のあり方の検討、処理における環境負荷低減の推進を図ります。
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、最終処分量ゼロの継続を推進します。
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、監視パトロールを実施するなど、不法投棄対策を推進します。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31年度 |
|--------|----|-------|-----|-------|
| 最終処分量 | t | 水準維持 | 0t | 0t |
| 不法投棄箇所 | 箇所 | 減少 | 2箇所 | 0箇所 |

取組施策3-2-1 廃棄物の処理体制の充実

【施策内容】

- ①安定で効率的な処理体制の維持
 - ・廃棄物処理施設の適正な管理、整備の充実、処理コストの削減を進めるとともに、災害時に発生する廃棄物の応急処理計画や広域連携を検討します。

②収集体制の整備

- ・今までの収集体制を維持しつつ、一層の効率化のため、新たな収集・運搬体制について検討していきます。

③今後の中間処理・最終処分のあり方の検討

- ・安定で効率的な処理体制をさらに推進していくため、廃棄物処理施設の長寿命化を推進するとともに、今後の処理・処分のあり方について検討します。

④処理における環境負荷低減の推進

- ・環境負荷の低減を念頭に処理を行うため、ダイオキシン類の排出抑制による公害防止、省エネを推進します。

取組施策3-2-2 最終処分ゼロの継続

【施策内容】

①最終処分ゼロの継続

- ・現状の最終処分ゼロの処理体制を継続するとともに、今後も廃棄物の最終処分量を削減するあり方を検討します。

取組施策3-2-3 不法投棄対策の推進

【施策内容】

①不法投棄対策の推進

- ・不法投棄をしない、させない環境づくりのため、監視パトロールの実施、県、警察等関係機関との連携、ホームページ等による普及啓発、クリーン指導員を活用した不法投棄対策を推進します。

施策の方向3-3 グリーン購入の推進

【現況と課題】

- 限りある資源の有効利用と環境への負荷を軽減するために、環境負荷の少ない原材料、長期間使用が可能、包装材の工夫がされた製品の購入や利用を推進する必要があり、市ではグリーン購入製品やリサイクル製品の使用を推進しています。
- 製品やサービスを供給する事業者も環境への負荷が少ない製品の開発普及に取り組み、経済活動全体を変える必要があります。

【取組の方向】

- グリーン購入を推進するため、浦添市グリーン購入調達方針を推進するなど、市が率先してグリーン購入の施策を推進します。
- 家庭・事業所におけるグリーン購入を促進し、社会へのグリーン購入の浸透を図ります。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31 年度 |
|------------|----|-------|------|--------|
| 浦添市特定調達品目数 | 品目 | 増加 | 2 品目 | — |

注) 現状値は、平成 21 年度の数値・データです。

取組施策3-3-1 市の率先購入施策の推進

【施策内容】

- ①浦添市グリーン購入調達方針の推進
 - ・グリーン購入調達方針を実行していくため、浦添市特定調達品目の指定を検討し、公共事業や物品調達時には、リサイクル資材や LED 照明といった高効率照明等の環境に配慮した物品の優先購入を推進します。

取組施策3-3-2 社会へのグリーン購入の浸透

【施策内容】

- ①家庭・事業所におけるグリーン購入の促進
 - ・家庭や事業所においても積極的なグリーン購入が行われるよう、浦添市特定調達品目や、省エネ家電、リサイクル製品等の環境に配慮した製品に関する情報発信等を推進します。

施策の方向3-4 エネルギーの有効利用の推進

【現況と課題】

- 環境への負荷を最小限に抑えつつ、限りある資源・エネルギーを将来に渡って有効利用する循環型社会の形成が必要です。
- 家庭・事業所・公共施設におけるさらなる省エネを推進する必要があります。
- 資源の有効利用と環境負荷低減の観点から、化石エネルギーの代替エネルギーの普及が必要です。地域の特色に適した再生可能エネルギーの普及促進や工場排熱等の未利用エネルギーの有効活用を図る必要があります。

【取組の方向】

- 公共施設や家庭・事業所における省エネの推進を図ります。
- 公共施設における再生可能エネルギーの導入推進を図ります。
- 地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及促進を図ります。
- 廃棄物処理施設からの焼却熱などの熱回収システムの検討を行います。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31年度 |
|-------------------|-----|-------|--------------------|-------|
| 市内の年間電気使用量 | kWh | 減少 | 5億676万kWh (H22) | — |
| 市内の太陽光発電設備の総発電出力 | kW | 増加 | — | — |
| 市内の住宅用太陽光発電設備設置件数 | 件 | 増加 | — | — |

注) 1. 「市内の太陽光発電設備の総発電出力」「市内の住宅用太陽光発電設備設置件数」は、関係機関の協力を得ながら現状値・目標値を定めます。

取組施策3-4-1 省エネの推進

【施策内容】

- ①公共施設における省エネの推進
 - ・公共施設におけるエネルギーの有効利用を図るため、公共施設の節電・省エネ活動等を推進し、省エネ診断、ESCO事業の導入を推進します。
- ②家庭・事業所における省エネの推進
 - ・家庭や事業所においてもエネルギーの有効利用を図るため、省エネ診断、省エネ製品の導入、節電・省エネ活動等を推進します。

取組施策3-4-2 再生可能エネルギー等の推進

【施策内容】

①公共施設における再生可能エネルギー等の推進

- ・公共施設における太陽光発電システムをはじめとする再生可能エネルギーの導入を推進し、循環型社会形成推進基本法に則り、廃棄物処理施設の熱回収システムを検討します。

②地域特性を踏まえた再生可能エネルギーの普及促進

- ・本市の自然的・社会的条件に見合った再生可能エネルギーの導入を促進するため、助成制度等の導入支援の検討、普及啓発を推進します。

基本目標 4 地球環境の保全

施策の方向 4-1 地球温暖化対策の推進

【現況と課題】

- 地球温暖化は、化石燃料の燃焼などにより大気中の二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が上昇し、地球の気温が上昇することを言います。
- 現在の状態で温室効果ガスの排出が進めば、海面の上昇や異常気象の増加、植生への影響、マラリアなど感染症の拡大などが地球規模で発生するといわれています。
- 浦添市の二酸化炭素の排出量は、平成 21 年度現在、113 万 t-CO₂と推計され、沖縄県全体の約 1 割を占めています。部門別の割合は、民生家庭が 23%、民生業務が 31%、産業が 23%、運輸が 22%、廃棄物が 1%と推計されています。
- 沖縄県は、「沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の中で、温室効果ガスの排出量を平成 32 年度までに平成 12 年度比で最大 8%削減することを目標として掲げています。
- 温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素です。二酸化炭素は主に陸地の緑によって吸収・固定されますが、本市の陸地には緑の占める割合は少なく、吸収源としては乏しい状況です。
- 地球温暖化を防止するためには、温室効果ガスの排出削減に向けた、事業活動や市民生活の環境配慮型ライフスタイルへの転換、省エネルギー、再生可能エネルギー普及並びに交通における地球温暖化対策の推進などが必要です。

【取組の方向】

- 地球温暖化対策の取組として、地域全体での総合的な対策、協働による対策、行政の率先的対策を推進します。
- 事業活動や日常生活における温室効果ガスの排出抑制を図ります。
- 吸収源としての樹林・緑地の保全及び緑化の推進に取り組むとともに、交通環境の改善を図ります。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31 年度 |
|-----------------------------------|-------------------|-------|---------------------------------|---------------|
| 市内の温室効果ガス排出量 | t-CO ₂ | 減少 | 113 万 t-CO ₂ (推計) | — |
| 市役所からの温室効果ガス排出量の削減率 (H19 年度基準) | % | 減少 | △3.7% (H23) | △15% (H32) |
| 市内の年間電気使用量 | kWh | 減少 | 5 億 676 万 kWh (H22) | — |

| | | | | |
|---------------------|----|----|--------------|---|
| 市内の太陽光発電設備の総発電出力 | kW | 増加 | — | — |
| 市内の住宅用太陽光発電設備設置件数 | 件 | 増加 | — | — |
| みどりの確保量（市域面積に対する割合） | % | 増加 | 18% (H11) | — |

注) 1. 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

2. 「市内の温室効果ガス排出量」は、「(仮称) 浦添市地球温暖化対策地域推進計画」の策定に合わせ、現状値、目標値を定めます。

3. 「市内の太陽光発電設備の総発電出力」「市内の住宅用太陽光発電設備設置件数」は、関係機関の協力を得ながら現状値・目標値を定めます。

取組施策 4-1-1 総合的な地球温暖化対策の推進

【施策内容】

①地域全体での総合的な対策の推進

- ・温室効果ガス排出抑制のための取組を総合的かつ計画的に推進するため、「(仮称) 浦添市地球温暖化対策地域推進計画」を策定します。

②協働による対策の推進

- ・温室効果ガス排出抑制の取組を足元から推進するため、各主体から構成される「(仮称) 地球温暖化対策地域協議会」を設置します。

③行政の率先的な対策の推進

- ・行政が率先して地球温暖化対策を推進するため、「浦添市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を確実に遂行していきます。

取組施策 4-1-2 温室効果ガスの発生抑制対策の推進

【施策内容】

①事業活動における排出抑制

- ・事業活動における温室効果ガスの発生を抑えるため、省エネルギー型施設・設備の導入、環境マネジメントシステムの導入、再生可能エネルギー導入等の支援や普及を推進します。

②日常生活における排出抑制

- ・日常生活における温室効果ガスの発生を抑えるため、公共交通利用、エコドライブ、環境家計簿の普及啓発を推進します。

取組施策4-1-3 地域環境の整備及び改善

【施策内容】

①吸収源としての樹林・緑地の保全及び緑化の推進

- ・温室効果ガスの吸収源やヒートアイランド対策の視点から、樹林の保全や公園等の緑化を推進します。

②交通環境の改善

- ・温室効果ガスの発生源となる自動車交通環境の改善を図るため、公共交通の利用促進、道路ネットワーク、交通結節点の整備を推進し、環境への負荷を低減する交通環境の改善を推進します。

施策の方向4-2 地球規模の環境問題への貢献

【現況と課題】

- 地球温暖化以外の地球環境の大きな問題として、オゾン層の破壊、酸性雨、野生生物の種の保全などがあげられます。
- オゾン層破壊への影響が大きい特定フロンの生産は平成7年末に全廃されました。全廃以前に生産・使用してきた特定フロンの大気中へ放出されることによるオゾン層の破壊が懸念されることから、特定フロンの回収と適正処分が重要な課題となっています。
- 酸性雨は、石炭や石油などの化石燃料の燃焼によって大気中に放出される硫酸化物や窒素酸化物が雨に取り込まれて降下する現象で河川や土壌の酸性化など環境に悪影響を及ぼすことが懸念されています。気流の関係で国境を越えて影響を及ぼすため、国際的な問題となっています。
- 港川地先の干潟は、アラスカからオーストラリアに至る長距離を移動するシギ・チドリ類などの渡り鳥の生育環境となっています。これらの野生生物の生息基盤を保全する必要があります。

【取組の方向】

- フロンガス排出の抑制やオゾン層保護に関する情報提供等を推進します。
- 酸性雨の情報提供を行うなど、酸性雨対策を推進します。
- 野生生物の種の保全のため、生物多様性の保全対策を推進します。
- 地球環境を保全するため、国際協力の推進に際し、市レベルでの協力のあり方を検討します。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31年度 |
|-----------------|----|---------|-------|-------|
| 降雨のpH年間平均値（酸性雨） | pH | 改善・水準維持 | pH5.5 | pH5.7 |

注) 現状値は、平成21年度の数値・データです。

取組施策4-2-1 オゾン層保護の推進

【施策内容】

①フロンガス排出の抑制

- ・家電リサイクル法、フロン回収・破壊法、自動車リサイクル法に基づいて、特定フロン等の回収と適正処分を推進します。また、オゾン層保護に関する情報提供等を推進します。

取組施策4-2-2 酸性雨の防止

【施策内容】

①酸性雨対策の推進

- ・酸性雨対策を推進するため、酸性雨の原因となる硫黄酸化物・窒素酸化物等の排出抑制対策を推進します。また、酸性雨の濃度観測や情報提供を推進します。

取組施策4-2-3 野生生物の種の保全

【施策内容】

①生物多様性の保全対策の推進

- ・シギ・チドリ類などの渡り鳥を保護するため、生息環境である干潟の保全を推進します。

取組施策4-2-4 国際協力の推進

【施策内容】

①市レベルでの協力のあり方の検討

- ・地球環境問題に取り組むに当たって、市レベルで実行可能な国際協力のあり方を検討します。

基本目標5 協働・参画社会の構築

施策の方向5-1 環境教育・環境学習の推進

【現況と課題】

- 環境の保全と創造の取組を進めるためには、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者など様々な主体が環境問題について十分な知識を持ち、環境保全行動を自発的かつ積極的に実践して行くことが大切です。
- そのためには、家庭や学校、地域、職場など様々な場において環境教育や環境学習を推進し、環境に対する理解や関心を高める必要があります。
- 浦添市では、「浦添市まちづくり構想策定支援事業」、「クリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動」、「わくわくワイルドキャンプ」、「環境学習推進事業」、「浦添市環境マップ」など、様々な環境教育及び環境学習を展開してきました。
- 市民アンケート調査の結果によると、環境活動へ現在または過去に参加したことがあると回答した市民は、全体の1割以下となっています。一方約6割の人は環境活動に関心があると回答しており、関心度は高い状況です。
- これらの状況を踏まえ、今後さらに市民や市民団体及び事業者をはじめとする各主体が環境に関心を持ち、理解や認識を深め、環境配慮行動や環境保全活動が活発になるための環境教育や環境学習を展開する必要があります。
- 市内にある貴重な緑地等は、自然とのふれあい、遊び、憩いの場など提供し、生活に潤いと安らぎを与えてくれます。人と自然との豊かなふれあいの場としての保全と活用の適切な施設の整備が必要です。
- 海辺にも貴重なサンゴ礁による自然生態系が見られることから、保全・維持に努める必要があります。人と自然とのふれあい活動の場としての活用が期待されます。

【取組の方向】

- 持続可能な社会づくりをめざして、地域に根差した総合的な内容の環境教育・環境学習を推進します。
- 子どもから大人まで生涯にわたって様々な主体が身近な環境から地球環境についての学びを促すため、環境保全に関する意欲の増進と態度、技能、知識を習得できる機会を増やします。
- 地域で環境教育・環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境教育・環境学習の充実を図ります。
- 自然体験や原体験を重視して、自然や命を大切に感じる感性を育むことをめざします。
- 家庭や学校、地域、職場などでの環境教育・環境学習の支援と充実を図るため、人材の育成と活用、教材・プログラム及び環境情報の充実を推進します。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31 年度 |
|-----------------|----|-------|---------------|--------|
| 環境学習関連事業・講座の開催数 | 回 | 増加 | 95 回 (H23) | — |
| こどもエコクラブ登録数 | 団体 | 増加 | 1 団体 | 10 団体 |
| 人材バンク登録者数 | 人 | 増加 | 3 人 | 20 人 |

注) 1. 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

2. 「環境学習関連事業・講座の開催数」とは、わくわくワイルドキャンプ、セカンドスクール、リサイクルプラザ講座、環境教育・環境学習講座（環境施策推進室）、その他事業及び講座の開催回数の総計のこと。

取組施策 5-1-1 総合的かつ計画的な取組の推進

【施策内容】

- ①「(仮称) 環境教育推進計画」の策定及び推進
 - ・総合的かつ計画的に環境教育が推進されるよう、学校、教育委員会、社会教育関係者、学識経験者等と連携して計画を策定・推進します。
- ②学校における環境教育・環境学習の推進
 - ・行政・地域・教育委員会等が協力して、学校の教育活動全体を通じた環境教育・環境学習の実施を図ります。
- ③家庭、地域、職場における環境教育・環境学習の推進
 - ・子供から大人まで生涯にわたって環境教育・環境学習に取り組むため、環境学習の機会・教材・人材情報の提供し、家庭、地域、職場など様々な場面における取組を支援します。

取組施策 5-1-2 地域人材の活用

【施策内容】

- ①地域人材の活用
 - ・地域で環境教育・環境学習に関わる市民、事業者、市民団体と連携して環境教育・環境学習の充実を図ります。

取組施策5-1-3 自然体験活動の推進

【施策内容】

①自然体験活動の推進

- ・生命を尊び自然を大切にすることを養い、環境についての深い理解を促すため、自然体験活動や自然とのふれあいの機会の充実を図ります。

②体験の場の整備

- ・公園、公共施設、学校、事業所、オープンスペース等において、地域との連携を図りながら、自然とのふれあいや自然体験活動の場、ビオトープなどの整備を促進します。

取組施策5-1-4 環境教育・環境学習の支援と充実

【施策内容】

①環境教育を担う人材育成の推進

- ・地域で環境教育・環境学習を実践する人材を育成します。
- ・学校教員向けの環境教育研修を推進します。

②教材・プログラムの充実

- ・浦添市の自然や環境資源を調査・整理し、「浦添市環境マップ」の内容充実を図ります。
- ・身近な環境の現状把握と保全意識の啓発を促進するため、市民参加の市民環境調査を推進します。
- ・環境学習に役立つ環境副読本や啓発用パンフレット・ウェブサイト等の教材や教育プログラムの作成・充実を図ります。

③環境教育・環境学習のための場・拠点の整備

- ・環境保全などを行っている自治会、NPO等市民団体と協力しながら、環境教育・環境学習のための情報発信の拠点となる機能の整備を推進します。
- ・クリーンセンター、リサイクルプラザ、水道施設、公園など環境に関する公共施設において、施設見学会や環境情報展示コーナーの整備・充実を推進します。

④環境情報の充実

- ・全ての者が地域の環境の現状、施策の進捗状況、市民等の環境保全活動状況など環境に関する各種情報を環境教育・環境学習に活用できるよう、「(仮称)浦添市環境白書」の発行や多様なメディアによる効果的な情報提供を行います。

施策の方向5-2 自発的な活動の促進

【現況と課題】

- 環境問題の発生要因は、生産・消費・廃棄に基づく市民生活や事業活動によるものであることから、日常的な取組の中で、あらゆる面で環境負荷を低減する努力が必要です。
- 市民・事業者アンケート調査の結果から、環境活動に興味・関心のある層に対し効果的に働きかけ、実践行動のきっかけづくりを進めるとともに、活動のさらなる展開を促進する必要があります。

【取組の方向】

- 持続可能なライフスタイルに切り替え、地域環境・地球環境の保全・創造のために行動する市民等を増やします。
- 事業者の環境保全に対する意欲高揚を図り、企業の社会的責任（CSR）の一環としての継続的な環境保全・環境配慮行動を促します。
- 市民や事業者、市民団体等が環境保全活動に取り組むきっかけづくりを支援します。
- 環境保全活動に積極的に関わっている市民・事業者・市民団体に対して、活動の支援や表彰等を推進し、活動の活性化を促します。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31 年度 |
|---------------------|----|-------|-------------------|--------|
| CGG 運動参加者数 | 人 | 増加 | 27,877 人 (H23) | — |
| 人材バンク登録者数 | 人 | 増加 | 3 人 | 20 人 |
| 牧港川クリーンアップ作戦参加者数 | 人 | 増加 | 443 人 (H24) | — |
| 市民憲章環境美化活動参加者数 | 人 | 増加 | 19,948 人 (H23) | — |
| まちづくりプラン賞受賞団体数（のべ数） | 団体 | 増加 | 117 団体 (H24) | — |

注) 現状値は、括弧書きで年度を記入しているもの以外は平成 21 年度の数値・データです。

取組施策5-2-1 家庭・事業所における日常的な環境配慮の促進

【施策内容】

- ①環境にやさしいライフスタイルの浸透
 - ・ごみ減量、省エネ、グリーン購入等の啓発を推進し、環境にやさしいライフスタイルの浸透を図ります。

②環境に配慮した事業活動の促進

- ・事業活動における環境配慮を促進させるため、環境マネジメントシステムやグリーン購入の情報提供等による意識啓発を図ります。
- ・環境改善活動に取り組んでいる事業者に優位性を与える総合評価落札制度の活用を推進します。

取組施策5-2-2 自発的な活動のきっかけづくり

【施策内容】

①活動のきっかけづくり

- ・環境保全活動に取り組むきっかけづくりをするため、意欲の増進に関する施策の充実を図ります。

取組施策5-2-3 自発的な活動の支援

【施策内容】

①自発的な活動の支援

- ・市民・事業者等の自発的な活動を活発化させるため、情報提供・発信、各種支援の充実を図ります。
- ・市民団体等の活動拠点として、既存公共施設等の活用・充実を図ります。

②人材バンク整備と活用促進

- ・環境に関するアドバイザーとしての人材バンクの登録を募り、指導・助言体制を整備します。
- ・国の環境カウンセラー登録制度の活用も促進します。

③活動団体の表彰

- ・活動団体等の意欲の増進を図るため、活動団体の認証・表彰制度の導入及び充実を図ります。

施策の方向5-3 協働の促進

【現況と課題】

- 市民生活や事業活動の場で環境負荷を少なくする実践活動を推進するためには、率先して市民を牽引するコーディネーターの育成が必要です。
- 本市の市民・事業者アンケート調査の結果から協働に関する課題として、各主体間の連携や推進ネットワークの構築、活動施設や機器及び資金の支援等があげられています。
- このことから、日々の市民生活や事業活動における環境配慮の取組を進めるとともに、多様な活動主体が連携・協働して効果的な活動展開ができるよう、交流・推進ネットワークの構築、活動の場や各種支援体制の整備充実を図る必要があります。

【取組の方向】

- 協働を促進する人材の養成と活動の支援を推進します。
- 環境に関わる各種施策の推進に当たっては、広く市民・事業者の参加を求め、協働による推進を図ります。

【目標】

| 項目 | 単位 | めざす方向 | 現状 | H31 年度 |
|---------------------|----|-------|------------------|--------|
| てだこ市民大学卒業生 | 人 | 増加 | 38名 (H23) | 毎年60名 |
| CGG 運動参加者数 | 人 | 増加 | 27,877人 (H23) | — |
| 市民憲章環境美化活動参加者数 | 人 | 増加 | 19,948人 (H23) | — |
| まちづくりプラン賞受賞団体数(のべ数) | 団体 | 増加 | 117団体 (H24) | — |

取組施策5-3-1 協働を促す人材の養成と支援

【施策内容】

- ①協働を促進する人材の養成と支援
 - ・コミュニティリーダーやまちづくりのキーパーソン、環境保全活動のコーディネーター等の、各主体の協働による環境活動を促す人材及び団体の育成と活動の支援を推進します。

取組施策5-3-2 協働を支える仕組みづくり

【施策内容】

①協働・参画の場と機会の充実

- 環境に関わる各種の行政計画の策定に当たっては広く市民・事業者の参加を求め、計画後の事業実施段階においても各主体と行政との協働が図られるよう努めます。
- 環境関連イベントやボランティア活動等への各主体の積極的な参加を促します。
- 協働による事業の展開を図るため、各主体の環境保全活動及び協働を支援する場を提供するとともに、機会の確保に努めます。

②情報の共有化

- 多様なメディアを活用して環境情報の共有化を積極的に推進します。

③ネットワーク・拠点づくり

- 協働による環境保全活動を推進するため、人的ネットワーク及び活動団体間のネットワーク化と体制・拠点機能の整備を図ります。

第5章 行動指針

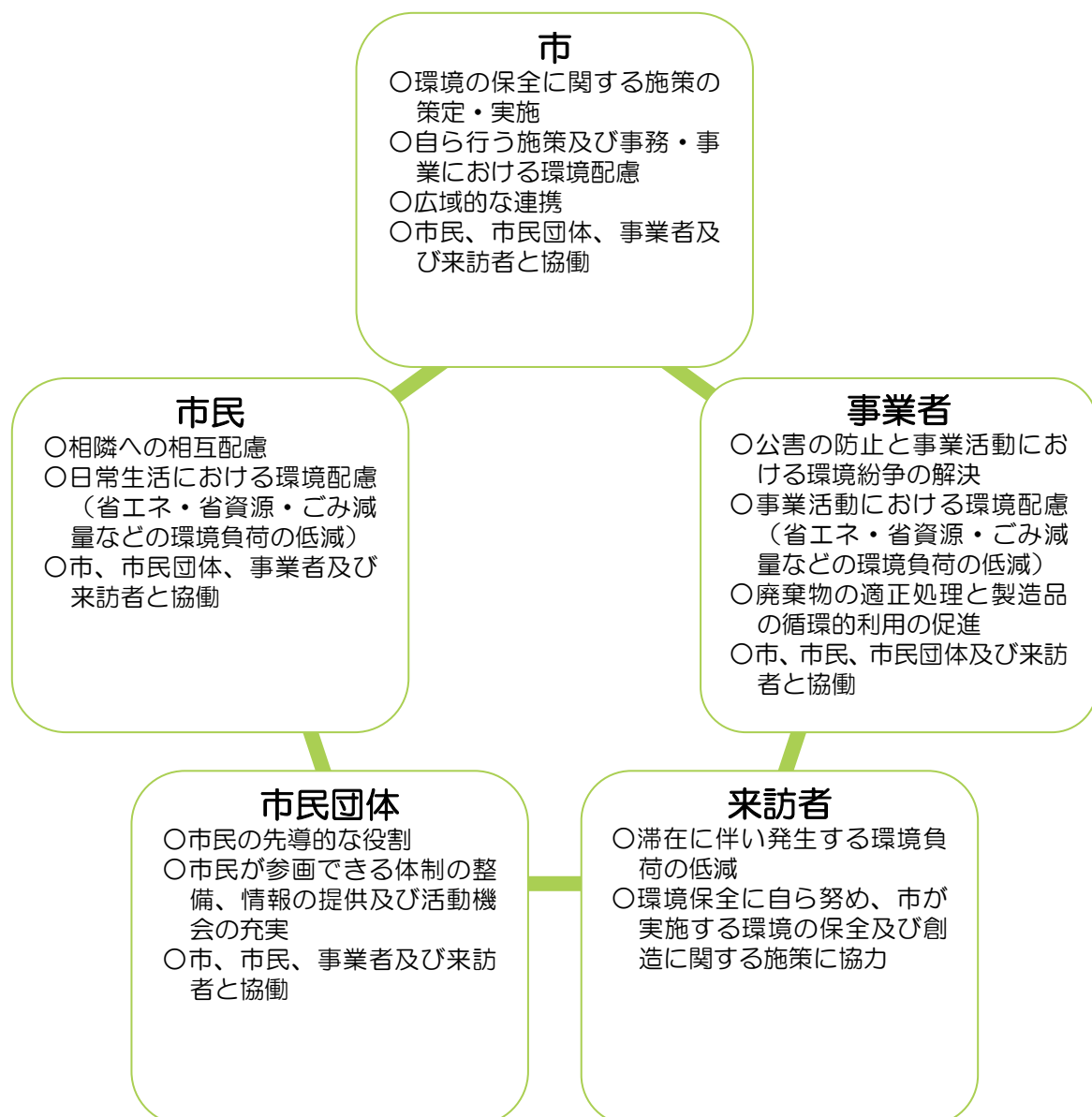
5-1 各主体の責務

環境の保全及び創造に関する取組を推進するためには、市、市民、市民団体、事業者、来訪者それぞれの立場で、日常生活や事業活動における環境への配慮に努めることが必要です。

浦添市環境基本条例では、第3条基本理念において、「全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。」と定め、市、市民、市民団体、事業者、来訪者の責務を定めています。

また、第10条には、「環境行動指針」を環境基本計画の一部として策定することが義務付けられています。

各主体の行動指針は、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮することが望ましい指針のことです。



5-2 各主体の行動指針

(1) 市民及び市民団体の行動指針

今日私達は地球温暖化問題をはじめ、廃棄物や緑、公害など様々な分野における環境問題を抱えています。

これらの問題に対する取組として、本計画では、望ましい環境像として「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」を掲げ、目標や施策を示していますが、解決に向けては、何より市民1人ひとりが、環境のために自らが取るべき行動について理解を深め、環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することが不可欠となります。

ここでは、市民及び市民団体の立場で行う環境配慮事項の例について、「5つの基本目標」ごとに示します。

【市民及び市民団体の主な行動指針】

| 基本目標1 人と自然との共生 | |
|------------------|---|
| 水循環 | <input type="checkbox"/> 水源地域への植林活動に参加する。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます等の設置により雨水をできるだけ地下に浸透させるよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> お風呂の残り湯や雨水の活用など、節水に心掛ける。 |
| 生物多様性 | <input type="checkbox"/> 緑化の際には、できるだけ郷土種を利用する等、生物多様性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 自然を守るボランティア行事に参加する。 <input type="checkbox"/> 生き物に対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にする。 |
| 環境保全型 農 水 産 業 | <input type="checkbox"/> 家庭菜園を利用する場合、肥料・農薬による周囲への影響に配慮し、適切に使用するよう努める。 |
| 自然との ふれあい | <input type="checkbox"/> 川辺のクリーン活動などへの積極的な参加を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 緑地・水辺・海辺等の人と自然のふれあいの場での、ポイ捨て禁止やマナーを守り、自然環境の保全を心掛ける。 |
| 基本目標2 良好な生活環境の保全 | |
| 大気・悪臭 | <input type="checkbox"/> 移動の際、できるだけ自家用車の使用を控え公共交通機関や自転車等を利用するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 自動車を購入する時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 <input type="checkbox"/> 近隣に迷惑な悪臭やばい煙の発生防止に努める。 |
| 水質・土壌 | <input type="checkbox"/> 台所では、油や調理くずは流さないようにし、食器の汚れ等は紙で拭き取ってから洗う等、水を汚さないよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 洗剤やシャンプーなどは、使い過ぎず適量を守るよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 公共下水道接続または合併処理浄化槽の設置・維持管理により生活排水の適正処理に努める。 |
| 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 保有車両の自動車騒音発生に配慮した運転を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 相隣関係を豊かにし、生活騒音等でお互いに迷惑をかけないように配慮する。 |
| 化学物質 | <input type="checkbox"/> 化学物質に関する正しい知識の習得、環境に配慮した商品・サービスの選択による日常生活から排出される化学物質の削減に努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の事業者の行うリスクコミュニケーションへの参加、リスク削減に向けた協働に努める。 |

| | |
|----------|--|
| 環境衛生 | <ul style="list-style-type: none"> □ペットを飼う際は、予防注射や放し飼いをしないなどの適正な飼養を心掛ける。 □自己所有の空き地、墓地等は手入れをきちんとし、ハブ・スズメバチ・その他そ族昆虫などが発生しないよう努める。 |
| 快適な都市環境 | <ul style="list-style-type: none"> □出かける際には、公共交通機関を利用し、パークアンドライドを利用するよう心掛ける。 □市が行う自動車交通対策への協力を努める。 □他の利用者が快適に公園を利用できるようマナーを守るとともに、市と協力して公園の植栽管理やごみ拾いの活動に参加するよう努める。 □地域の美化活動への積極的な参加を心掛ける。 □生垣や壁面緑化などで緑を増やすよう心掛ける。 □良好な街並みを形成するための景観まちづくり活動への参加を心掛ける。 □地区計画や景観計画の遵守に努める。 □身近な公園の管理運営活動や緑の愛護活動への参加を心掛ける。 □街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動への協力を心掛ける。 □緑の保全や公園緑地の整備に関する各種計画づくりへの参画を心掛ける。 □市内の歴史文化的遺産についての理解を深め、その保全・活用への協力を心掛ける。 □地域の伝統行事や文化活動に積極的に参加する。 |
| 基本目標3 | 循環型社会の構築 |
| 資源の有効利用 | <ul style="list-style-type: none"> □買い物袋を持参し、過剰包装やポリ袋の使用の削減に努める。 □商品を購入する際、無駄なものの購入は控え、できるだけ長期にわたって使用できる商品を選択するよう心掛ける。 □紙コップ等の使い捨て商品の使用を控え、再生品や詰め替え製品を優先的に使用するよう努める。 □生ごみはよく水を切るかコンポスト化すること等により、ごみの減量化に努める。 □空き缶、空き瓶、牛乳パック、古紙、古布、乾電池等は適正に分別し、資源の有効利用に努める。 □地域での資源集団回収等、リユース・リサイクル活動に積極的に参加するよう努める。 |
| 廃棄物の適正処理 | <ul style="list-style-type: none"> □ごみはきちんと分別してごみ箱に捨てるようにし、みだりに捨てない。 □野外活動等で出たごみは投棄せず持ち帰る。 □不法投棄をしない、させない環境づくりのため、不法投棄を発見したら市へ通報する。 |
| グリーン購入 | <ul style="list-style-type: none"> □買い物をする前にまずその必要性を十分に考える。 □買い物をする際は、価格・機能・デザインなどの他、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入する。 □事業者の環境活動に関心を持ち、環境負荷の低減に努めている事業者から製品やサービスを購入するよう努める。 |

| | |
|------------------|--|
| エネルギー | <ul style="list-style-type: none"> □電気、水道、ガス等の使用量の削減に努める。 □住宅建築時には、断熱材や複層ガラスなどによる高い断熱性の確保や太陽光を取り入れる設計など、環境共生型の住宅づくりを検討する。 □太陽光発電システムや太陽熱温水器等の導入による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 □省エネルギー型の電気製品、ガス器具等を選択するよう心掛ける。 □冷暖房機器は適温（冷房時 28℃、暖房時 20℃）に設定するよう心掛ける。 □誰もいない部屋の消灯や使用していない家電製品の電源オフ、長期間使用しない家電製品の電源プラグを抜くなど、電力消費量の抑制を心掛ける。 |
| 基本目標4 地球環境の保全 | |
| 地球温暖化 | <ul style="list-style-type: none"> □地球温暖化対策に関する計画の策定に協力する。 □環境家計簿を導入し、日常生活における身近なエコ活動を積極的に実践する。 □温室効果ガスの吸収作用やヒートアイランド対策の視点から、庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心掛ける。 |
| 地球規模の環境問題 | <ul style="list-style-type: none"> □オゾン層の保護、酸性雨の防止等の地球環境問題への知識を深め、日常生活を送る上で地球環境への配慮を心掛ける。 □ノンフロン製品を選んで購入し、不要になったフロン使用製品は法律に従って適正に処理し、フロン類の回収を必ず実施する。 |
| 基本目標5 協働・参画社会の構築 | |
| 環境教育・環境学習 | <ul style="list-style-type: none"> □1人ひとりが身近な環境や歴史・文化、環境問題に対し関心を持ち、学ぶよう心掛ける。 □子どもから大人まで環境教育や環境学習の場に積極的に参加し、環境問題についての理解を心掛ける。 □緑地の保全・再生・育成・管理に関する活動への参加を心掛ける。 □樹林地や農地、川等の身近な自然の観察活動や保全活動への積極的な参加を心掛ける。 □身近な環境や環境問題について学んだことや考えたことについて家庭や地域、学校等で積極的に話し合い、お互い学びあうよう心掛ける。 |
| 自発的な活動 | <ul style="list-style-type: none"> □環境に配慮したライフスタイルを実践するとともに、地域の様々な活動への積極的な参加を心掛ける。 □地域コミュニティなどにおける身近な環境美化、緑化、資源集団回収などへの参加を心掛ける。 □関心のあるテーマの環境保全の活動や団体への積極的な参加を心掛ける。 |
| 協働 | <ul style="list-style-type: none"> □様々な媒体を通じて環境に関する情報を積極的に収集するとともに、市の環境施策についての理解、協力を心掛ける。 |

(2)事業者の行動指針

製造や販売等をはじめとする様々な事業活動は、環境へ与える影響が大きなものとなっています。

本計画で掲げる望ましい環境像「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」の実現に向け、事業者も地域社会の一員として、自らの事業活動に対し積極的に環境に配慮して取り組んでいくことが求められます。

ここでは、事業者の立場で行う環境配慮事項の例について、全ての事業活動に共通する行動と事業分野ごとの行動に分けて示します。

【全ての事業活動に共通する主な行動指針】

| 基本目標1 人と自然との共生 | |
|------------------|---|
| 水循環 | <input type="checkbox"/> 水源地域への植林活動に参加する。 <input type="checkbox"/> 工場・建物内に雨水・再生水利用システムの導入を努める。 <input type="checkbox"/> 事業の実施に当たっては、水源地や河川の保全に配慮する。 |
| 生物多様性 | <input type="checkbox"/> 開発等を行う際は、自然環境及び野生動植物の生育・生息環境への配慮を徹底する。 <input type="checkbox"/> 森林の保全・再生、河川や海の美化活動に努める。 <input type="checkbox"/> 開発等を行う際は、公園・緑地を設けるよう努める。 |
| 自然とのふれあい | <input type="checkbox"/> 川辺のクリーン活動などへの積極的な参加を心掛ける。 |
| 基本目標2 良好な生活環境の保全 | |
| 大気・悪臭 | <input type="checkbox"/> 法律や条例に基づく届け出を行い、大気汚染の排出基準を守る。 <input type="checkbox"/> 有害化学物質の適正な自主管理を行い、使用量削減や管理徹底に努める。 <input type="checkbox"/> 自動車の導入・入替時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 <input type="checkbox"/> 近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組みを整備し、紛争が生じたときには、誠意をもってその解決に努める。 <input type="checkbox"/> 法律や条例に基づく届け出を行い、悪臭の防止に努める。 |
| 水質・土壌 | <input type="checkbox"/> 法律や条例に基づく届け出を行い、水質汚濁物質の排出基準を守る。 <input type="checkbox"/> 近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組みを整備し、紛争が生じたときには、誠意をもってその解決に努める。 |
| 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 法律や条例に基づく届け出を行い、騒音・振動の防止に努める。 <input type="checkbox"/> 近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組みを整備し、紛争が生じたときには、誠意をもってその解決に努める。 |
| 化学物質 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場で取り扱う化学物質は適正に管理・使用し、環境中への排出をできるだけ軽減するよう努める。 <input type="checkbox"/> 周辺住民に対し、工場・事業場で取り扱う化学物質のリスクに関する情報を公開し、リスクコミュニケーションに努める。 <input type="checkbox"/> 近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組みを整備し、紛争が生じたときには、誠意をもってその解決に努める。 |
| 環境衛生 | <input type="checkbox"/> 自己所有の空き地、墓地等は手入れをきちんとし、ハブ・スズメバチ・その他そ族昆虫などが発生しないよう努める。 |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>快適な都市環境</p> | <ul style="list-style-type: none"> □大規模開発時には環境アセスメントを行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 □交通混雑緩和のため、時差通勤、カーシェアリングを推進する。 □従業員のマイカー通勤や業務用車両による通勤を自粛し、公共交通機関や自転車などの利用を推進する。 □市が行う自動車交通対策への協力を努める。 □保全緑地の維持活動への参加など、市が実施する緑化推進への積極的な参加に努める。 □工場や事業場の敷地や建物は、周辺環境との調和を図り、敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。 □工場や事業場の外観や広告物に配慮し、地域の景観と調和するよう努める。 □地区計画や景観計画の遵守に努める。 □事業計画の策定や事業の実施に当たっては、歴史文化的遺産等との調和に配慮する。 |
| <p>基本目標3 循環型社会の構築</p> | |
| <p>資源の有効利用</p> | <ul style="list-style-type: none"> □廃棄物の発生抑制、循環資源の再使用・再生利用に努める。 □生ごみ、空缶、空き瓶、ペットボトルなどの分別排出を徹底する。 □不要となった事務機器などの再使用に努める。 □使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛し、長期間使用できる製品やリサイクルが容易な製品など、環境への負荷が少ない製品の製造・販売・利用に努める。 □事業所におけるゼロ・エミッションへの取組を推進する。 |
| <p>廃棄物の適正処理</p> | <ul style="list-style-type: none"> □事業系廃棄物は排出者責任の原則により適正に処理する。 |
| <p>グリーン購入</p> | <ul style="list-style-type: none"> □製品やサービスを調達する前にまずその必要性を十分に考える。 □価格・機能・デザインなどの他、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入する。 □環境負荷の少ない製品やサービスの開発と普及に努める。 |
| <p>エネルギー</p> | <ul style="list-style-type: none"> □省エネルギー型の生産設備や生産工程の導入など、エネルギーの効率的な利用に努める。 □太陽光、風力等による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 □工場排熱の利用やコージェネレーションシステムの導入に努める。 □クールビズ、ウォームビズを実践し、空調は適温（冷房時 28℃、暖房時 20℃）に設定するよう心掛ける。 □無駄な照明の消灯、OA 機器の効率的な利用を心掛ける。 □建物の断熱性の向上や長寿命化に努める。 |
| <p>基本目標4 地球環境の保全</p> | |
| <p>地球温暖化</p> | <ul style="list-style-type: none"> □地球温暖化対策に関する計画の策定に協力する。 □ISO14001 認証または、環境省「エコアクション 21」等の環境マネジメントシステムの導入及び推進による組織的な環境改善に努める。 □温室効果ガスの発生を抑えるための低炭素型ビジネススタイルの実践を心掛ける。 |
| <p>地球規模の環境問題</p> | <ul style="list-style-type: none"> □フロン使用製品を廃棄するときは、法律に従って適正に処理する。 □硫酸化合物や窒素化合物の排出の抑制に努める。 |

| 基本目標5 協働・参画社会の構築 | |
|------------------|--|
| 環境教育・環境学習 | <input type="checkbox"/> 社内での環境教育・学習を実施し、環境保全に対する意識向上と普及啓発に努める。 <input type="checkbox"/> 事業所の取組を活かした施設見学会等の環境保全活動の機会づくりに努める。 <input type="checkbox"/> 地域との連携を図りながら、工場や事業所敷地内などでのビオトープづくりに努める。 |
| 自発的な活動 | <input type="checkbox"/> ISO14001 認証または、環境省「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムの導入及び推進による組織的な環境改善に努める。 |
| 協働 | <input type="checkbox"/> 地域の美化活動や環境保全活動等に積極的に参加するとともに、その活動の支援に努める。 <input type="checkbox"/> 社員の環境保全活動等への取組を推奨し、積極的に活動する社員の支援・評価に努める。 <input type="checkbox"/> 事業所の環境保全に関する取組を公開し、積極的に環境情報の発信を行う。 |

【事業分野ごとの主な行動指針】

| 農業 | |
|-----------|--|
| 環境保全型農水産業 | <input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料をできるだけ使用しない環境保全型農業に取り組む。 |
| 水質・土壌 | <input type="checkbox"/> 農地の赤土等が水域へ流出しないよう、防止対策に努める。 |
| 廃棄物の適正処理 | <input type="checkbox"/> 環境に配慮した資材・機材の使用や農業廃棄物の適正処理に努める。 |
| 建設業 | |
| 生物多様性 | <input type="checkbox"/> 樹林地等の保全に配慮し、動植物の生育・生息環境への影響を最小限にとどめるよう努める。 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した工法を積極的に採用するよう努める。 |
| 大気・悪臭 | <input type="checkbox"/> 建設機械や工事用車両による大気汚染等、周辺環境に影響を与えないよう努める。 |
| 水質・土壌 | <input type="checkbox"/> 開発時に赤土等が水域へ流出しないよう、防止対策に努める。 |
| 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 建設機械や工事用車両による騒音、振動等、周辺環境に影響を与えないよう努める。 |
| 化学物質 | <input type="checkbox"/> シックハウスの原因となる化学物質を多く含むものは使用しないよう努める。 |
| 快適な都市環境 | <input type="checkbox"/> 大規模開発時には環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 |
| 資源の有効利用 | <input type="checkbox"/> 建設廃材や残土は、減量化、再利用、適正処理に努める。 |
| グリーン購入 | <input type="checkbox"/> 建設資材は、再生品や再利用可能な物を使用するよう努める。 |

| | |
|------------|--|
| 製造業 | |
| 水質・土壌 | <input type="checkbox"/> 製造工程における汚染物質の排出抑制、水質汚濁の防止に努める。 |
| 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 製造工程における騒音・振動の防止に努める。 |
| グリーン購入 | <input type="checkbox"/> 製品の長寿命化や再使用容器への転換など環境負荷の少ない製品の開発と生産に努める。 |
| 資源の有効利用 | <input type="checkbox"/> 製造工程の省エネルギー、原材料の減量化、冷却水の循環利用、資材の再使用、再生利用が可能な資材の活用に努める。 |
| 運輸業 | |
| 資源の有効利用 | <input type="checkbox"/> 梱包材に使用する資材の発生抑制、再利用、再生利用に努める。 |
| エネルギー | <input type="checkbox"/> 業務用車両には、天然ガス自動車や最新規制適合車への代替など、低公害、低燃費車両の導入に努める。 |
| 地球温暖化 | <input type="checkbox"/> 共同集荷、共同配送システムなどによる物流の合理化・効率化を図る。 <input type="checkbox"/> アイドリングストップの実施などエコドライブに努める。 |
| 卸売・小売業・飲食店 | |
| 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 深夜営業の騒音削減に努める。 |
| 快適な都市環境 | <input type="checkbox"/> 看板、広告塔等の設置の際は、周辺の景観と調和するよう努める。 <input type="checkbox"/> 過度な夜間照明と漏れ光を控え、光害の防止と良好な住環境の形成に努める。 |
| 資源の有効利用 | <input type="checkbox"/> 包装の簡素化やレジ袋の提供自粛などに努める。 <input type="checkbox"/> トレーや牛乳パック等の回収ボックスを設置するなど、資源循環の取組に努める。 <input type="checkbox"/> 食品廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用を進める。 <input type="checkbox"/> 店舗で発生する資源の分別排出と回収に取り組む。 |
| グリーン購入 | <input type="checkbox"/> 再生品やエコマーク製品など環境負荷の少ない製品の利用に努める。 |
| その他 | |
| 化学物質 | <input type="checkbox"/> 事業場で使用する化学物質を適正に管理・処理するよう努める。 <input type="checkbox"/> 油類や有害物質等が地下浸透しないよう心掛ける。 |
| 快適な環境都市 | <input type="checkbox"/> 看板、広告塔等の設置の際は、周辺の景観と調和するよう努める。 |
| グリーン購入 | <input type="checkbox"/> 宣伝用のチラシやパンフレット等は、再生紙の利用に努める。 |

(3)来訪者の行動指針

観光や国際交流、活発な事業活動が展開されている本市では、観光旅行や帰省、通勤・通学で一時的に滞在する来訪者による環境への負荷の集積も問題となります。望ましい環境像「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」の実現のためには、来訪者1人ひとりの環境保全への取組が求められます。

ここでは、来訪者の立場で行う環境配慮事項の例について、「5つの基本目標」ごとに示します。

【来訪者の主な行動指針】

| 基本目標1 人と自然との共生 | |
|------------------|---|
| 水循環 | <input type="checkbox"/> 水源地域への植林活動に参加する。 <input type="checkbox"/> 節水に心掛ける。 |
| 生物多様性 | <input type="checkbox"/> 自然を守るボランティア行事への参加を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 生き物に対する理解を深め、その生息・生育環境を大切にする。 |
| 自然とのふれあい | <input type="checkbox"/> ごみは投棄等せずに持ち帰る。 <input type="checkbox"/> 野生生物の生息地付近で活動する場合は、フィールドマナーを守る。 |
| 基本目標2 良好な生活環境の保全 | |
| 大気・悪臭 | <input type="checkbox"/> 自動車の排出ガスを減らすために、移動の際、できるだけ公共交通機関や自転車等を利用するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 |
| 水質 | <input type="checkbox"/> 野外活動においては調理油や洗剤などの雑排水は直接川に流さず、川の水を汚さないよう心掛ける。 |
| 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 運転騒音等で迷惑をかけないよう配慮する。 |
| 快適な都市環境 | <input type="checkbox"/> 市が行う自動車交通対策への協力を努める。 <input type="checkbox"/> 地域の美化活動への参加を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動への協力を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 緑の保全や公園緑地の整備に関する各種計画づくりへの参画を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 市内の歴史文化的遺産についての理解を深め、その保全・活用への協力を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 地域の伝統行事や文化活動への参加を心掛ける。 |
| 基本目標3 循環型社会の構築 | |
| 資源の有効利用 | <input type="checkbox"/> 買い物袋を持参し、過剰包装やポリ袋の使用の削減に努める。 <input type="checkbox"/> リサイクル製品を積極的に購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 紙コップ等の使い捨て商品の使用を控え、再生品や詰め替え製品を優先的に使用するよう努める。 |
| 廃棄物の適正処理 | <input type="checkbox"/> 野外活動等で出たごみは投棄等せずに持ち帰る。 <input type="checkbox"/> ごみはきちんと分別してごみ箱に捨てるようにし、みだりに捨てない。 |
| グリーン購入 | <input type="checkbox"/> 商品を購入する際、環境への負荷の少ない商品を購入するよう努める。 <input type="checkbox"/> グリーン購入に努め、環境に配慮した商品・サービスを扱う事業者を積極的に支援するよう努める。 |

| | |
|-------------------------|---|
| エネルギー | <input type="checkbox"/> 電気、水道、ガス等の使用量の削減に努める。 <input type="checkbox"/> 冷暖房機器は適温（冷房時 28℃、暖房時 20℃）に設定するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 誰もいない部屋の消灯や使用していない家電製品の電源オフなど、電力消費量の抑制を心掛ける。 |
| 基本目標4 地球環境の保全 | |
| 地球温暖化 | <input type="checkbox"/> 身近なエコ活動を積極的に実践する。 |
| 地球規模の環境問題 | <input type="checkbox"/> オゾン層の保護、酸性雨の防止等の地球環境問題への知識を深め、日常生活を送る上で地球環境への配慮を心掛ける。 |
| 基本目標5 協働・参画社会の構築 | |
| 環境教育・環境学習 | <input type="checkbox"/> 環境教育や環境学習の場に積極的に参加し、環境問題についての理解を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 川辺のクリーン活動や自然観察会等への参加を心掛ける。 |
| 自発的な活動 | <input type="checkbox"/> 環境に配慮したライフスタイルを実践するとともに、地域の様々な活動への積極的な参加を心掛ける。 |
| 協働 | <input type="checkbox"/> 市の環境施策についての理解、協力を心掛ける。 |

(4)市の行動指針

市は、浦添市環境基本条例に規定する環境政策の理念と基本方針に基づき、望ましい環境像「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」の実現に向けて本計画で掲げる施策の推進に取り組みます。

また、市は自らも1事業者であることから、省エネルギーや廃棄物の削減、自然環境の保全など、率先して環境負荷の低減に取り組む必要があります。

市の立場で行う環境配慮事項について、「5つの基本目標」ごとに示します。

【市の主な行動指針】

| 基本目標1 人と自然との共生 | |
|------------------|--|
| 水循環 | <input type="checkbox"/> 事業者に対し、雨水の積極的利用、地下浸透の指導に努める。 <input type="checkbox"/> 事業の実施に当たっては、水源地や河川の保全に配慮する。 <input type="checkbox"/> 工場・建物内に雨水・再生水利用システムの導入を努める。 |
| 生物多様性 | <input type="checkbox"/> 緑化の際には、できるだけ郷土種を利用する等、生物多様性に配慮する。 <input type="checkbox"/> 開発等を行う際は、自然環境及び野生動植物の生育・生息環境への配慮を徹底する。 |
| 環境保全型 農水産業 | <input type="checkbox"/> 農地の保全に取り組み、市民農園の推進に努める。 <input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料をできるだけ使用しない環境保全型農業の推進に努める。 |
| 自然との ふれあい | <input type="checkbox"/> 森・川・海辺の自然空間の保全と育成を推進する。 |
| 基本目標2 良好な生活環境の保全 | |
| 大気・悪臭 | <input type="checkbox"/> 自動車の導入・入替時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場に対して、化学物質の適正管理を徹底させ、リスクコミュニケーションに努めるよう呼びかける。 <input type="checkbox"/> 公用車の駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 |
| 水質・土壌 | <input type="checkbox"/> 生活排水や事業所排水による水質汚濁防止等の啓発・指導に努める。 <input type="checkbox"/> 市役所内や公共施設において、雑排水を適正に処理する。 <input type="checkbox"/> 開発事業等で赤土等の土壌が水域へ流出しないよう、防止対策に努める。 |
| 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 公用車の運転時には静かな運転を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 事業所における騒音・振動発生防止の啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 近隣騒音発生防止のための意識啓発を行う。 <input type="checkbox"/> 深夜営業騒音に対する改善指導を行う。 |
| 化学物質 | <input type="checkbox"/> 公園や緑地等の維持管理のための農薬等の薬剤の使用をできるかぎり削減し、より安全な代替手法の導入を検討する。 <input type="checkbox"/> 公共事業で取り扱う化学物質のリスクに関する情報を公開し、リスクコミュニケーションに努める。 |
| 環境衛生 | <input type="checkbox"/> 狂犬病予防注射や放飼防止などのペットの適正飼養を指導する。 <input type="checkbox"/> 空き地、墓地等の管理指導と、ハブ・スズメバチ・その他そ族昆虫対策を推進する。 |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>快適な都市環境</p> | <ul style="list-style-type: none"> □適正な土地利用が保たれるよう、都市計画に基づく立地規制・誘導に努める。 □不法な個人墓地が乱立しないよう、監視・規制・誘導に努める。 □水道工事、下水道工事では長期使用型の資材、物品や再生品の使用に努める。 □公共施設内の設備等にユニバーサルデザインを採用する。 □大規模な公共事業では環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 □公務における移動は、できるだけモノレール等の公共交通機関などを利用する。 □マイカー通勤からバス・自転車・徒歩通勤への切り替えを推進する。 □市民や事業所と連携して、保全緑地の維持やオープンスペースの確保、都市緑化を推進する。 □関係法令や都市計画法を順守し、自然の緑や水辺等を保全する。 □自然や生き物とのふれあいの場の整備に努める。 □施設の敷地内の緑化や、屋上緑化、壁面緑化などで緑を増やすよう心掛ける。 □建築物の建設の際、周辺環境や都市景観に配慮し、良好な街並み形成に努める。 □地区計画や景観計画への継続的な取組を推進する。 |
| <p>基本目標3 循環型社会の構築</p> | |
| <p>資源の有効利用</p> | <ul style="list-style-type: none"> □土木工事や建築物の解体時には、大量の建設廃棄物が発生することから、設計段階より建設廃棄物の発生抑制を考慮した計画の策定、再利用の促進に努める。 □不要となった備品等の再利用に努める。 □ごみの分別排出を徹底し、空き缶、空き瓶、古紙、古布、乾電池等の資源の有効利用に努める。 □生ごみの減量化を促すため、普及啓発と堆肥化容器等の購入助成制度を充実する。 |
| <p>廃棄物の適正処理</p> | <ul style="list-style-type: none"> □環境負荷の低減に寄与するため、安定かつ効率的な廃棄物の適正処理を推進する。 □不法投棄をしない、させない環境づくりのため、監視パトロールの実施、県、警察等関係機関との連携、ホームページ等による普及啓発、クリーン指導員を活用した不法投棄対策を推進する。 |
| <p>グリーン購入</p> | <ul style="list-style-type: none"> □既存物品等の活用や他部署における余剰物品の有効活用により、調達総量の抑制に努めます。 □物品購入の際には、物品のライフサイクル全般にわたり環境に配慮された製品を選択します。 □工事等の設計や施工に際しては、可能な限り環境への負荷軽減に配慮した工法・資材等の選択に努めます。 □浦添市特定調達品目数を増やし、優先購入を推進します。 □浦添市特定調達品目や、環境に配慮した製品に関する情報発信等を推進します。 |

| | |
|-------------------------|--|
| エネルギー | <input type="checkbox"/> 建築物は、設計・施工段階から節水や省エネルギー対策等の環境配慮を行い、その使用に当たって環境負荷の軽減を行う。 <input type="checkbox"/> 冷暖房機器は適温（冷房時 28℃、暖房時 20℃）に設定するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 公共施設での、太陽光発電システムや太陽熱温水器等の導入に努める。 <input type="checkbox"/> 無駄な照明の消灯、OA 機器の効率的な利用を心掛ける。 |
| 基本目標4 地球環境の保全 | |
| 地球温暖化 | <input type="checkbox"/> 地球温暖化対策に関する計画の策定に努める。 <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムの推進による組織的な環境改善に努める。 <input type="checkbox"/> 行政の率先的な取り組みとして、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減に積極的に取り組む。 <input type="checkbox"/> 開発指導の際には、地球環境の保全やヒートアイランド防止等の視点を取り入れる。 <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの吸収作用やヒートアイランド対策の視点から、施設の敷地内の緑化や、屋上緑化、壁面緑化などで緑を増やすよう心掛ける。 |
| 地球規模の環境問題 | <input type="checkbox"/> フロン使用製品を廃棄するときは、法律に従って適正に処理する。 <input type="checkbox"/> 硫酸化物や窒素酸化物の排出の抑制に努める。 |
| 基本目標5 協働・参画社会の構築 | |
| 環境教育・環境学習 | <input type="checkbox"/> 職員の研修会・講習会等の機会を通じて、職員の環境保全、省エネルギー等の意識の普及啓発に努める。 <input type="checkbox"/> 市民等を対象とした各種講座で、環境をテーマとした企画の実施に努める。 <input type="checkbox"/> 小学校・中学校・高校等における環境教育の推進に努める。 <input type="checkbox"/> 地域との連携を図りながら、学校や公共施設及び事業所敷地内などでのピクトープづくりに努める。 |
| 自発的な活動 | <input type="checkbox"/> 環境マネジメントシステムの推進による組織的な環境改善に努める。 <input type="checkbox"/> 環境にやさしいライフスタイルの普及啓発を推進する。 <input type="checkbox"/> 市民の自発的なリサイクル活動や環境保全活動を促す。 <input type="checkbox"/> 清掃活動等の地域活動を促進し、環境配慮の普及啓発に努める。 |
| 協働 | <input type="checkbox"/> 県や近隣市町村等との広域的な連携に努める。 <input type="checkbox"/> 広報誌等で、環境保全、省エネルギー等に関する情報発信と普及啓発に努める。 |

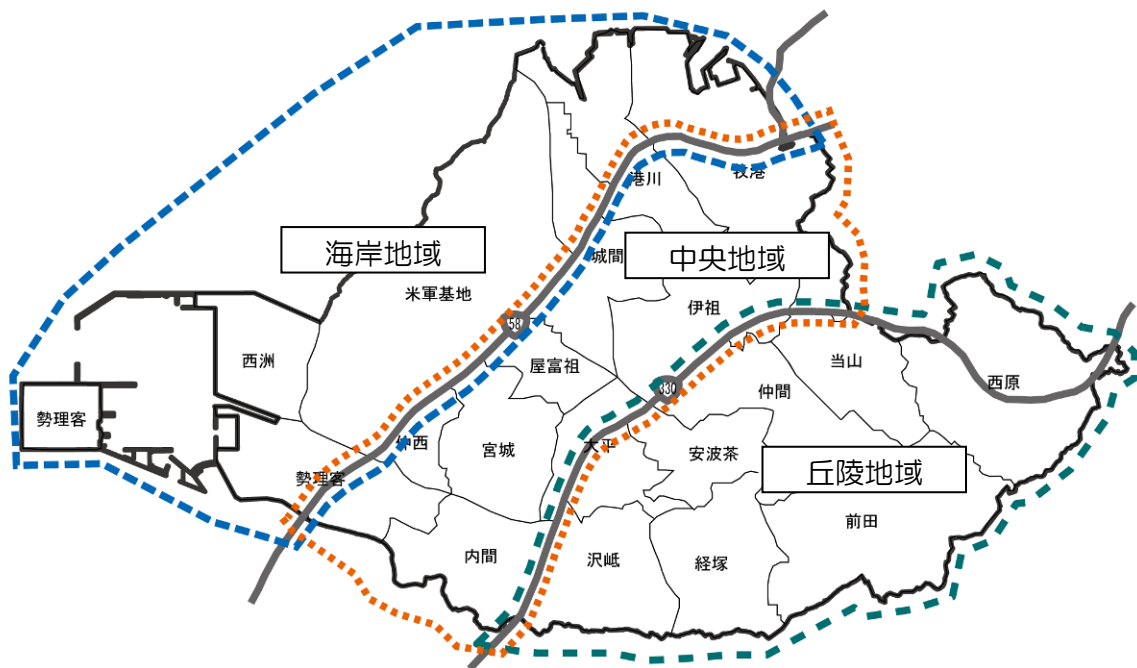
5-3 地域別行動指針

(1) 地域区分の考え方

地域別行動指針は、本計画の望ましい環境像「豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添」を達成するため、地域の身近な環境課題を解決し、より良い環境の確保のために実践する、各主体共通の環境行動指針です。

地域区分については、生活環境、自然環境、都市構成の視点から整理し、自然的・社会的条件が共通する地域として、図に示す海岸地域、中央地域、丘陵地域の3地域に区分します。なお、本計画では3つの地域区分で行動指針を整理していますが、実際には明確な境界線によって各地域が区分されるのではなく、それぞれの境界域は重なり合ったものと捉えます。

図 5-1 地域区分図



(2)地域別行動指針

1)海岸地域

①海岸地域の地域特性と現状

◆社会特性

- 海岸と国道58号に囲まれた地域で、地域の北側の牧港、港川、城間の海岸沿いには電力会社等をはじめとする産業が立地し、地域の中央には米軍施設の牧港補給基地があり、地域の南側の西洲、勢理客には港湾を中心とした流通業務地区があります。
- 国道58号はきわめて多くの自動車が往来し、西洲・勢理客地域内の道路にも大量の自動車が流入しています。
- 埋め立て事業と西海岸道路の整備が進められています。
- 環境の保全上重要な施設として、牧港に火力発電所、浦添宜野湾漁港、西洲・伊奈武瀬に浦添市クリーンセンター・リサイクルプラザ（ごみ処理施設）、那覇港湾浦添埠頭が立地しています。また同地区は物流拠点でもあるため多くの大型車両が往来しています。
- この他に「いなんせ斎苑」、「浦添市産業振興センター・結の街」、「国立劇場おきなわ」、「港川共同調理場」があります。

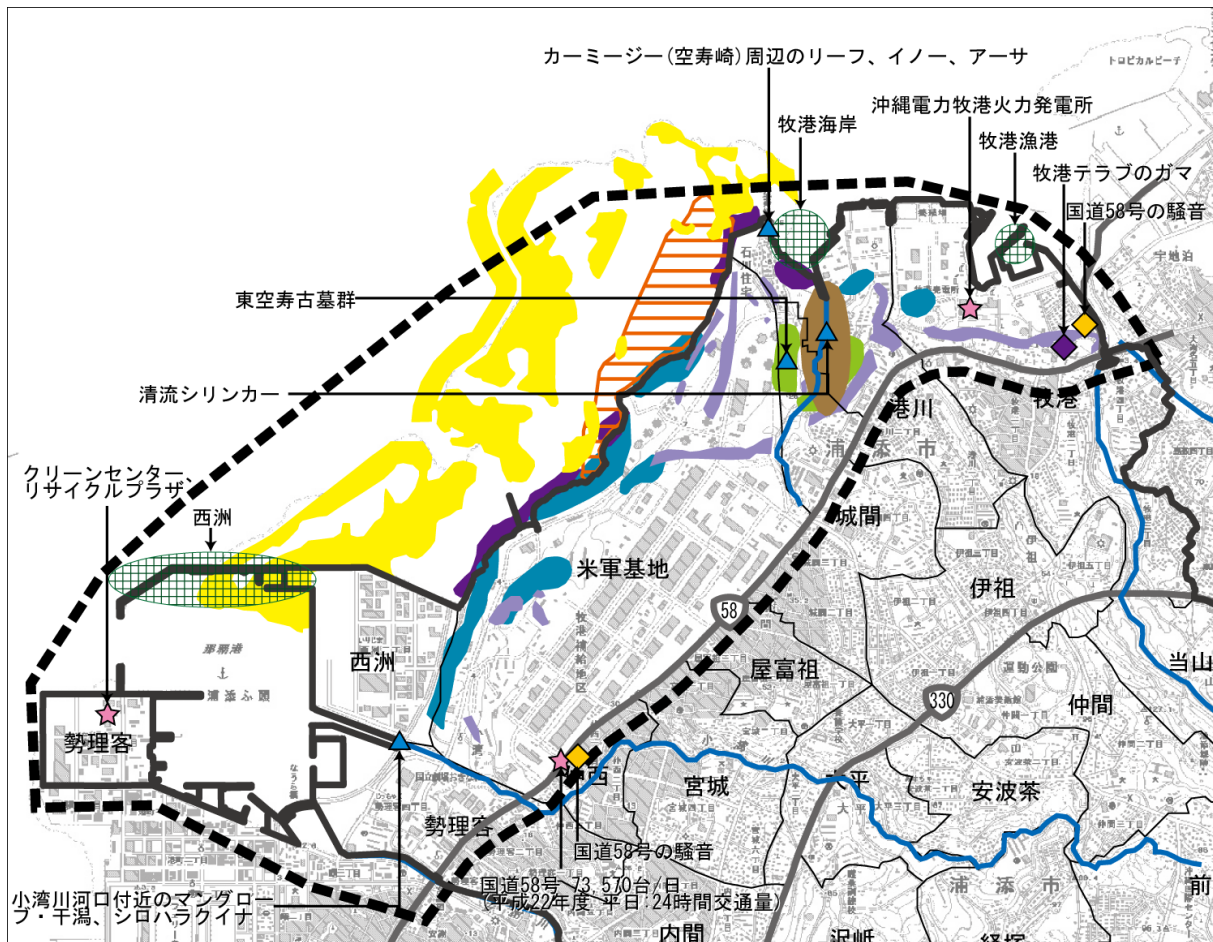
◆自然特性（地形、植生、生物多様性）

- 海岸地域の地形は、海岸沿いに海岸低地が広がっており、シリン川周辺は段丘面や石灰岩堤によって形成されています。
- 植生は、海岸沿いに海岸植生、ススキ草地が分布し、シリン川周辺はナガミボチョウジークスノハカエデ群落が分布しています。
- 港川地先には、干潟とサンゴ礁に囲まれた礁池（イノー）が広がっており、海域生態系を形成しています。空寿崎のカーミージー周辺は、市民に古くから親しまれる自然海岸で、近年は地元自治会・学校の環境学習の場として活用されています。
- シリン川、小湾川沿いには樹林地が広がっており、ポットホールなどの自然景観資源が見られます。

◆土地利用

- 港川、牧港、城間の大半は工業系の土地利用で、住居系は国道58号の西側の地区と空寿崎周辺に見られます。国道58号沿いは広域的な商業施設が立地しています。
- 地域の中心部は軍用地となっており、基地返還後には新都市形成ゾーンとして、リゾート・レクリエーションや新たな都市機能を持つ地域への開発が予定されています。
- 勢理客、西洲では工業・業務を中心とする土地利用が見られます。また、今後は港川地先一体を長期保養のできるリゾート・レクリエーションゾーンとして位置づけられています。

■海岸地域の環境特性図



| 凡例 | | | | | | | | |
|-------|--------|----------|-------------------|--------------|--------------|-------------|---|--|
| 行政区界 | — | 植生 | ナガミボチヨウジクスノハカエデ群落 | ■ | 安心して健康で快適な都市 | 公害地点 | ◆ | |
| 地域界 | - - - | | 海岸植生 | ■ | 眺望地点 | 文化財 | ◇ | |
| 自治会 | — | | ススキ草地 | ■ | | 循環型社会、地球温暖化 | | |
| 国道 | 58 | | 畑地 | ■ | | | | |
| 河川 | — | | 人と自然との共生 | 自然環境地点 | ▲ | | | |
| 自然景勝地 | ポットホール | 人と自然との共生 | | 人と自然との触れ合いの場 | ■ | | | |
| | 石灰岩堤 | | | | | | | |
| | サンゴ礁 | | | | | | | |
| | 干潟 | | | | | | | |
| | | | 散策路 | ■ ■ ■ | | | | |

注) 対象地域には、畑地、散策路、眺望地点は存在しない。

②海岸地域の環境特性と課題

◆人と自然との共生

- 港川地先の礁池（イノー）、シリン川、小湾川沿いで見られる樹林地など、都市の中に残された自然環境の保全を推進し、うるおいある環境づくりが求められます。
- 港川地先の埋立等の開発の際には、周辺環境の改変等に留意し、海や河川の生物多様性を保全していく必要があります。

◆良好な生活環境の保全

- 火力発電所やごみ処理施設は環境の保全上重要な施設で、大気汚染の防止を始めとして公害の防止と環境負荷の低減に引き続き取り組む必要があります。
- 牧港自動車排ガス測定局における大気汚染状況は、二酸化窒素・浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成しています。国道58号は自動車交通が多く、勢理客や西洲の商業地域内は大型車両も多く往来していることから、自動車排気ガスと騒音の対策が必要です。
- 港川海岸の水質は、平成23年度現在COD値は1.8mg/lとなっており、近年悪化傾向にあります。

◆循環型社会の構築

- 浦添市クリーンセンター・リサイクルプラザは市域全体の4Rを引き続き推進し循環型社会を実現するため、ますます重要な役割を担う浦添市のごみ処理とリサイクルの拠点となります。
- 事業活動から発生する廃棄物の4Rを推進し、環境負荷を最小限に抑える取組が必要です。
- 工業が集積する海岸地域では、大量のエネルギーを消費しています。産業活動に伴う再生可能エネルギーの利用等によるエネルギー消費の抑制等が必要です。

◆地球環境の保全

- 温室効果ガスの削減を図る為、日常生活、産業活動における低炭素型ライフスタイル（ビジネススタイル）を推進する必要があります。

◆協働・参画社会の構築

- 水辺・海辺を生かした環境教育・環境学習の場の提供が得られるよう各主体との連携が必要です。
- リサイクルプラザを拠点とした環境にやさしいライフスタイルの提案など、環境保全活動を推進するための体制整備が必要です。

③海岸地域のめざす環境像

環境に配慮して産業活動を行い、
サンゴ、イノー、リーフ等の貴重な自然の保全を推進する地域

海に面し、工業、水産業が集積している海岸地域は、サンゴ、イノー、リーフ等の自然の状態に残された海岸があり、人と自然がふれあうレクリエーション地としての役割を担っています。今後は、港川地先の埋立等や軍用地の跡地利用による大規模な開発が予定されており、貴重な自然環境の保全に配慮した開発、産業活動を行っていきます。

④取組方向

- カーミージーやシリン川等の都市の中に残された自然環境の保全を推進し、人と自然とがふれあえる親しみやすい水辺・海辺の創出を図ります。また、港川地先の土地開発では、自然環境に配慮した開発を推進します。
- 大気汚染の対策や、海域の水質に影響を及ぼす事業所排水や生活排水の処理対策を推進します。
- 産業活動における廃棄物の4Rを推進します。
- 温室効果ガス等の環境負荷を低減し、地球環境にやさしいライフスタイルや事業活動を推進します。
- 水辺・海辺をはじめとする地域資源を活かした環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の促進を図ります。

⑤海岸地域の行動指針

| 基本目標1 人と自然との共生 | |
|------------------|--|
| 水循環 | <input type="checkbox"/> 樹林地の水源涵養機能の向上をめざし、樹林の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます等の設置や敷地内緑化、透水性舗装の整備により雨水をできるだけ地下に浸透させるよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場による雨水の活用等、節水に心掛ける。 |
| 生物多様性 | <input type="checkbox"/> 海岸やシリン川等において、開発等を行う際は自然環境及び野生動植物の生育・生息環境への配慮を徹底する。 <input type="checkbox"/> 海域生態系の保全に努める。 |
| 環境保全型 農 水 産 業 | <input type="checkbox"/> 畑地等農地の保全、市民菜園等への活用に努める。 <input type="checkbox"/> 環境保全型農業に取り組み、肥料・農薬による周囲への影響に配慮し、適切に使用するよう努める。 |
| 自然との ふれあい | <input type="checkbox"/> 森・川・海辺の自然空間の保全と育成を推進する。 |
| 基本目標2 良好な生活環境の保全 | |
| 大気・悪臭 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの大気汚染を防止する。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 <input type="checkbox"/> 自動車の導入・入替時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの悪臭防止に努める。 |

| | |
|-----------------------|---|
| 水質・土壌 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの水質汚濁を防止する。 <input type="checkbox"/> 生活排水の処理対策を講じ、海、河川の水質向上に努める。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場による土壌汚染防止に努める。 <input type="checkbox"/> 開発時の影響で赤土等が流出し、自然環境への負荷が甚大なものにならないよう、赤土等流出防止対策に努める。 |
| 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 商業施設、工場・事業場からの騒音・振動等を防止する。 <input type="checkbox"/> 交通量の多い主要幹線道路の自動車騒音の改善に努める。 |
| 化学物質 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場で取り扱う化学物質の適正管理を行い、事業者、市民、行政間のリスクコミュニケーションに努める。 |
| 快適な都市環境 | <input type="checkbox"/> 大規模開発時には環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 <input type="checkbox"/> マイカー通勤を減らし、公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 <input type="checkbox"/> 建築物の建設の際、周辺環境や都市景観に配慮し、良好な街並み形成に努める。 <input type="checkbox"/> 海岸地域の地区計画及び景観地区指定への取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 学校、住宅地等の敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 街路樹や公園緑地、公共施設の緑化等の推進、市民や事業者による保全緑地の維持管理やオープンスペースの確保、都市緑化の推進に努める。 <input type="checkbox"/> 事業計画の策定や事業の実施に当たっては、歴史文化的遺産等との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> うらおそい歴史ガイドを養成し、次世代へ歴史文化の継承を行う。 <input type="checkbox"/> シリン川の樹林地に残る東空寿崎古墓群や井泉の保全に努める。 |
| 基本目標3 循環型社会の構築 | |
| 資源の有効利用 | <input type="checkbox"/> スーパー等でのマイバック持参の普及や、簡易包装の促進などレジ袋削減に向けた取組に努める。 <input type="checkbox"/> 工場等における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用に努める等ゼロ・エミッションに向けた取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 家庭系廃棄物の適正分別・回収を推進し、廃棄物の4Rに努める。 <input type="checkbox"/> リサイクルプラザを核とした市民の積極的参加による廃棄物の4Rに努める。 |
| 廃棄物の適正処理 | <input type="checkbox"/> 廃棄物は野焼きせず、適正に処理する。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の不法投棄の監視を強化し、良好な環境づくりに努める。 <input type="checkbox"/> クリーンセンターの安定的・効率的な維持管理の推進と環境負荷の低減に努める。 |
| グリーン購入 | <input type="checkbox"/> 必要性を十分に考慮し、品質や価格の他、環境のことも考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する。 |
| エネルギー | <input type="checkbox"/> 太陽光、風力、バイオマス等による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 日常生活、事業活動における省エネ、節電に努める。 <input type="checkbox"/> 工場排熱の利用やコージェネレーションシステムの導入に努める。 |

| | |
|------------------|--|
| 基本目標4 地球環境の保全 | |
| 地球温暖化 | <ul style="list-style-type: none"> □温室効果ガスの発生を抑えるための低炭素型ビジネススタイルの実践を心掛ける。 □環境家計簿を導入し、日常生活における身近なエコ活動を積極的に実践する。 □温室効果ガスの吸収作用やヒートアイランド対策の視点から、庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心掛ける。 |
| 地球規模の環境問題 | <ul style="list-style-type: none"> □フロン使用製品を廃棄するときは、法律に従って適正に処理する。 □硫酸化物や窒素酸化物の排出の抑制に努める。 |
| 基本目標5 協働・参画社会の構築 | |
| 環境教育・環境学習 | <ul style="list-style-type: none"> □公園、工場・事業場、公共施設などの地域資源を活かした市民等を対象とした各種講座で、環境をテーマとした企画の実施に努める。 □市民・事業者と連携し、地域における環境教育・環境学習の推進に努める。 □地域と連携した学校の環境教育・環境学習プログラムの充実に努める。 □地域との連携を図りながら、学校や公共施設及び事業所敷地内などでのピクトープづくりに努める。 □カーミーゼーなどを活かした環境教育・環境学習の推進に努める。 |
| 自発的な活動 | <ul style="list-style-type: none"> □地域コミュニティにおける身近な環境美化、緑化等の自発的活動に努める。 □リサイクルプラザを拠点とした環境にやさしいライフスタイルの提案など、市民の自発的なリサイクル活動や環境保全活動を促す。 |
| 協働 | <ul style="list-style-type: none"> □公共施設等を環境保全活動の場として提供し、各主体が連携・協働できる体制づくりに努める。 □各市民団体の活動拠点としてリサイクルプラザを活用し、環境保全活動を推進するための体制整備に努める。 |

2)中央地域

①中央地域の地域特性と現状

◆社会特性

- 地域の北側に伊祖城跡があり、また中頭方西海道・普天間参詣道や牧港川沿いには多数の文化財が分布しています。
- 国道沿いには広域的な商業施設が立地し、市街地内の道路沿いには小売・飲食店、オフィスビルが立地しています。
- 主要道路から内側は市街地が広がっており、地域全体が人口集中地区（DID）となっています。
- 牧港地域は古くから商業地域として栄え、清涼飲料水工場の他、小規模工場・事業所が多く立地しています。
- 国道 58・330 号はきわめて多くの自動車が往来し、市街地内の道路にも大量の自動車が流入しています。
- 小学校が6校、中学校が3校、高等学校が2校と教育機関が多く立地し、また総合病院等の大規模医療施設もあります。

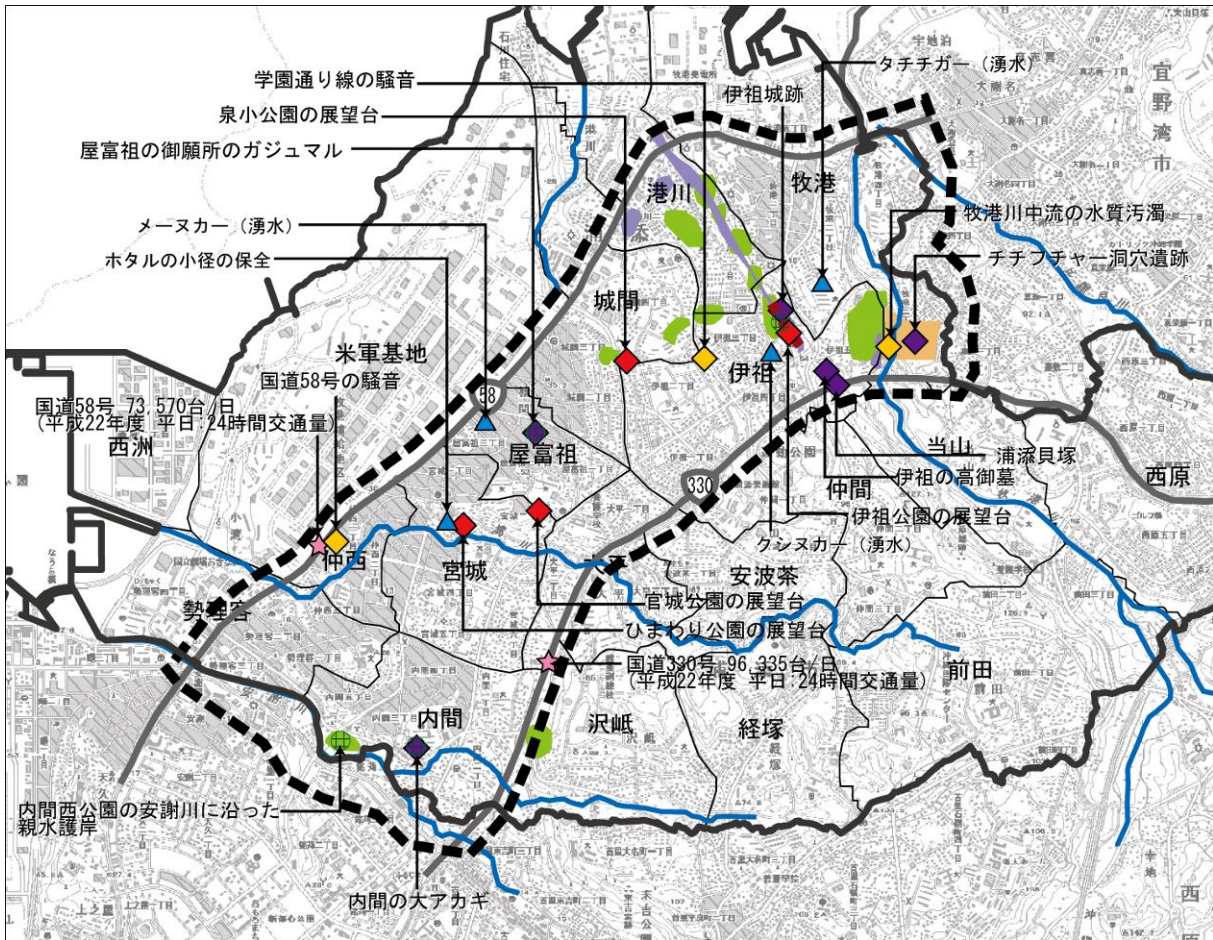
◆自然特性（地形、植生、生物多様性）

- 中央地域の地形は、牧港川沿いは海岸低地ですが、地域の東側は主に丘陵地や谷底低地、西側は段丘面によって形成されています。また、牧港と港川の境界には断層壁があり、石灰岩堤によって形成される特徴的な地形となっています。
- 地域の大部分は市街地であるため、公園や一部の斜面緑地等を除いて緑の分布状況はごくわずかです。植生は、断層壁でナガミボチョウジークスノハカエデ群落分布しています。また、牧港川の国道 330 号周辺には、ナガミボチョウジークスノハカエデ群落と畑地が分布しています。

◆土地利用

- 地域の大部分は住居系土地利用を示しており、国道 58 号、パイプライン通り、サンパーク通り沿いは商業系の土地利用となっています。
- 国道 58 号とパイプライン通りに囲まれた地域は、商業施設、業務施設、工場、住宅等の混在する地域となっており、今後も生活と産業が共生した共生市街地（一般住宅地）として、位置づけられています。

■中央地域の環境特性図



| 凡例 | | | | | | | | |
|-------|--------|----------|-------------------|--------------|--------------|------|---|--|
| 行政区界 | | 植生 | ナガミボチョウジクスノハカエデ群落 | | 安心して健康で快適な都市 | 公害地点 | | |
| 地域界 | | | 海岸植生 | | | 眺望地点 | | |
| 自治会 | | | ススキ草地 | | 循環型社会、地球温暖化 | 文化財 | ★ | |
| 国道 | | | 畑地 | | | | | |
| 河川 | | 人と自然との共生 | 自然環境地点 | | | | | |
| 自然景勝地 | ポットホール | | | 人と自然との触れ合いの場 | | | | |
| | 石灰岩堤 | | | 散策路 | | | | |
| | サンゴ礁 | | | | | | | |
| | 干潟 | | | | | | | |

注) 対象地域には、ポットホール、サンゴ礁、干潟、海岸植生、ススキ草地は存在しない。

②中央地域の環境特性と課題

◆人と自然との共生

○断層壁の斜面林や伊祖公園等の緑地以外にはまとまった緑地が少なく、公園、学校、住宅地の緑化を促進し、身近な緑の創出（花壇づくり、街路樹の植栽等）が必要です。

○畑地は市街地の中にごくわずかに点在する程度です。農業後継者の減少に伴って使用されなくなった畑地等は農業施策と合わせて保全の措置が必要です。

◆良好な生活環境の保全

○牧港川の中流・下流域に当たりますが、上流からの汚濁負荷により水質は良好ではありません。主な原因である事業所や家庭からの排水は、公共下水道又は合併処理浄化槽等による適正な処理を行い、水質改善を図る必要があります。

○主要幹線道路に挟まれ、また市街地内にも多くの自動車が入り込んでおり、国道58号の自動車騒音は、要請限度は達成しているものの環境基準は未達成です。自動車排気ガスと合わせて騒音の低減を図るため、交通需要の管理や道路構造の改善等を推進する必要があります。

○地域の中で住居系が多くを占めており、事業所・近隣騒音を防止し、良好な住環境と商業空間の両立を図る必要があります。

○地域美化やオープンスペースの確保等による安全で快適な住環境の創出が必要です。

◆循環型社会の構築

○廃棄物の発生抑制のため、商業施設でのマイバック運動をはじめとする取組が必要です。

○家庭及び事業活動から発生する廃棄物の4Rを推進し、環境負荷を最小限に抑える取組が必要です。

○日常生活、産業活動における再生可能エネルギーの利用普及等による対策等が必要です。

◆地球環境の保全

○温室効果ガスの削減を図る為、日常生活、産業活動における低炭素型ライフスタイル（ビジネススタイル）を推進する必要があります。

◆協働・参画社会の構築

○小・中学校区等の身近な地域コミュニティにおける環境美化、緑化などの活動の推進が必要です。

○商業施設、業務施設、工場、住宅等が混在する環境を活かした環境保全活動の推進が必要です。

③中央地域のめざす環境像

生活と産業が共存し、安全で快適な住環境を形成する地域

住宅地と商業・業務地が混在する中央地域は、生活と産業が共存する共生市街地の役割を担っています。また、地域内にまとまった緑地が少ないことから、市街地の緑化を促進し快適な住環境の形成に努めます。

④取組方向

- 現存する緑地の保全をはじめ、住宅地等の身近な緑の創出を促進します。
- 事業所及び生活排水の適正処理を促進し、牧港川の水質向上を図ります。
- 主要幹線道路の自動車騒音を監視し、必要に応じて交通量の軽減や道路構造の改善を推進します。
- 商業施設でのマイバック運動など、廃棄物の4Rに努めます。
- 温室効果ガス等の環境負荷を低減し、地球環境にやさしいライフスタイルや事業活動を推進します。
- 住民や事業者等多様な主体による環境美化、緑化などの環境保全活動を推進します。

⑤中央地域の行動指針

| 基本目標1 人と自然との共生 | |
|------------------|--|
| 水循環 | <input type="checkbox"/> 雨水浸透柵や透水性舗装を用いて、地下への浸透を図る。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場や学校による雨水の活用等、節水を心掛けながら水の適切な使用に努める。 |
| 生物多様性 | <input type="checkbox"/> 断層壁の斜面林や伊祖公園等の森林生態系の保全に努める。 |
| 環境保全型 農水産業 | <input type="checkbox"/> 畑地等農地の保全、市民菜園等への活用を努める。 <input type="checkbox"/> 環境保全型農業に取り組み、肥料・農薬による周囲への影響に配慮し、適切に使用するよう努める。 |
| 自然との ふれあい | <input type="checkbox"/> 森・川の自然空間の保全と育成を推進する。 |
| 基本目標2 良好な生活環境の保全 | |
| 大気・悪臭 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの大気汚染を防止する。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 <input type="checkbox"/> 自動車の導入・入替時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの悪臭防止に努める。 |
| 水質・土壌 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの水質汚濁を防止する。 <input type="checkbox"/> 生活排水を適正に処理し、河川の水質向上に努める。 <input type="checkbox"/> 開発時の影響で赤土等が流出し、自然環境への負荷が甚大なものにならないよう、赤土等流出防止対策に努める。 |
| 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 商業施設、工場・事業場からの騒音・振動等を防止する。 <input type="checkbox"/> 交通量の多い主要幹線道路の自動車騒音の改善に努める。 |

| | |
|--------------|--|
| 化学物質 | <ul style="list-style-type: none"> □工場・事業場で取り扱う化学物質の適正管理を行い、事業者、市民、行政間のリスクコミュニケーションに努める。 |
| 快適な都市環境 | <ul style="list-style-type: none"> □国道58号とパイプライン通りに囲まれた地域は、スプロール化が進行しないよう都市計画に基づいた立地規制・誘導に努める。 □大規模開発時には環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 □マイカー通勤を減らし、公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 □建築物の建設の際、周辺環境や都市景観に配慮し、良好な街並み形成に努める。 □学校、住宅地等の敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。 □街路樹や公園緑地、公共施設の緑化等の推進、市民や事業者による保全緑地の維持管理やオープンスペースの確保、都市緑化の推進に努める。 □伊祖城跡の周辺に残る歴史文化的遺産の保全に努める。 □事業計画の策定や事業の実施に当たっては、歴史文化的遺産等との調和に配慮する。 □うらおそい歴史ガイドを養成し、次世代へ歴史文化の継承を行う。 |
| 基本目標3 | 循環型社会の構築 |
| 資源の有効利用 | <ul style="list-style-type: none"> □スーパー等でのマイバック持参の普及や、簡易包装の促進などレジ袋削減に向けた取組に努める。 □工場・事業場における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用に努める等ゼロ・エミッションに向けた取組を推進する。 □家庭系廃棄物の適正分別・回収を推進し、廃棄物の4Rに努める。 |
| 廃棄物の適正処理 | <ul style="list-style-type: none"> □廃棄物は野焼きせず、適正に処理する。 □廃棄物の不法投棄の監視を強化し、良好な環境づくりに努める。 |
| グリーン購入 | <ul style="list-style-type: none"> □必要性を十分に考慮し、品質や価格の他、環境のことも考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する。 |
| エネルギー | <ul style="list-style-type: none"> □太陽光、風力、バイオマス等による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 □日常生活、事業活動における省エネ、節電に努める。 |
| 基本目標4 | 地球環境の保全 |
| 地球温暖化 | <ul style="list-style-type: none"> □温室効果ガスの発生を抑えるための低炭素型ビジネススタイルの実践を心掛ける。 □環境家計簿を導入し、日常生活における身近なエコ活動を積極的に実践する。 □温室効果ガスの吸収作用やヒートアイランド対策の視点から、庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心掛ける。 |
| 地球規模の環境問題 | <ul style="list-style-type: none"> □フロン使用製品を廃棄するときは、法律に従って適正に処理する。 □硫酸化物や窒素酸化物の排出の抑制に努める。 |

| 基本目標5 協働・参画社会の構築 | |
|------------------|---|
| 環境教育・ 環境学習 | <input type="checkbox"/> 公園、工場・事業場、公共施設などの地域資源を活かした市民等を対象とした各種講座で、環境をテーマとした企画の実施に努める。 <input type="checkbox"/> 市民・事業者と連携し、地域における環境教育・環境学習の推進に努める。 <input type="checkbox"/> 地域と連携した学校の環境教育・環境学習プログラムの充実に努める。 <input type="checkbox"/> 地域との連携を図りながら、学校や公共施設及び事業所敷地内などでのピクトープづくりに努める。 <input type="checkbox"/> 伊祖城跡や湧水などを活かした環境教育・環境学習の推進に努める。 |
| 自発的な 活動 | <input type="checkbox"/> 地域コミュニティにおける身近な環境美化、緑化等の自発的活動に努める。 |
| 協働 | <input type="checkbox"/> 公共施設等を環境保全活動の場として提供し、各主体が連携・協働できる体制づくりに努める。 |

3)丘陵地域

①丘陵地域の地域特性と現状

◆社会特性

- 北側は国道 330 号、南側は那覇市、西原町に挟まれた地域で、西原、当山、仲間、前田、安波茶、大平、経塚、沢岬で構成されています。
- 多数の文化財が分布し、地域の北側に浦添城跡、中頭方西海道及び普天間参詣道沿いに周辺には多数の重要な文化財があり、歴史的空間整備が行われている地域です。
- 地域の南側で土地区画整理事業が進行中で、今後は住宅地として整備されます。
- 国道 58 号はきわめて多くの自動車が行来し、県道 38 号線・241 号線にも大量の自動車が入り込んでいます。
- 首里・石嶺からモノレールが延長し、平成 31 年に開業予定です。モノレール最終駅には広域的な総合交通拠点整備が予定されています。
- 主な公共施設は、市庁舎、てだこホール、図書館、美術館、消防署、沖縄国際センターなど、行政・文化施設が集積する地域です。

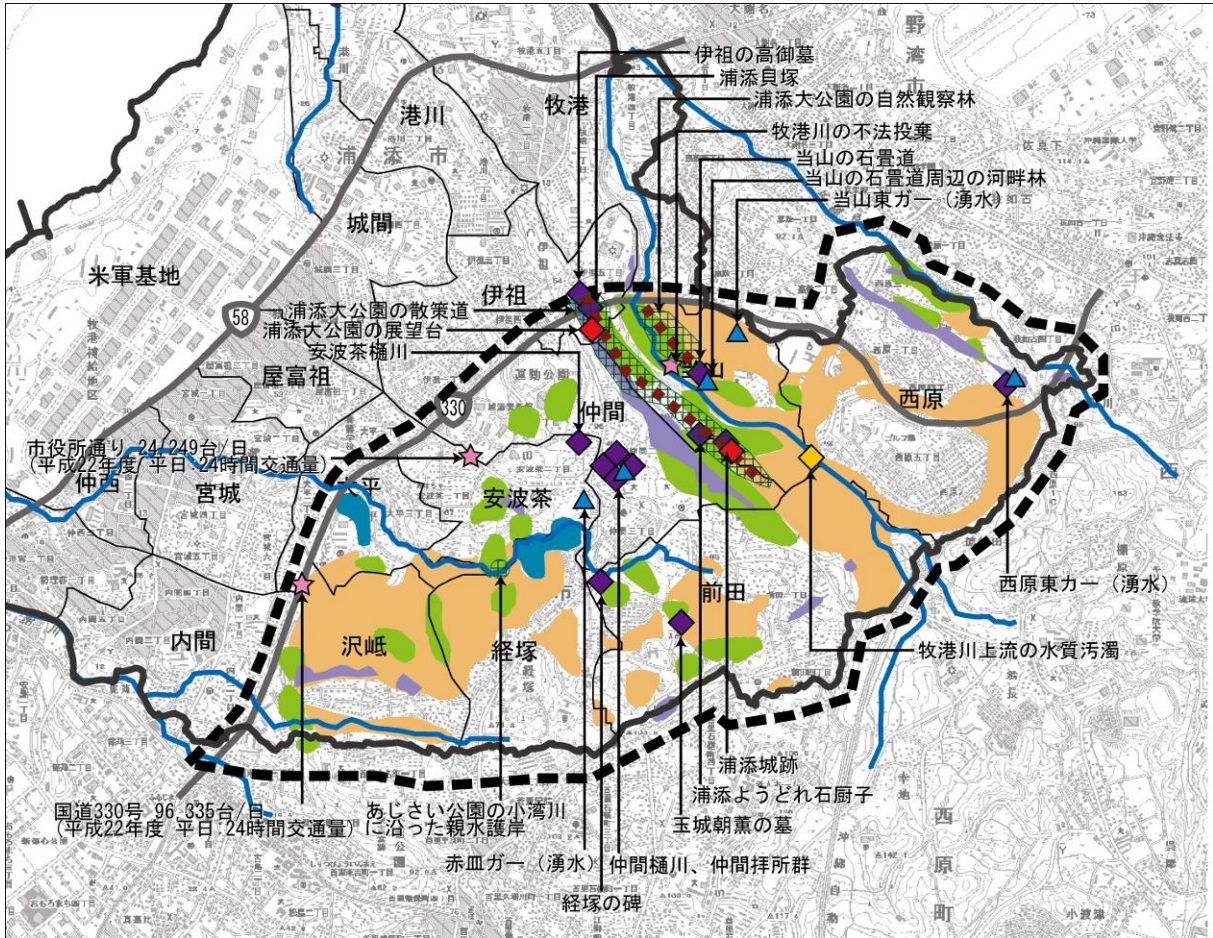
◆自然特性（地形、植生、生物多様性）

- 浦添大公園、浦添墓地公園の斜面林は断層壁となっており、石灰岩堤が見られません。それ以外は主に、丘陵地と谷底低地から形成されています。
- 浦添大公園と、地域の北側と南側に斜面緑地が残されています。植生は、牧港川流域にナガミボチョウジークスノハカエデ群落が分布しています。また、当山、前田、沢岬には畑地が点在しており、小湾川の中流周辺でススキ草地が見られます。
- 浦添大公園から連なる斜面緑地一体では森林生態系が形成されています。

◆土地利用

- 丘陵地域は、農地、原野が市域内で最も多く、浦添大公園一帯のクサティの森やクニンドーの森等によって形成されています。その他の大部分は住居系土地利用によって形成されていますが、県道 38 号線、県道 153 号線、県道 241 号線沿いは商業・業務施設が見られます。
- 浦添大公園周辺は市街化調整区域に指定されており、浦添大公園と土地区画整理地区をはさんだ北側と南側に、旧集落と開発団地を中心に閑静な住宅地が広がっています。
- 歴史・文化拠点が位置するエリアとして整備が進められています。
- 浦添城跡周辺は景観重点地区に指定され、地域住民と協働した景観の保全が進められています。

■丘陵地域の環境特性図



| 凡例 | | | | | | |
|-------|--------|----|-------------------|--------------|-------------|---|
| 行政区界 | — | 植生 | ナガミボチョウジクスノハカエデ群落 | 安心して健康で快適な都市 | 公害地点 | ◆ |
| 地域界 | - - - | | 海岸植生 | | 眺望地点 | ◇ |
| 自治会 | — | | スキ草地 | | 文化財 | ◇ |
| 国道 | 58 | | 畑地 | | 循環型社会、地球温暖化 | ☆ |
| 河川 | — | | 自然環境地点 | ▲ | | |
| 自然景勝地 | ポットホール | ■ | 人と自然との共生 | 人と自然との触れ合いの場 | ■ | |
| | 石灰岩堤 | ■ | | | | |
| | サンゴ礁 | ■ | | | | |
| | 干潟 | ■ | | | | |

注) 対象地域には、ポットホール、サンゴ礁、干潟、海岸植生は存在しない。

②丘陵地域の環境特性と課題

◆人と自然との共生

- 浦添大公園から、前田・沢岬を取り囲む斜面緑地はクサティの森として人々にうるおいとやすらぎを与えるとともに、貴重な生物の生育空間にもなっています。また、那覇市に隣接する安謝川沿いの樹林地はクニンドーの森公園として確保されており、これらの豊かな緑の保全、育成が必要です。
- 沢岬、仲間、前田に分布する畑地は、雨水浸透や生物の生息空間として重要な役割を担っています。農業後継者の減少に伴って使用されなくなった畑地等は、農業施策と合わせて保全の措置が必要です。
- 浦添大公園内の牧港川では親水護岸が施されていますが、水質の状態が悪いため、水質改善や生物の生息空間の創出を図るなど、市民等が憩える河川環境の創出が求められます。
- みどりや自然と調和した土地区画整理事業と市街地開発が必要です。
- 歴史・文化ゾーンとして、地域住民と協働した景観の保全を推進する必要があります。

◆良好な生活環境の保全

- 牧港川の勢理橋の水質観測点では、環境基準を達成しておらず水質汚濁が著しいため、水質浄化を図る必要があります。主な原因である事業所や家庭からの排水は、公共下水道又は合併処理浄化槽等による適正な処理が必要です。
- 住宅地では地域美化やオープンスペースの確保等による快適な住環境の創出が必要です。
- 浦添城跡周辺は、史跡や井泉等の文化財が多数分布し、歴史文化的街並みが見られる地域であり、住宅地等でも歴史文化遺産と調和した景観の創出が求められます。
- モノレール延長に伴い交通環境が大きく変わることから、良好な住環境の確保が引き続き求められています。

◆循環型社会の構築

- 原野等で不法投棄が確認されており、これらの監視体制を強化する必要があります。
- 家庭及び事業活動から発生する廃棄物の4Rを推進し、環境負荷を最小限に抑える取組が必要です。
- 日常生活、産業活動における再生可能エネルギーの利用普及等による対策等が必要です。

◆地球環境の保全

- 温室効果ガスの削減を図る為、日常生活、産業活動における低炭素型ライフスタイル（ビジネススタイル）を推進する必要があります。

◆協働・参画社会の構築

- 公共施設等を利用した環境教育・環境学習の場の提供が必要です。
- 浦添大公園や浦添城跡周辺の地域を活用した各主体の連携による環境保全活動の推進が求められます。

③丘陵地域のめざす環境像

行政・歴史文化の中心を担い、豊かな水と緑を育み環境に配慮する地域

国道 330 号以南の丘陵地域は、行政・文化施設が集積し、行政・文化の中心を担っています。

また、浦添大公園等の豊かな緑が広がっており、緑地の保全と育成を推進し、快適な住環境の創出を図ります。

④取組方向

- 地域内に広がる緑地の保全・育成に努めます。
- 事業所及び生活排水の適正処理を促進し、牧港川の水質向上に努め、市民等が憩える河川環境の創出を図ります。
- 浦添城跡周辺は、歴史文化遺産と調和した景観の創出が求められます。
- 廃棄物の4Rの推進、不法投棄の監視強化に努めます。
- 温室効果ガス等の環境負荷を低減し、地球環境にやさしいライフスタイルや事業活動を推進します。
- 浦添大公園や公共施設をはじめとする地域資源を活かした環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の促進を図ります。

⑤丘陵地域の行動指針

| 基本目標 1 人と自然との共生 | |
|-----------------|--|
| 水循環 | <input type="checkbox"/> クサティの森、クニンドーの森をはじめとする樹林地の水源涵養機能の向上をめざし、樹林の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 雨水浸透ます等の設置や敷地内緑化、透水性舗装の整備により雨水をできるだけ地下に浸透させるよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場や公共施設による雨水の活用等、節水に心掛ける。 |
| 生物多様性 | <input type="checkbox"/> 浦添大公園周辺の森林生態系の保全に努める。 |
| 環境保全型 農水産業 | <input type="checkbox"/> 畑地等農地の保全、市民菜園・市民農園等への活用に努める。 <input type="checkbox"/> 環境保全型農業に取り組み、肥料・農薬による周囲への影響に配慮し、適切に使用するよう努める。 |
| 自然との ふれあい | <input type="checkbox"/> 森・川の自然空間の保全と育成を推進する。 |

| 基本目標2 良好な生活環境の保全 | |
|------------------|---|
| 大気・悪臭 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの大気汚染を防止する。 <input type="checkbox"/> 駐停車時のアイドリングストップの推進、エコドライブの実施に積極的に取り組むよう努める。 <input type="checkbox"/> 自動車の導入・入替時は、低公害・低燃費車を購入するよう心掛ける。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの悪臭防止に努める。 |
| 水質・土壌 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場からの水質汚濁を防止する。 <input type="checkbox"/> 生活排水の適正処理対策に努め、牧港川をはじめとする河川の水質向上に努める。 <input type="checkbox"/> 生活排水を適正に処理し、河川の水質向上に努める。 <input type="checkbox"/> 開発時の影響で赤土等が流出し、自然環境への負荷が甚大なものにならないよう、赤土等流出防止対策に努める。 |
| 騒音・振動 | <input type="checkbox"/> 商業施設、工場・事業場からの騒音・振動等を防止する。 <input type="checkbox"/> 交通量の多い主要幹線道路の自動車騒音の改善に努める。 |
| 化学物質 | <input type="checkbox"/> 工場・事業場で取り扱う化学物質の適正管理を行い、事業者、市民、行政間のリスクコミュニケーションに努める。 |
| 快適な都市環境 | <input type="checkbox"/> 大規模開発時には環境影響評価を行い、事業実施による環境負荷の回避・低減に努める。 <input type="checkbox"/> マイカー通勤を減らし、公共交通機関や自転車を積極的に利用する。 <input type="checkbox"/> 建築物の建設の際、周辺環境や都市景観に配慮し、良好な街並み形成に努める。 <input type="checkbox"/> 丘陵地域の地区計画及び景観地区指定への取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 学校、住宅地等の敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 街路樹や公園緑地、公共施設の緑化等の推進、市民や事業者による保全緑地の維持管理やオープンスペースの確保、都市緑化の推進に努める。 <input type="checkbox"/> 浦添城跡の周辺に残る歴史文化的遺産の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 事業計画の策定や事業の実施に当たっては、歴史文化的遺産等との調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> うらおそい歴史ガイドを養成し、次世代へ歴史文化の継承を行う。 |
| 基本目標3 循環型社会の構築 | |
| 資源の有効利用 | <input type="checkbox"/> スーパー等でのマイバック持参の普及や、簡易包装の促進などレジ袋削減に向けた取組に努める。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用に努める等ゼロ・エミッションに向けた取組を推進する。 <input type="checkbox"/> 家庭系廃棄物の適正分別・回収を推進し、廃棄物の4Rに努める。 |
| 廃棄物の適正処理 | <input type="checkbox"/> 廃棄物は野焼きせず、適正に処理する。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の不法投棄の監視を強化し、良好な環境づくりに努める。 |
| グリーン購入 | <input type="checkbox"/> 必要性を十分に考慮し、品質や価格の他、環境のことも考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する。 |
| エネルギー | <input type="checkbox"/> 太陽光、風力、バイオマス等による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。 <input type="checkbox"/> 日常生活、事業活動における省エネ、節電に努める。 |

| | |
|------------------|--|
| 基本目標4 地球環境の保全 | |
| 地球温暖化 | <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの発生を抑えるための低炭素型ビジネススタイルの実践を心掛ける。 <input type="checkbox"/> 環境家計簿を導入し、日常生活における身近なエコ活動を積極的に実践する。 <input type="checkbox"/> 温室効果ガスの吸収作用やヒートアイランド対策の視点から、庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心掛ける。 |
| 地球規模の環境問題 | <input type="checkbox"/> フロン使用製品を廃棄するときは、法律に従って適正に処理する。 <input type="checkbox"/> 硫黄酸化物や窒素酸化物の排出の抑制に努める。 |
| 基本目標5 協働・参画社会の構築 | |
| 環境教育・環境学習 | <input type="checkbox"/> 浦添大公園、浦添城跡、公共施設などの地域資源を活かした市民等を対象とした各種講座で、環境をテーマとした企画の実施に努める。 <input type="checkbox"/> 市民・事業者と連携し、地域における環境教育・環境学習の推進に努める。 <input type="checkbox"/> 地域と連携した学校の環境教育・環境学習プログラムの充実に努める。 <input type="checkbox"/> 地域との連携を図りながら、学校や公共施設及び事業所敷地内などでのピクトープづくりに努める。 |
| 自発的な活動 | <input type="checkbox"/> 地域コミュニティにおける身近な環境美化、緑化等の自発的活動に努める。 |
| 協働 | <input type="checkbox"/> 公共施設等を環境保全活動の場として提供し、各主体が連携・協働できる体制づくりに努める。 |

第6章 計画の推進

6-1 先導的な推進プロジェクト

(1) プロジェクトの抽出

望ましい環境像『豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添』を実現するため、「第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容」で整理した施策の中から、特に重要で、積極的に推進する必要がある先導的な推進プロジェクトを選定し、取り組んでいきます。

1) プロジェクトの抽出基準

先導的な推進プロジェクトは、以下に示す「抽出基準」の視点に着目し、これらに該当するものを抽出しました。

【抽出基準】

- ①市民・事業者アンケート調査において重要であると回答し、喫緊の課題となっている項目。
- ②行政計画（上位・関連計画等）で重点プロジェクトに指定され、先導的に取り組む必要がある項目。
- ③本計画の5つの基本目標を達成するための根幹施策となる項目。
- ④環境上の問題の中で、緊急かつ積極的に取り組む必要がある項目。

2) 先導的な推進プロジェクト

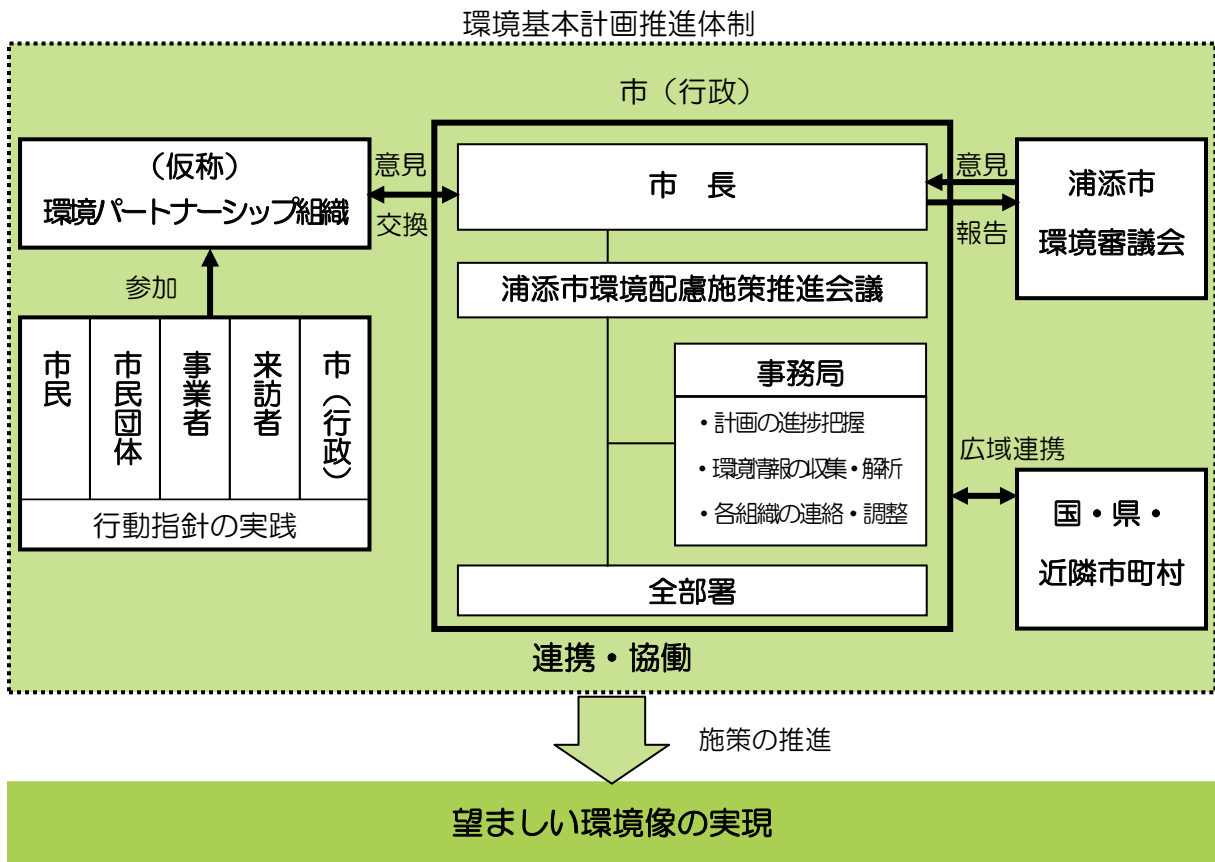
| 基本目標 | 先導的な推進プロジェクト | 施策番号 |
|------------|----------------------------|---------|
| 人と自然との共生 | 重点施策1 多自然型工法による水辺の整備 | 1-2-2-① |
| | 重点施策2 海域の自然環境の保全 | 1-2-3-① |
| | 重点施策3 生態系の現状調査 | 1-2-4-① |
| 良好な生活環境の保全 | 重点施策4 大気環境の監視体制の整備 | 2-1-1-① |
| | 重点施策5 総合的な生活排水対策の推進 | 2-1-2-③ |
| | 重点施策6 騒音環境の監視体制の整備 | 2-1-3-① |
| | 重点施策7 公共交通機関の利用促進 | 2-2-4-③ |
| | 重点施策8 地域協働の景観まちづくりの推進 | 2-2-6-③ |
| | 重点施策9 緑化の推進 | 2-2-7-① |
| 循環型社会の構築 | 重点施策10 ごみ減量化の推進 | 3-1-1-② |
| 地球環境の保全 | 重点施策11 地域全体での総合的な対策の推進 | 4-1-1-① |
| 協働・参画社会の構築 | 重点施策12 (仮称)環境教育推進計画の策定及び推進 | 5-1-1-① |
| | 重点施策13 ネットワーク・拠点づくり | 5-3-2-③ |

6-2 推進体制

(1)体制図

本計画の推進のためには、行政計画にとどまらず、施策の担い手となる市、市民、市民団体、事業者、来訪者がそれぞれの役割と責務を自覚し、協働で推進する体制が必要です。

そこで、学識者や関係機関等の代表で構成する浦添市環境審議会、本市職員で構成する浦添市環境配慮施策推進会議、市民代表及び各種市民団体で構成される（仮称）環境パートナーシップ組織からなる推進体制を整備し、各主体協働による環境基本計画の推進をめざします。



(2)組織の役割

1)浦添市環境審議会

学識経験者、各地域、各団体の代表等で構成され、浦添市環境基本条例第31条によって定められている機関です。①環境基本計画に関する事項、②その他環境の保全及び創造に関する重要事項に関する基本的事項を総合的な視点から調査審議し、市長に意見を述べる機関として設置するものです。

環境基本計画に関しては、計画の策定や年次報告書による計画の進行管理について審議を行います。

2)浦添市環境配慮施策推進会議

市の環境配慮事業を推進する内部機関で、各部署が横断的に連携・調整する組織になっています。

環境基本計画の策定及び変更、年次報告書のとりまとめ、年次報告書の点検・評価の結果を受けた見直しについて検討・調整を行います。

部局長職から構成される浦添市環境配慮施策推進会議、課長職から構成される幹事部会と係長職から構成される検討部会があります。

3)(仮称)環境パートナーシップ組織

環境基本計画の推進に当たって、実行者の視点から協議・検討するため、様々な環境分野で活動する市民や事業者、関係団体から構成される機関です。

本市の環境を取りまく課題や目標の共有化を通じて、環境基本計画の進捗状況に対する意見や提言を市に対して行います。

(3)環境監視体制の整備、及び調査・研究の実施

環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するために、関係機関と連携し、環境の状況を的確に把握し、必要な監視体制を整備するとともに、情報の収集に努め、調査及び研究の実施その他必要な措置を講じます。

(4)広域連携・関係団体との協力

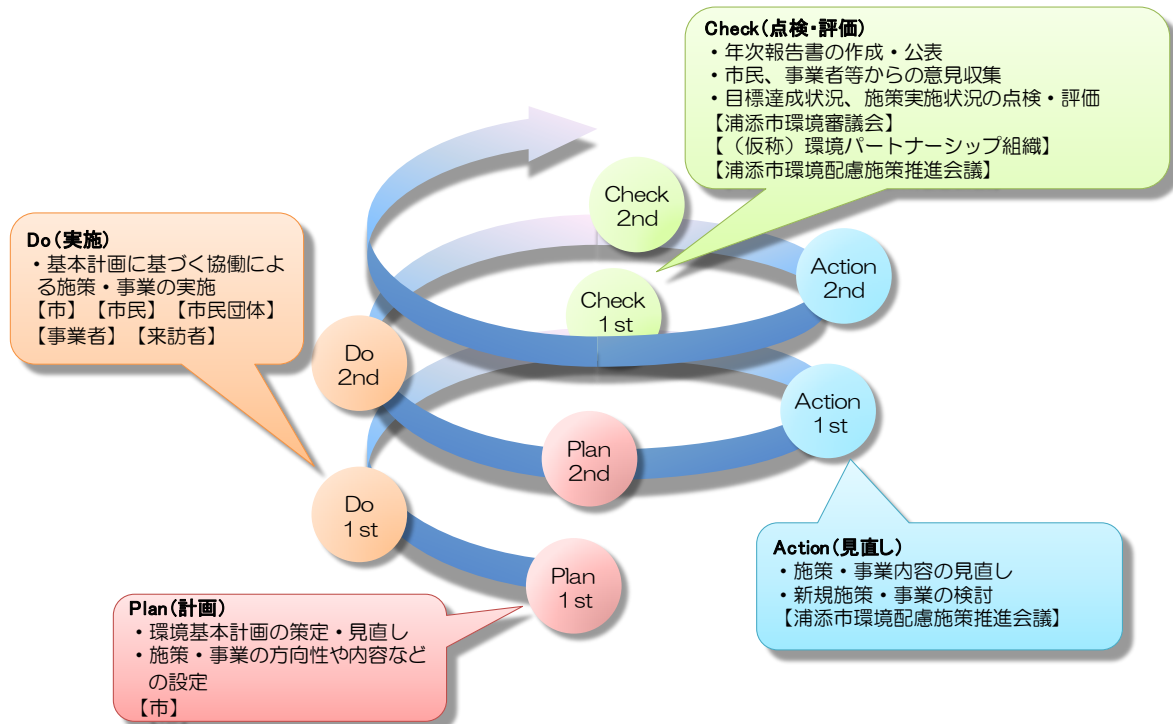
環境の保全及び創造のため、国、県その他の地方公共団体及び民間の関係団体（以下「国等」と言う。）と連携を行う必要のある施策を実施するときは積極的に推進します。また、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請します。

6-3 進捗管理

(1) PDCA サイクル

計画の進捗管理は、市、市民、市民団体、事業者、来訪者等が連携・協働し PDCA サイクルを基本として行い、計画の継続的かつ効率的な推進を図ります。

Plan（計画）→Do（実施）→Check（点検・評価）→Action（見直し）の各段階で行うべき事項を下図に示します。



(2)点検・評価

環境基本計画の施策・事業の進捗状況や目標達成状況及び関係者の意見などは、関係部局を通じて環境配慮施策推進事務局にて実績などを集約した上で、浦添市環境配慮施策推進会議に報告し、点検・評価を実施します。

また、環境配慮施策推進事務局は、この結果に、市民、事業者等からなる（仮称）環境パートナーシップ組織での意見等を加味して、浦添市環境審議会に進捗状況を報告し、総合的な視点からの意見や提言を受け、とりまとめます。

(3)結果の公表

環境基本計画の施策・事業の進捗状況や目標達成状況を把握、評価した結果をとりまとめた年次報告書の作成が、浦添市環境基本条例第12条で定められています。

年次報告書やホームページ等で「(2)点検・評価」の結果を公表し、市民、事業者等から広く意見を収集します。

浦添市環境基本条例（抜粋）

（平成23年6月29日条例第15号）

（年次報告書の作成）

第12条 市長は、環境の状況及び環境の保全及び創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(4)見直し

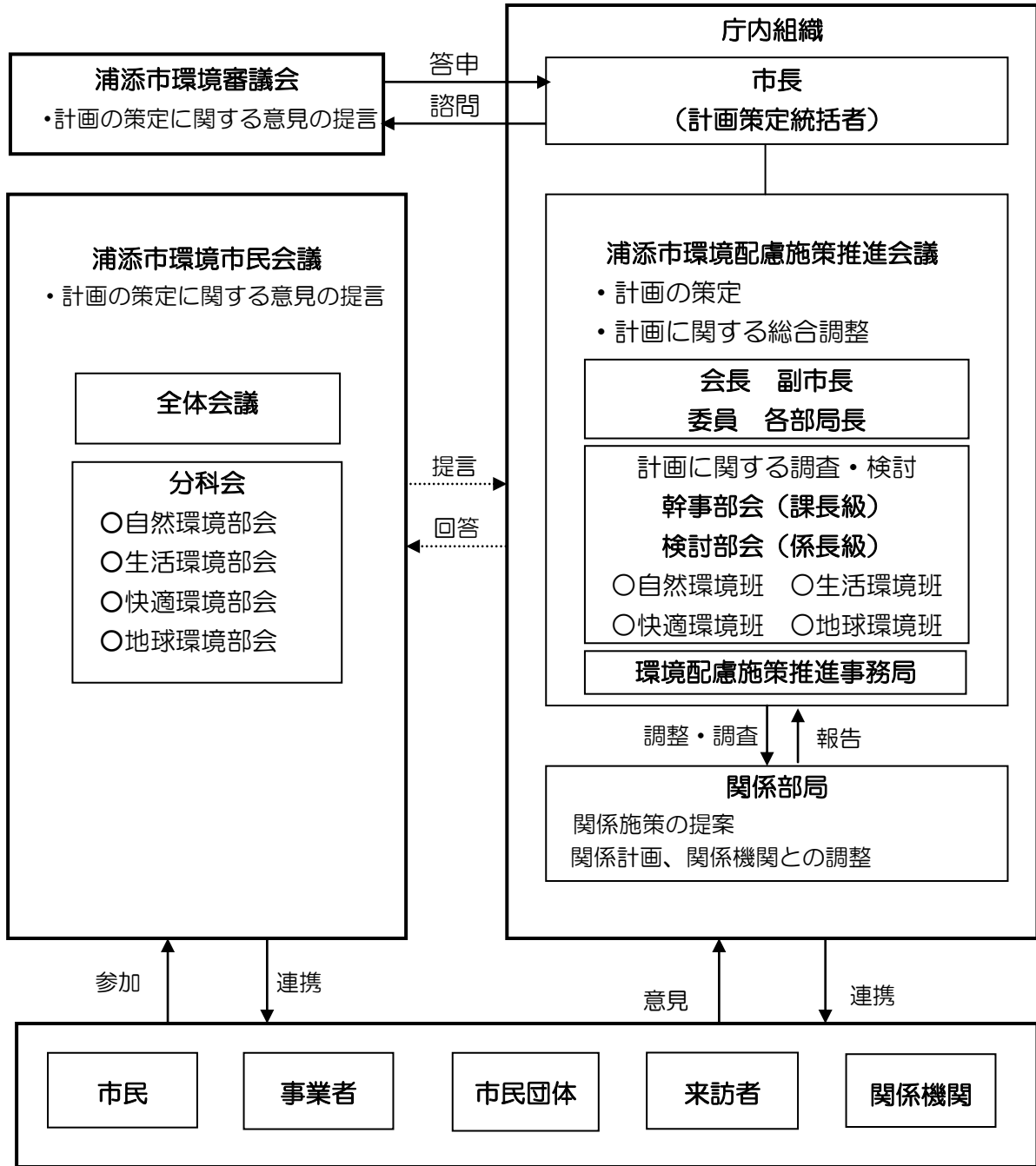
年次報告書等で進捗状況や目標達成状況が評価された結果を踏まえて、必要に応じて、次年度以降の個別施策・事業の内容や目標の見直しまたは新たな課題の検討を行います。

なお、環境基本計画については、目標年度を平成31年度（2019年度）としており、これを目途に社会の状況や環境の状況の変化を踏まえ、見直しと次期計画の策定を行います。

このような見直しの仕組みを作り、環境基本計画の継続的な改善を図ります。

<資料編>

1 浦添市環境基本計画の策定体制



2 浦添市環境基本計画の策定経過

| | | |
|-----------|----------------|------------|
| 【凡 例】 | | |
| ●浦添市環境審議会 | □浦添市環境配慮施策推進会議 | ○浦添市環境市民会議 |

| 開催日 | 会議名称 | | 内容 |
|---------------------|---------------------------|---|--|
| 平成 23 年 10月 21 日 | 検討部会・幹事部会 (平成23年度 第1回) | □ | ・ オリエンテーション |
| 10月下旬 ～11月末 | 市民・事業者アンケート | — | ・ 環境に関する評価や関心の度合い、望ましい環境像等についての意見・要望 (対象：市民 2500 人、事業者 500 社) |
| 11月 2日 | 環境審議会 (第5回) | ● | ・ 諮問 ・ 計画の策定概要の審議 |
| 11月 18日 | 全体会議 (平成23年度 第1回) | ○ | ・ 委員委嘱 ・ オリエンテーション |
| 12月 20日 | 検討部会 (平成23年度 第2回) | □ | ・ 基礎調査、アンケート調査結果の報告 ・ 「浦添市の現況と課題」の検討 |
| 平成 24 年 1月 13日 | 分科会 (平成23年度 第1回) | ○ | ・ ワークショップ「環境の現況と課題～大切にしたいもの・改めたいもの～」 |
| 2月 1日 | 分科会 (平成23年度 第2回) | ○ | ・ ワークショップ「環境の現況と課題～大切にしたいもの・改めたいもの～(続き)」 |
| 2月 19日 | 環境シンポジウム | — | ・ 基調講演「協働による環境保全 ーリュウキュウアユ復元事業を例にー」 ・ 基本計画策定概要 ・ 市域環境の現況と問題点等の報告(市民会議からの報告) ・ パネルディスカッション「環境を良くするために私達にできること～大切にしたいもの・改めたいもの～」 |
| 3月 26日 | 検討部会 (平成23年度 第3回) | □ | ・ 「第1章 計画の基本的な事項」の検討 ・ 「環境の現況と課題」の検討 ・ 「環境に関する事務事業調査」の報告 |
| 3月 28日 | 環境審議会 (第6回) | ● | ・ 「第1章計画の基本的事項」の審議 ・ 基礎調査、アンケート調査の結果報告 ・ 環境シンポジウムの開催報告 |

平成23年度

| 開催日 | 会議名称 | | 内容 | |
|--------|-----------------------|----------------------|--------------|--|
| 平成24年度 | 4月19日 | 検討部会 (平成24年度 第1回) | □ | • 「第2章 環境の現況と課題」の検討 |
| | 4月26日 | 分科会 (平成24年度 第1回) | ○ | • 「第1章 計画の基本的事項」の検討 • ワークショップ「第2章 環境の現況と課題」 |
| | 5月22日 | 検討部会 (平成24年度 第2回) | □ | • 「計画の取組課題」の検討 • 「望ましい環境像」と「重点施策」の検討 |
| | 5月29日 | 全体会議 (平成24年度 第1回) | ○ | • 「計画の取組課題」の検討 • 「望ましい環境像」と「重点施策」の検討 |
| | 6月15日 | 検討部会 (平成24年度 第3回) | □ | • 「第3章 環境基本計画がめざすもの」の検討 • 「第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容」の検討 |
| | 6月26日 | 分科会 (平成24年度 第2回) | ○ | • 「第3章 環境基本計画がめざすもの」の検討 • ワークショップ「第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容」 |
| | 7月4日 | 検討部会 (平成24年度 第4回) | □ | • 「第4章 環境保全・創造のための取組施策と内容」の検討(続き) • 「第5章 主体別行動指針」の検討 |
| | 7月12日 | 分科会 (平成24年度 第3回) | ○ | • ワークショップ「第5章 主体別行動指針」 |
| | 7月19日 | 検討部会 (平成24年度 第5回) | □ | • 「第5章 地域別行動指針」の検討 |
| | 7月26日 | 分科会 (平成24年度 第4回) | ○ | • ワークショップ「第5章 地域別行動指針」 |
| | 11月16日 | 幹事部会 (平成24年度 第1回) | □ | • 素案の検討(第1章～第4章) |
| | 12月5日 | 検討部会 (平成24年度 第6回) | □ | • 「第6章 計画の推進」の検討 • 素案の検討 • 「計画の目標・指標」についての検討 |
| | 12月6日 | 幹事部会 (平成24年度 第2回) | □ | • 素案についての検討(第5章～第6章) • 「計画の目標・指標」についての検討 |
| | 12月11日 | 全体会議 (平成24年度 第2回) | ○ | • 素案の検討 |
| | 12月13日 | 環境審議会(第7回) | ● | • 素案の検討 |
| | 平成25年 1月4日 ～25日 | パブリックコメント | — | • 素案に対する市民・事業者等の意見募集 |
| 1月14日 | 意見交換会 | — | • 素案に対する意見交換 | |

| 開催日 | 会議名称 | | 内容 |
|--------|-------|----------------------|---|
| 平成24年度 | 2月 5日 | 検討部会 (平成24年度 第7回) | □ <ul style="list-style-type: none"> 計画案の検討 パブリックコメント・意見交換会の報告 |
| | 2月 6日 | 幹事部会 (平成24年度 第3回) | □ <ul style="list-style-type: none"> 計画案の検討 パブリックコメント・意見交換会の報告 |
| | 2月 6日 | 全体会議 (平成24年度 第3回) | ○ <ul style="list-style-type: none"> 計画案の検討 パブリックコメント・意見交換会の報告 |
| | 2月12日 | 環境審議会(第8回) | ● <ul style="list-style-type: none"> 計画案の審議 パブリックコメント・意見交換会の報告 |
| | 2月13日 | 推進会議(第3回) | □ <ul style="list-style-type: none"> 計画の策定及び最終案の審議 |
| | 2月18日 | 環境審議会(第9回) | ● <ul style="list-style-type: none"> 計画最終案の審議 答申 |

3 浦添市環境審議会等名簿

(1) 浦添市環境審議会 名簿

| 役職 | 名前 | 所属等 |
|-----|--------|--------------------------|
| 会長 | 諸喜田 茂充 | 琉球大学 名誉教授 |
| 副会長 | 吉永 安俊 | 琉球大学 名誉教授 |
| 委員 | 屋良 学 | 浦添市商工会議所 副会頭 |
| 委員 | 松田 ミサ子 | 浦添市女性団体連絡協議会 会長 |
| 委員 | 比嘉 勝昭 | 浦添市自治会長会 会長 |
| 委員 | 新垣 浩 | 浦添市 市民部長 (平成 24 年 3 月まで) |
| | 山田 勉 | 浦添市 市民部長 (平成 24 年 4 月から) |

(2) 浦添市環境配慮施策推進会議 名簿

① 浦添市環境配慮施策推進会議

| | 補職名 |
|-----|---------|
| 会長 | 副市長 |
| 副会長 | 市民部長 |
| | 総務部長 |
| | 企画部長 |
| | 福祉部長 |
| | 健康部長 |
| | 都市建設部長 |
| | 消防長 |
| | 教育部長 |
| | 指導部長 |
| | 文化部長 |
| | 水道部長 |
| | 西海岸開発局長 |
| | 議会事務局長 |

② 浦添市環境配慮施策推進会議 (幹事部会)

| | 補職名 |
|------|-------------|
| 部会長 | 市民部長 |
| 副部会長 | 市民部環境施策推進室長 |
| | 総務部総務課長 |
| | 総務部財政課長 |
| | 企画部企画課長 |
| | 企画部情報政策課長 |
| | 市民部市民生活課長 |

| | |
|--|---|
| | 市民部環境保全課長 市民部環境施設課長 福祉部福祉課長 健康部健康推進課長 都市建設部都市計画課長 都市建設部契約検査課長 消防本部総務課長 教育部総務課長 文化部文化課長 指導部学務課長 水道部総務課長 議会事務局次長 |
|--|---|

③浦添市環境配慮施策推進会議（検討部会）

| | 補 職 名 |
|-------------|--|
| 部会長 副部会長 | 市民部長 市民部環境施策推進室長 |
| 自然環境班 | 総務部財政課財政係長 企画部国際交流課国際交流係長 企画部西海岸開発局西海岸開発課企画開発係長 市民部市民生活課市民生活係長 市民部商工産業課商工観光係長 健康部健康推進課保健係長 都市建設部美らまち推進課花・みどり推進係長 都市建設部区画整理課管理係長 教育部生涯学習振興課生涯学習振興係長 指導部学校教育課指導係長 |
| 生活環境班 | 市民部商工産業課農林水産係長 市民部環境保全課環境保全係長 健康部健康推進課予防係長 都市建設部下水道課維持管理係長 消防本部予防課予防係長 水道部配水課管理係長 指導部こども青少年課青少年係長 |
| 快適環境班 | 総務部防災危機管理室主査 市民部環境保全課環境整備係長 市民部環境施設課管理係長 福祉部保育課保育係長 都市建設部都市計画課都市計画係長 都市計画部景観まちづくり室景観まちづくり技査 消防本部総務課総務係長 水道部配水課施設係長 |

| | |
|-------|---|
| | 教育部總務課施設係長 文化部文化課文化財係長 |
| 地球環境班 | 企画部企画課企画係長 総務部総務課管財係長 市民部環境施策推進室技査 福祉部福祉課管理係長 健康部地域支援課地域支援係長 都市建設部契約検査課契約検査係長 教育部総務課庶務係長 文化部文化課文化振興係長 指導部学務課学務係長 水道部総務課総務係長 議会事務局庶務係長 |

(3) 浦添市環境市民会議 名簿 (順不同)

| 役 職 | 名 前 | 所 属 等 |
|-------|--------|-----------|
| 代 表 | 西江 重信 | グループエコライフ |
| 副 代 表 | 東風平 朝辰 | 公募 |

| 分科会部会 | 名 前 | 所 属 等 | |
|--------|---------------|-----------------|------|
| 自然環境部会 | 大城 功太郎 | 公募 | |
| | 今 隆春 | 公募 | |
| | 白玉 彩佳 | 公募 | |
| | 新里 玲王奈 | 琉球二ライ大学ネットワーク | 部会長 |
| | 田邊 治通 | 公募 | 副部会長 |
| | 名嘉 謙 本田 雅則 | 沖縄県建設業協会浦添・西原支部 | |
| | 西江 重信 | グループエコライフ | |
| 生活環境部会 | 加藤 俊孝 | まちづくりてだこ市民会議 | |
| | 仲松 辰男 | 公募 | |
| | 平賀 ミネ子 | 公募 | |
| | 真喜志 一輝 | 浦添商工会議所 | 部会長 |
| | 蒔田 道夫 | うらおそい歴史ガイド友の会 | 副部会長 |
| | 松本 淳 | 公募 | |
| | 渡辺 季洋 | 公募 | |
| 快適環境部会 | 池宮 直子 | くるりんの会 | 副部会長 |
| | 上江洲 徹也 | 公募 | |
| | 東風平 朝辰 | 公募 | |
| | 比嘉 武宏 | 浦添ライオンズクラブ | |
| | 山内 盛和 | 公募 | |
| | 渡辺 智子 | 湧き水 fun 倶楽部 | 部会長 |
| 地球環境部会 | 川満 昭範 | 公募 | 部会長 |
| | 喜納 朝勝 | 浦添ロータリークラブ | |
| | 金城 節子 | 公募 | |
| | 庄島 興一 | 公募 | 副部会長 |
| | 砂川 直樹 | 浦添電業会 | |
| | 比嘉 順子 | 公募 | |
| | 堀川 剛 | 浦添青年会議所 | |

4 浦添市環境審議会答申

平成 25 年 2 月 18 日

浦添市長 松本 哲治 殿

浦添市環境審議会
会長 諸喜田茂充



浦添市環境基本計画の策定について（答申）

平成 23 年 11 月 2 日付け浦市環第 281 号で諮問のありました浦添市環境基本計画の策定について、地域環境に止まらず複雑化した地球環境を含めた環境問題の解決に向けた本市の取組に関する総合的な視点で調査・審議しましたので、別添のとおり答申いたします。

本市の「望ましい環境像」として『豊かな自然と文化を育み、次世代へつなぐ環境共生都市・浦添』を掲げ、その実現をめざすための施策体系、取組施策、行動指針等を取りまとめるに至りました。

なお、本計画の推進にあっては、市民・市民団体・事業者・来訪者・市が強いパートナーシップで結ばれ、行政内部においては関係部署が連携し、計画の適切な進行管理の下、望ましい環境像の実現をめざすよう、特に要望いたします。

5 浦添市環境基本条例

○浦添市環境基本条例

(平成 23 年 6 月 29 日条例第 15 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
(第 9 条—第 26 条)
- 第 3 章 推進体制 (第 27 条—第 30 条)
- 第 4 章 環境審議会 (第 31 条)
- 第 5 章 雑則 (第 32 条)
- 附則

私たちの住む「てだこの都市 (まち)・浦添」は、亜熱帯気候にある沖縄本島の南側に位置し、東シナ海に面する緩やかな傾斜にあって、琉球王統発祥の地として自然と調和した政治・経済や歴史文化が栄えた地である。

しかし、先の大戦はこの地を壊滅的に破壊した。終戦後、米国統治の下に進められた基地建設は、農業主体の産業構造を変化させ土地利用の在り方に变化をもたらした。また、日本復帰後もこの産業構造の変化に連動した開発等が行われ、これらの環境の改変がさらに進められた。

一方、私たちの生活に根ざした経済活動は、大量生産・大量消費・大量廃棄社会を形成したことにより環境への負荷を増大させ、地域環境の阻害のみならず地球温暖化等をもたらし、生物種全体の生存を脅かす地球規模の環境問題を引き起こしている。

「てだこの都市 (まち)・浦添」の環境そして地球環境は、先人達が残してきた貴重な財産である。私たちは、この良好な環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、先人達と同様にこの貴重な財産を将来の世代に引き継いでいく責務がある。この認識の下、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれの責務と役割を自覚し、協働して環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

ここに、私たちは地球市民として環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指し、本市全体の環境に関する総合的かつ長期的な施策の基

本となる条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、市、市民、市民団体、事業者及び来訪者がそれぞれ果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定め推進することにより、現在及び将来の市民が自然と共生しながら健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全及び創造 大気、水、樹林、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な環境を維持し、及び形成することをいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁 (水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下 (鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は

生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 この条例において、環境の保全及び創造は、地球市民として大きな視野に立ち、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

- (1) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成に向けた活動に取り組むこと。
- (2) 自然環境や生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図ること。
- (3) 良好な環境の中で生活を営む権利を有することを認識し、及び互いに配慮すること。
- (4) 先人達が残してきた貴重な財産である良好な環境を次世代に継承すること。
- (5) 全ての者が、それぞれ果たすべき責務の下に公平な役割を有する自覚を持って、協働して自主的かつ積極的に取り組むこと。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、自ら行う施策の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に取り組まなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、県その他の地方公共団体と協力して、積極的に推進しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自らの行動によって、環境を損なうことのないよう互いに配慮するとともに、日常生活において、資源及びエネルギーの使用並びに廃棄物の排出等による環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体、

事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

（市民団体の責務）

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供及び活動機会の充実等を図り、環境の保全及び創造に関する活動を推進するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民、事業者及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動に取り組まなければならない。

- 2 事業者は、公害その他潤いある豊かな環境の保全及び創造に支障を及ぼす行為に係る紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たるものとする。
- 3 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷を低減するものとする。
- 4 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正に循環的な利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業者は、市、市民、市民団体及び来訪者と協働して、環境の保全及び創造に関する活動に努めるものとする。

（来訪者の責務）

第8条 来訪者は、環境の保全及び創造に関する活動に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、又は協働するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策
（施策の策定等に係る基本方針）

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、潤いある豊かな環境の保全及び創造に関する施策を策定し実施するものとする。

- (1) 健全な水循環の回復、維持及び有効利用

- (2) 生態系及び自然環境の保全及び回復
 - (3) 緑地の保全及び施設整備
 - (4) 公害の防止及び予防
 - (5) 快適環境の創造
 - (6) 循環型社会の構築
 - (7) 地球環境保全
 - (8) 環境教育及び環境学習の充実
 - (9) 協働
- (環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定による基本構想に即し、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標と施策の内容
- (2) 市、市民、市民団体、事業者及び来訪者が環境の保全及び創造のために行動する上において配慮すべき指針（以下「環境行動指針」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、浦添市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

2 市は、環境基本計画の実施に当たっては、その効果的な推進及び総合的な調整を行うために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書の作成)

第12条 市長は、環境の状況及び環境の保全及び創造に関して講じた施策の結果を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(水循環に関わる樹林の保全)

第13条 市は、健全な水循環を回復し維持するためには、樹林の持つ水源のかん養機能及び水の浄化作用が重要であるとの認識の下、水源のかん養機能及び水の浄化能力を高めるべく樹林を保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(生活排水の適正処理)

第14条 市は、健全な水循環を回復し維持するため、公共下水道及びコミュニティ・プラントの事業を推進するとともに、浄化槽の普及促進を図り、生活排水の浄化に努めるものとする。

2 市は、生活排水による水質汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者の策定する計画が、環境に適正に配慮されたものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。

(施設の整備)

第16条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設等の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創造のための事業を推進するものとする。

(規制の措置)

第17条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(都市景観の形成)

第18条 市は、快適環境の創造のために、歴史文化遺産の発掘、保存及び活用を通じて個性あふれる街なみを形成するとともに、自然環境と調和のとれた魅力ある景観の保全に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第19条 市は、循環型社会の構築を図るため、廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第20条 市は、地球環境保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識の下、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働して地球温暖化対策に関する施策を推進するものとする。

2 前項の場合において、市は、自ら率先して温室効果ガスの排出の抑制に努めるものとする。

(地球環境保全のための行動の促進)

第21条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者との協働により、それぞれの役割に応じて地球環境保全に資する環境行動指針を定め、その普及に努めるとともに、環境行動指針に従い地球環境保全に向けた行動を促進するよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第22条 市は、環境教育及び環境学習の充実を図るため、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) 学校教育における環境教育の推進のための施策
- (2) 環境の保全及び創造に関する生涯学習の支援のための施策
- (3) 環境の保全及び創造に関する広報啓発活動
- (4) その他環境教育及び環境学習の推進のための必要な施策

2 市民及び市民団体は、環境の保全及び創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むものとする。

3 事業者は、環境の保全及び創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、

環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第23条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう指導、助言、助成その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第24条 市は、環境の状況及び環境の保全及び創造に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、第22条に定める環境教育及び環境学習の推進並びに前条に規定する市民、市民団体、事業者及び来訪者の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(意見の反映)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、市民、市民団体、事業者及び来訪者の意見を反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 推進体制

(推進体制の整備)

第27条 市は、市民、市民団体、事業者及び来訪者と協働し、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(環境監視体制の整備)

第28条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査等の体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第29条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、情報の収集に努めるとともに、調査及び研究の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(関係団体との協力等)

第30条 市は、環境の保全及び創造のため、国、県

その他の地方公共団体及び民間の関係団体（以下「国等」という。）と連携を行う必要のある施策を実施するときは、積極的に推進するものとする。

- 2 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第4章 環境審議会

（環境審議会の役割）

第31条 浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第2条別表に規定する浦添市環境審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) その他環境の保全及び創造に関する重要事項

第5章 雑則

（委任）

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

6 用語解説

【アルファベット・数字】

BOD(Biochemical Oxygen Demand の略)

→「生物化学的酸素要求量」の項を参照

COD(Chemical Oxygen Demand の略)

→「化学的酸素要求量」の項を参照

ISO14001(International Organization for Standardization の略)

平成8年に国際標準化機構 (ISO, International Organization for Standardization) が発行した環境マネジメントシステムに関する国際標準規格。環境マネジメントとは、組織が自ら環境に関する方針及び目的を定め、その実現のための計画 (Plan) を立て、それを実施・運用 (Do) し、その結果を点検及び是正 (Check) し、これに基づきさらによくなるように見直し (Act) を行うというPDCAサイクルを確立することであり、これにより、組織の活動が環境に与える影響を適切に管理し、環境の保全と汚染の予防を図ることをめざすものです。

n-ヘキサン抽出物質

n-ヘキサン (ノルマルヘキサン) と呼ばれる有機溶媒によって抽出される揮発性の物質の総称で、水中の油分の指標の一つ。油分は直接および間接的に魚介類を死亡させるとともに、魚介類に臭いをつけてその商品価値を失わせます。そのため、環境基準では海域について n-ヘキサン抽出物質として「検出されないこと」(検出下限値 0.5 mg/l) と定められています。

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register の略)

→「化学物質排出移動量届出制度」の項を参照

SPM(Suspended Particulate Matter の略)

→「浮遊粒子状物質」の項を参照

75%値(水質汚濁)

河川における有機物による水質汚濁の指標である生物化学的酸素要求量 (BOD)、又は海域における有機物による水質汚濁の指標である化学的酸素要求量 (COD) の年間測定結果が、環境基準に適合しているかどうかを評価する際に用いられる年間統計値です。

BOD又はCODの測定結果が環境基準に適合しているかどうか(環境基準の評価)については、一年間で得られたすべての日平均値のうちで、その測定地点が属する水域類型に対応する環境基準値を満たしている測定値の割合が75%以上ある場合に、環境基準に適合していると評価します。

言い換えると、次に示す方法で計算された75%水質値が、その地点での環境基準値以下である場合に、環境基準に適合していると評価されます。

「75%値」の求め方は、一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値が、「75%値」になります。

〔例〕 年12回測定の場合、測定値の低い方から数えて9番目に該当する値($12 \times 0.75 = 9$)が75%値です。

【あ行】

アイドリングストップ

停車時に車のエンジンを切ること。燃料消費を削減するとともに有効な手段であるとされています。

悪臭防止法

工場・事業場からの悪臭物質の排出の規制措置等を定めた法律。昭和46年に施行されました。

亜硝酸性窒素

化合物のなかに亜硝酸塩として含まれている窒素のことを亜硝酸性窒素と呼びます。水中では亜硝酸イオン NO_2^- として存在し、地下水汚染の原因物質の一つとなっております。

硝酸性窒素と同様、肥料や家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、きわめて不安定な物質で、好気的環境では硝酸塩に、嫌気的環境ではアンモニウム塩に速やかに変化します。

硝酸性窒素と同様に地下水、河川などの公共用水域に対して環境基準が設けられ、現在の基準は 10 mg/ℓ以下となっております。

→「硝酸性窒素」の項も参照

イノー(礁池)

サンゴ礁に囲まれた浅いおだやかな海のこと。イノー内の潮下帯の浅いところから水深数 m 程度の所にかけては、海草の繁茂する藻場が各所に形成されています。

エコドライブ

エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなど、車を運転する上で簡単に実施できる環境にやさしい取組をいいます。

温室効果ガス

温室効果ガスとは、大気中に「熱がこもる」役割を果たすガス成分のことで、地球温暖化対策推進法に規定され、京都議定書における温室効果ガスの対象である 6 ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ヒドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄）を指します。

【か行】

化学的酸素要求量(COD)

海水中における有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によ

って強制的に酸化されるときに消費される酸素の量（通常 mg/ℓで表わす）をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示しています。我が国の公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としています。

化学物質排出移動量届出制度(PRTR)

人や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源から、どの程度環境中（大気、河川、海域など）に排出されたのか、又は、廃棄物などとして事業所の外に運び出されたのかというデータを把握、集計し、公表する仕組みのことをいいます。

化学物質を製造・使用する事業者は、環境に排出した量と廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量を自らが把握し、毎年、行政機関に届出します。行政機関は、そのデータを整理・集計するとともに、届出事業所以外（非対象事業所、家庭、自動車など）から排出される量を推計し、これら 2 つのデータを併せて公表します。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成 11 年 7 月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」により制度化されました。

合併処理浄化槽

台所やお風呂の生活雑排水を、し尿とあわせて処理できる浄化槽をいいます。これに対し、水洗トイレなどの汚水だけを浄化する浄化槽のことを「単独処理浄化槽」といいますが、現在「単独処理浄化槽」の新規設置は法律で禁止されています。

環境基準

環境行政において、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、「大気」、「水質」、「土壌」、「騒音」、「ダイオキシン類」についてそれぞれ法令に基づき定められるものです。環境基準は、「維持されることが望ましい基準」として以下の性質があります。

- (1) 個別の発生源を対象に規制を行う「排出基準」とは別のものであり、「環境基準」で規制することはしない。
- (2) 一方、許容限度あるいは被害の受忍限度（この基準まで環境負荷を大きくしても良いという限度）といった消極的な意味での限度と解されてはならないものである。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のことをいいます。

揮発性有機化合物(VOC)

揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤、溶剤、インク、ガソリン等に含まれています。代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なものは約 200 種類あります。

揮発性有機化合物は、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか、光化学オキシダントや SPM の原因物質でもあります。

京都議定書

平成9年 12 月に京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締結国会議(COP3)」で採択された、二酸化炭素など 6 つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めた議定書のことです。

グリーン購入

必要性を十分に考慮し、製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいいます。

平成 12 年5月に、環境物質等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」が制定されました。

光化学オキシダント

大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽等の紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称のことです。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物等植物へも影響を与えます。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグといいます。大気の汚染に係る環境基準が設けられています。

コージェネレーション(熱電併給システム)

発電と同時に発生した排熱も利用して、給湯、暖房等を行うエネルギー供給システムのことをいいます。従来の発電システムのエネルギー利用効率は 40%程度で、残りは失われていましたが、このシステムでは最大 80%まで高められます。これまでは紙パルプ、石油化学産業等で導入されていましたが、最近ではオフィスビル、病院、ホテル、スポーツ施設等でも導入が進んでいます。

コンポスト化

微生物の働きにより有機物（生ごみ・落葉等）を堆肥（コンポスト）に変えることをいいます。

【さ行】

酸性雨

化石燃料等の燃焼で生じる硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸等に変化し、それが雨等に取り込まれた形、あるいは直接、ガス、エアロゾルの形で酸が地上に到達することをいいます。通常では、pH5.6 以下になった雨を酸性雨と呼んでいます。

硝酸性窒素

硝酸態窒素とは、硝酸イオンのように酸化窒素の形で存在する窒素のことで、亜硝酸性窒素と同様に地下水汚染の原因物質となっています。肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されなかった窒素分は土壌から溶け出して富栄養化の原因となります。亜硝

酸性窒素と同様に地下水、河川などの公共用水域に対して環境基準が設けられ、現在の基準は 10mg/ℓ 以下と定められています。

→「亜硝酸性窒素」の項も参照

植物群

同じ場所で一緒に生育している、ひとまとまりの植物群をいいます。便宜的な概念で、「植生」の単位として用いられています。

同じような立地にはよく似た植物群落が見られることから、立地条件、種の組成、群落全体の形状などにより、類型化されることが多く、「植物群系」、「植物群集」などとも言われることがあります。「植生図」は、植物群落とその類型を地図として表したものです。

植生

ある地域における植物体の集まりの総称のことを「植生」といいます。植生の成立は、地形や気候などの環境要因や、伐採や農耕などの人為的要因の影響を受けます。一方、成立した植生はこれらの環境要因を変化させるため、現存する植生は、このような植物と環境要因の相互作用の結果でもあります。

水源涵養機能

森林の土壌が、降水を貯蔵し、川へ流れ込む水量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のことをいいます。

生物化学的酸素要求量(BOD)

最も一般的な水質指標のひとつであり、主に略称の BOD が使われています。水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、一般に、BOD の値が大きいほど、その水質は悪いと言えます。我が国の公共用水域の環境基準は河川にあっては BOD を、湖沼及び海域にあっては COD を指標としています。

生物多様性

バラエティに富む生物が複雑で多様な生態系をつくり、またその生態系自体も多くの種類があることを示す言葉です。生物は、地球上のあらゆる場面で、動物、植物、微生物といった異なる種類同士が捕食関係にとどまらない「持ちつ持たれつ」の微妙なバランスの上に生存しています。しかし、この「絶妙なバランス」の生物多様性が急速に失われていることが危惧されています。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニール (Co-PCB) の総称であり、それぞれ毒性が異なります。

人への影響については、一般毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたる毒性を有するといわれています。

大腸菌群数

大腸菌群とは、乳糖（ラクトース）を分解し酸とガスを形成する好気性又は通性嫌気性の菌の総称です。大腸菌群が水中に存在するという事は、多くの場合、その水が人畜のし尿などで汚染されている可能性を示すものであることから、水質汚濁の指標とされています。

窒素酸化物(NOx)

大気汚染物質としての窒素酸化物は、一酸化窒素や二酸化窒素が主です。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素ですが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化します。人の健康影響については、主に呼吸器系統への影響が知られています。

低公害車

排出ガス中の環境負荷物質や騒音・振動などの公

害の発生を大幅に抑えた車両のことをいいます。具体的な車両として、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車などがあげられますが、開発が進む燃料電池車や低燃費型のガソリン・ディーゼル車も低公害車として含まれるとする考えもあります。

等価騒音レベル

時間とともに変動する騒音(非定常音)について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつです。通常、騒音レベルは時間とともに変動するため、その評価にあたっては、一定の測定時間内でこれに等しい平均2乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルを使用しています。単位はデシベル(dB)です。

間欠的にn個の騒音レベルを測定した場合、その測定値を P_{A1} 、 P_{A2} ・・・ P_{An} とすると、等価騒音レベル(L_{Aeq})は、次式で算定できます。

$$L_{Aeq} = 10 \log [(10^{(P_{A1}/10)} + 10^{(P_{A2}/10)} + \dots + 10^{(P_{An}/10)}) / n]$$

透水性舗装

河川への雨水流出抑制、地下水の涵養や街路樹の保護育成を図るため、雨水の一部を地下に浸透させることができる道路等の舗装のことをいいます。

【な行】

二酸化窒素

→「窒素酸化物」の項を参照

【は行】

バリアフリー

バリア(障壁)をなくすこと。建築用語では、建物内の段差を無くす、出入口や廊下の幅員を広げるなど、障がい者や高齢者などが生活するのに支障のない構造や仕様をすることを意味します。

建築分野に限らず、公共施設や交通機関、身の回りの商品でもバリアフリー化が進んでいます。障がい者の社会参加をはばむ制度的、心理的な障がいの

除去という意味にも使われます。

ビオトープ

生物の生息空間のことであり、地域に住むさまざまな生き物が地域固有の自然生態系を形づくっている空間のことをいいます。

ヒートアイランド現象

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の減少、さらに冷暖房等の人口排熱の増加により地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいいます。

この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド(熱の島)といわれます。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している $10 \mu\text{m}$ 以下の粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基準は「1時間値の1日平均値が $0.10 \text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1時間値が $0.20 \text{mg}/\text{m}^3$ 以下」と定められています。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(黄砂、火山、森林火災など)のものがあります。

ポットホール

岩の窪みなどに入り込んだ礫(れき)が強い水流でその礫が回転し、丸みを帯びた円形の穴に拡大したものを「ポットホール」といいます。川底が侵食の影響で下がり、ポットホールのできた場所は水面より高くなることで、その結果、ポットホールは地表に見られるようになります。また、すりへって球状になった礫が、まれに穴の底に残っているポットホールもあります。

【や行】**ユニバーサルデザイン**

年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。ユニバーサルデザインの7原則として以下のものがあります。

- ①誰にでも公平に利用できること。
- ②使う上で自由度が高いこと。
- ③使い方が簡単ですぐわかること。
- ④必要な情報がすぐに理解できること。
- ⑤うっかりミスや危険につながらないデザインであること。
- ⑥無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること。
- ⑦アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること。

要請限度(自動車騒音に係る)

住居の集合地域や病院・学校の周辺地域であって、騒音規制法に基づく指定地域に指定されている地域において、市町村長は、自動車騒音が一定の限度(これを「要請限度」という)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して道路交通法に基づく交通規制等の措置を講じるよう要請できます。

【ら行】**リスクコミュニケーション**

環境リスクなどの化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべてのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ることをいいます。

化学物質による環境リスクを減らす取組を進めるための基礎となります。



浦添市環境基本計画

発行年：平成25（2013）年 3月

発行：浦添市 市民部 環境施策推進室

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

TEL 098-876-1234（代表）